

**藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査
支援者ヒアリング調査報告書**

2024年（令和6年）3月

藤沢市

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の実施概要	1
(1) 調査対象	1
(2) 実施期間	2
(3) 実施方法	2
(4) 調査項目	2
3 調査結果の見方と留意事項	2
第2章 支援者ヒアリング調査結果	3
1 支援者ヒアリング項目別の調査結果	3
(1) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援	3
(2) 対象者の課題や支援ニーズの変化	9
(3) ヤングケアラーや孤立した子ども・子育て世帯が支援につながるための取組	19
(4) 今後、市が特に力をいれることが重要だと考える取組	25
(5) 子どもや若者当事者の意見を聞く具体的な方法	36
第3章 ヒアリング対象団体別の調査結果概要	44
1 対象者別のヒアリング結果	44
(1) 子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）	44
(2) 母子・父子自立支援員	48
(3) ユースサポート・ユースワークふじさわ	50
(4) スクールカウンセラー	53
(5) スクールソーシャルワーカー	56
(6) 小学校	60
(7) 中学校	62
(8) 生活困窮者自立相談支援機関 （バックアップふじさわ社協（コミュニティソーシャルワーカー））	68

(9) 子どもの学習支援事業.....	71
(10) 子どもの生活支援事業.....	74
(11) 子ども家庭総合支援拠点.....	79
(12) 児童相談所.....	81
(13) 児童養護施設（子育て短期支援事業）.....	84
(14) 障がい児支援サービス、放課後支援事業所（放課後等デイサービス）.....	88
(15) 県立高等学校.....	93
(16) 子どもの居場所等の民間の支援団体.....	95

第 1 章 調査の概要

1 調査の目的

支援者ヒアリング調査は、様々な困難を抱える子どもや子育て家庭と、普段から接点を持っている関係者・支援者に、実態調査のアンケート調査からは十分に把握することが困難な、子ども、若者、子育て家庭の状況、抱える課題や支援ニーズ等について実態把握することを目的としている。また、今後策定する市の計画についての意見や、子ども・若者への意見聴取の方法等について意見をうかがった。

2 調査の実施概要

(1) 調査対象

調査対象は、市内で活動する下表に掲載の 16 分野 24 か所の団体・施設とした。

図表 1-1 ヒアリング対象者の一覧

ヒアリング対象者分類	実施箇所数
(1) 子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）	4
(2) 母子・父子自立支援員	1
(3) ユースサポート・ユースワークふじさわ	1
(4) スクールカウンセラー	1
(5) スクールソーシャルワーカー	1
(6) 小学校	1
(7) 中学校	2
(8) 生活困窮者自立相談支援機関（バックアップふじさわ社協（コミュニティソーシャルワーカー））	1
(9) 子どもの学習支援事業	1
(10) 子どもの生活支援事業	2
(11) 子ども家庭総合支援拠点	1
(12) 児童相談所	1
(13) 児童養護施設（子育て短期支援事業）	1
(14) 障がい児支援サービス、放課後支援事業所（放課後等デイサービス）	2
(15) 県立高等学校	1
(16) 子どもの居場所等の民間の支援団体	3

(2) 実施期間

第1期：令和5年10月18日から令和5年12月18日

第2期：令和6年1月23日

(3) 実施方法

第1期のヒアリングは、対面とオンライン会議の併用等の実施方法によりヒアリング調査を実施した。事務局より、ヒアリング対象者に事前にヒアリング調査シートへの回答協力を依頼し、ヒアリング調査シートの回答状況に基づき、1～2時間程度のヒアリング調査を実施した。

第2期は、社会資源調査の回答者のうち子ども・若者の居場所を主な活動とする団体にヒアリングへの協力を依頼し、オンライン会議の方法によりグループヒアリングを実施した。

(4) 調査項目

支援者ヒアリングでは、第1期は、下記の質問項目を中心にヒアリング調査シートの回答に沿って聴取した。第2期は、子ども・若者の声を反映した居場所づくりをテーマにグループヒアリングを実施した。

図表 1-2 ヒアリング調査項目（第1期）

調査内容	質問項目
1. 基本情報	法人名称、所在地、連絡先等、事業や活動の概要 等
2. 支援対象者の課題や支援ニーズ	複合的な課題の把握方法、特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援、対象者の課題や支援ニーズの変化 等
3. 関係機関との連携	連携している支援機関・団体、連携に関する課題 等
4. 市の計画	市の計画への意見、子ども・若者への意見聴取の方法 等

3 調査結果の見方と留意事項

- 第2章ヒアリング調査結果は、ヒアリング調査で尋ねた質問項目を基本として、ヒアリング調査で把握した情報を整理分類して、項目化を行っている。ヒアリング調査結果の各項目には、黒色の枠線内に調査対象者から聴取した内容の要約を掲載した。なお、聴取した全ての発言内容を掲載しているわけではない点に留意が必要である。
- 第3章では、ヒアリング対象団体別のヒアリング結果概要を掲載した。ヒアリング対象者が実施する支援活動の概要を中心にまとめている。

第2章 支援者ヒアリング調査結果

1 支援者ヒアリング項目別の調査結果

(1) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援

ヒアリング対象者に、「特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援」に関して質問した。ヒアリング対象者が挙げた関わりや支援を大きく、対象者との関わり方・関係構築に関する事、関係機関との連携支援に関する事、支援の方針・方法に関する事の3つの分類に整理した。

対象者との関わり方・関係構築に関して、対象者の話を傾聴すること、対象者との信頼関係をつくること、日常の関係性の中で困りごとを把握すること等が挙げられた。関係機関との連携支援については、関係機関との情報共有や支援方針の擦り合わせ、役割分担の重要性に関する意見が多く挙げられた。また、様々な関係者から対象者にアプローチをして支援につなげるという意見があった。支援の方針・方法に関して、対象者への継続的な支援や長期的な支援、アウトリーチ的な支援、子どもや若者だけでなく家族全体を含めた支援の検討等が重要との意見が挙げられた。

ヒアリング対象者から伺った主な意見

(1) 対象者との関わり方・関係構築に関する事

【対象者の話を傾聴する】

- 厳しい状況にある子どもや家庭に対して、とにかく寄り添い傾聴する。保護者だけではなく、子どもの意見を聞き、時には互いの代弁者として関係修復に努めることもある。最初は警戒している保護者もいるが、子どもの話になると話してくれることが多い。保護者の子どもや子育てに対する思いを聞き、共感するところから始める。話を聞いて寄り添うと、こちらの意見にも耳を傾けてくれるようになる。
- 子どもとの信頼関係を築くには、直接かかわる機会を重ねていくことで顔なじみになっていき、親身に話を聞くことが重要。養護教諭は担任とは異なる立場から、「最近何が楽しいの」といった日常会話の中から家庭の状況や悩みをひろい、生徒を取り巻く課題を把握するようにしている。
- 我々と利用者の間には家族や学校、職場と違って利害関係がない。最初は相談することに抵抗があるかもしれないが、親、友達、先生にも言えないことを全く関係ない人に話すのはいいことだと、経験するとすぐにわかる。フラットに、決めつけないで話を聞くことで、その人が困っていること、気になっていることを話してくれるようになる。彼らも気を使いながら生きてきている

ので、自分の話をして自分が言いたいことを言っている場だと思えると関係性ができる。

- 支援する側の意見よりも、まずは子どもたちや保護者が何を伝えたいのか、何に悩んでいるのかをゆっくり時間をかけて寄り添いながら聞き出していく事が重要。
- 話の傾聴が大切。慢性疾患の子を持つ母親の気持ちを傾聴することが大事だと考えているが、そこまで頻繁に話を聞くことができず、フォローしきれていないように感じている。
- まずは心を開いてもらい、受け入れること。コミュニケーションを大切にし、相手の話をよく聞くことで、支援の見通しを立てていく。

【対象者との信頼関係をつくる】

- すべての人が困っているときに声をあげられるわけではないため、相談できるような信頼関係を作ることが必要。相談をしてもらい悩みを共有して、一緒に困るくらいはできる。すべてのケースで支援の情報提供をできることがベターだが、すべてのケースで支援をするのは難しい。
- 特に厳しい状況にある子どもや家庭ほど、他者との関わりに消極的かつ拒否的である。人を信頼することに対して拒否的なため、人との関わりは必然的に少なくなり孤立し、孤独におちいっていく。親も子も、周囲に「いい大人」「信頼できる大人」がいるということを知ってもらうことが大事。コミュニティソーシャルワーカー等のアプローチとして、日常の不定期・定期的な関わりあいや何げないやりとりをする「関係構築のため」の支援計画を立てることが多い。初回の面談では、まずは関係性を作ることを見重要視している。
- 保護者との関係づくりの工夫として、子どもの送迎の際に、保護者と今日あったことを直接話すようにしている。保護者と普段から話すことで距離を縮めると、何かあった時に話を引き出しやすい。保護者に精神疾患や知的障がいがあるケースもあり、話を聞き、必要に応じて相談支援専門員や行政と連携している。保護者との関わり方の工夫の一つだが、関わり方が難しい保護者の場合に、信頼関係を築けているスタッフが連絡等の対応を担当するケースもある。
- 子どもとの関わり方の工夫として、当事業所では子どもたちに職員を「先生」ではなく「〇〇さん」と呼んでもらう。「先生」だと上下関係が生じ、子どもも保護者も本音を言いにくい。子どもとの距離を縮めて、楽しく過ごしやすい場所にするなら、年の離れたお兄さんや、お父さん、お母さんのような関係性を作ることには大事である。
- 日ごろからの関係性が構築されていないと、家庭の状況を聞き取ることはできない。

【日常の関係性の中で困りごとを把握する】

- 日々のやりとりのため、LINE でご家族ごとにグループを作り 24 時間連絡が取れるようにしている。本当に困った状態になってから課題がでてくると、解決できるものもできなくなるということがある。そこから動く労力の方が結果的に大きい。積もり積もって取り返しがつかなくなる前に、日々の関係性の中で適宜吐き出してもらうことが、結果的にケアのしやすさにもつながると思う。

【関わりの中で社会性をはぐくむ】

- （引きこもり等困難を抱える若者の）利用者が安心して自分の思いを話せる場として機能させ、相談員との関係性の中で、社会性をはぐくむことが重要だと考えている。当事業は特に若い方の利用が多く、彼らは本当に狭い世界で生きているため、社会性をはぐくむことが必要だと考えている。彼らが知っている中から仕事を選ぶと、コンビニかファミレスになってしまいかねない。学校へ行ったりバイトをしたりという社会生活の体験が少ないと、親の仕事しか知らないということにもなりやすい。親や教師以外の大人と話す経験も少ない。社会や大人が怖いと思っていることが多いので、社会に対する信頼をはぐくみ、学校に戻るとか働くとか徐々に思ってくれたらいい。我々のことを話しやすい大人と思ってもらうことが大切である。我々が社会に踏み出す窓になればと思っている。

(2) 関係機関との連携支援に関すること

【関係機関との情報共有、支援方針擦り合わせ、役割分担】

- 他機関と連携し、それぞれの役割分担をして、支援に取り組むことが重要。きょうだい小中学校でまたがっている場合で、児童相談所の虐待ケースとなると、要保護児童対策地域協議会によるケース会議を行う。要保護児童対策地域協議会のケースは、要保護児童等の保護を目的として、構成機関間の情報共有がしやすくなる。児童相談所は家庭についての様々な情報を持っているため、家庭や本人の状況理解が深まる。そういう場で顔を合わせることで連携が取りやすくなるということはある。
- （児童虐待について）一つの機関で支援を行っていくことは難しいことが多いため、多様な関係機関と連携を図りながら支援にあたる必要があるとあり、支援者が同じ方向で支援を行っていくことが重要である。基準に沿って介入するか否かを判断しているが、支援者が同じ方向で支援を行っていくために、保護等に関する基準の理解など、関係機関との認識共有がより必要と思う。研修は市で年2回。要保護児童対策地域協議会でも年複数回はやっている。
- 他機関との連携が重要。医療・福祉等関係機関との連携から、ケースの持つ課題と他機関が考える課題を整理し、ケースと関わるようにしている。保育園などでは、子どものために、母親に求めることが多くなりがちだが、母親にとっては、支援を得られないと子育てが難しいケースもある。連携機関で情報を共有し、意見を交わしていくことが重要。
- 子どもの学習支援の対象生徒の全てではないが、高校進学について学校と連携して慎重に支援を行っている。経済困窮家庭であれば、私立高校に進学する場合、必要に応じて奨学金や貸付金を借りることになるが、給付型ではない場合には将来返済をしなければならない。私立高校に進学しても中退することも珍しくなく、借金だけが残る場合もある。志望する公立高校に進学できればいいが、私立に進学することになった場合は、将来、奨学金を自分で支払わなければならないことを説明して、本人も納得しないといけない。親が奨学金・貸付金を返済する必要があることを知らないことや、理解できていないこともある。志望校が決定する前に、社会福祉協議会のコ

コミュニティソーシャルワーカーに担当してもらい、お金のことや、高校入学後の支援について相談することもある。保護者の中には、文章を読むこと自体が苦手であることも多い。学校説明会に行っても、内容が理解できないことがある。また、高校に合格したら、入学の手続きなどのフォローが必要である。

- 他市の好事例だが、児童相談所の職員と、市のこども家庭課の職員と一緒に訪問して、市の福祉サービスや地域につなげるような取組をしている。一時保護解除後に家庭に戻った後は、地域で生活しているので、関係機関の協力を得ながら進めていくことが主流となっている。
- 学校がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉、家庭、警察、児童相談所などと連携すれば、見えないものも見えてくる。そうしたコラボレーションとコミュニケーションを通して、生徒・保護者の信頼・安心につなげる。支援が必要な子どもや家庭は、小中学校の教員から「よく分からない人」という扱いを受けてきていたり、虐げられてきたという感覚を持っていたりする。そうではないこと、あるいはそう思ってしまった背景などを、共同作業で粘り強く継続的にアセスメントし、理解し、支援していくことが大切。
- 児童相談所は、一時保護等の介入を行う機関であり、子どもや保護者等の当事者の意に反することを唐突に行うため対立してしまうなど難しい部分があるが、介入する担当と支援する担当の役割を分けることで円滑に支援ができるように工夫している。1人ですべてを担当することは難しいので、様々な機関と連携しながら、時には憎まれ役になりながら支援をしている。

【様々な関係者からアプローチして支援につなげる】

- シングル家庭については、例えばコミュニティソーシャルワーカーのチラシを学校から渡してもらっても、つながりにくい。一か所ではなく、いろいろな所につながる環境が必要と思う。自分から、助けてと来る人は少ない。親が精神疾患を持っている家庭も多いが、そのような家庭とどうかかわりを作っていくか。いろいろな所が協力して、アプローチすることが必要。
- 生活困窮の家庭の中には、公的な支援があることや、その申請の仕方を知らないこともある。児童の持ち物や集金の状況などから気付くことがあれば家庭に確認したり、必要があればスクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーと連携し福祉的な支援を勧めたりしている。

(3) 支援の方針・方法に関すること

【継続的な支援、長期的な支援】

- 課題をクリアしていくことで、積極的な関わりというものを減らしていくが、母親側は支援がなくなってしまうことを恐れてしまうケースもある。行政が関わりを途切れさせないということは重要で、母親側にも関わりは途切れないことを認識してもらうことも必要。単独の課からの支援については、対象から外れて支援を終えるタイミングが来るが、支援が終わる場合でも支援をする側がつかないでいくという意識が必要。

- 学校という限られた期間やスケールが限定的な関わりでは限界があり、継続的な支援ができない。将来にわたり、家庭に関わり、自立に向けて支えられるような機関とつながっていくことが重要。中学校で面倒を見ることができるのは、所属している3年間だが、その後もその子どもにとっての困難は続いていくことから、学校や所属ごとに切れてしまう支援を、継続的な視点でできるとよいと感じる。
- 相談につながり、話せただけで安心しましたと言ってくれる人が結構いる。すぐには解決しないことが多いが、話すごとに課題が見えてくるので、地域の人や専門の関係機関に協力してもらいながら、支援が途切れないことを意識している。
- その日その場の利用者の困り感に対応するだけでは、長期的な支援目標を達成することは困難である。本人が望む状態に確実にたどり着くためには、相談員が長期的な視点を持って支援にあたる必要がある。
- 支援を継続させていく必要があるため、対象者に寄り添い、長期的に関わりながら支援にあたる必要がある。現在は、主に両親の行動を改善することで虐待防止をするという視点が多く、子どもの意向を確認するという視点を強化していくべきと思っている。

【アウトリーチ的な支援】

- コミュニティソーシャルワーカーの関わり方はアウトリーチが基本である。窓口で相談を待つのではなく、いかに生活の状況を確認できるかが重要である。通常、人は、自分の家に来てもらいたくないし見てほしくない。しかし、親しい人に気持ちを言葉にして伝えたいという欲求があるので、絶対に会わないという人はむしろ少ない。
- アウトリーチ的な支援の充実が今後必要と痛感、スクールソーシャルワーカーのアウトリーチ資源は乏しい。家庭訪問、同行支援もそこそこ増えているが、体制的にどのニーズにも対応できるわけではない。家庭訪問はどこともつながっておらず何かのニーズを掘り下げる必要がある時等、他の資源では対応が難しい場合に実施する。教育現場のアウトリーチは、担任の先生が不登校の子どもを家庭訪問する等、個々の先生が時間を捻出して対応しているのが現状だと思う。教員の働き方改革が打ち出されているので、教員も葛藤している部分もあると思う。管理職、学年のチームとして、どう役割分担ができるかは課題。スクールソーシャルワーカーも人数が限られているので、アウトリーチが必要な家庭には、学校でどこまでできるかを調整し、無理そうであれば、他に関与できそうな関係機関がないかを確認し、学校、関係機関、スクールソーシャルワーカーで分担をして、家庭訪問等を含めてできることを考えていく。既に別の機関とつながっている場合は、各機関にお願いをすることもある。
- 原則アウトリーチは行っていないが、必要な場合は行うこともある。来課して手続きが必要な場合で、病気等により来課が困難な場合は、訪問して手続きを進めることもある。

【家族全体を含めた支援の検討】

- 子どもに対する直接的な支援だけでなく、家族を含めて課題を把握し、支援を検討することが必要。事業所では高校3年生ままでを対象としているが、子どもが17、18歳になり社会に出るための情報を保護者が十分に持っていないことが多いため、選択の幅を広げられるよう、情報提供や提案をすることが重要になる。

【対象者が主体となれる、できたことに視点を当てる支援】

- 一時保護の解除後は、基本的には家族から児童相談所に定期的に通ってもらい、生活の状況や新たに起こった問題を確認する。その時に、できないことや悪い事に視点を当てるのではなく、できたことを確認して次につなげるという手法を取り入れている。家族と子どもが主体となれるようなプロセス、考え方の支援が必要だと思う。

(4) その他

【発達障がい児に関する相談制度の仕組み】

- 療育を利用している子ども、発達課題を持っている子などを、マネジメントするのが母親の役目となっている。介護保険のようなケアマネジャーが相談にのるような制度が母子にはない。現状ではそれが市の保健師の役割だとは思いますが、業務との狭間で丁寧な関わりができていないため、母親は自分で様々な情報を集め、判断し、決断していると思われる。それを身近でサポートする制度的な仕組みがない。

【対象者への分かりやすい説明】

- 支援の見通しをわかりやすく、誤解を生まないような言葉で話すようにしている。
- 電話での相談だけでなく、来課での相談を勧めている。資料を用いて説明することで、理解が進み、後々の申請の際にも円滑に進むことが多い。また、コミュニケーションも円滑になる。

【子育てや家事の方法を教えるサポート】

- 仕事等が忙しく養育が十分にできていない家庭の中には、保護者自身が未熟で、そもそも子育てや家事の仕方がわからないため、サポートが必要な場合がある。例えば、子どもの発達や成長が早くて、ひとりで入浴できる子どもであっても、最後は保護者が仕上げをするような関わりが本当は必要だと言ってくれる人やサポートが必要だと思う。家事の仕方がわからない保護者も多いので、家事や片付けの方法を教えてくれる人が本当は必要なのだと思う。

(2) 対象者の課題や支援ニーズの変化

ア 新型コロナウイルス感染拡大で引き起こされた影響

ヒアリング対象者に、「近年における対象者の課題やニーズの変化」について質問した。回答のうち、新型コロナウイルス感染拡大で引き起こされた影響について、保護者・家庭への影響、子ども・若者への影響、支援活動や事業への影響の3つの視点に分けて整理した。

保護者・家庭への影響では、収入の減少に伴う経済的困窮・生活難の影響が最も多く挙げられた。その他に、家庭の外に頼れず孤立した子育ての状況が増えたこと、DVや児童虐待の増加、精神疾患を抱える保護者の増加などの影響が挙げられた。

子ども・若者への影響では、コロナ禍の期間に人と交流する機会、様々な体験や経験の機会、体を動かす機会が減少したことが挙げられた。このような変化により、未就学の子どもの言葉や発達への影響への懸念を伺った。また、学齢期の子どもの不登校・登校しぶりの増加や、子ども・若者の精神的な不調が増加したという影響の指摘があった。

支援活動や事業への影響では、コロナ禍の期間に事業の縮小・利用制限・活動内容の変更を余儀なくされた点が挙げられた。また、子どもや家庭との接点が減ったことで、コロナ禍は児童虐待の通告件数が減少したという影響がみられた。

ヒアリング対象者から伺った主な意見

(1) 保護者・家庭への影響

【収入の減少に伴う経済的困窮・生活難】

- 今回の新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けた人は、働き盛りの30代、40代が比較的多かった。子どもが多く、飲食店等でそれまで稼げていた人たちが打撃を受けた印象である。仕事が無くなったということで、例えば日雇いの仕事ならあるが、子育てに費用がかかるので、家庭を維持するためにも、それなりの収入を得られる仕事を探さないといけないというような状況があった。
- 「新型コロナ特例貸付」の借受人は今もなお、生活困窮の状態が続いている世帯が多く見受けられる。返済を開始している方たちは、共通して『物価高騰』もあり、コロナ禍以前より支出が抑えられず、収支のバランスが保てないことを課題に挙げている。就労もままならず、貸付の返済からも目を背けざるをえず、ますます不安・孤独・孤立に陥った生活になっていく方もいる。
- ひとり親家庭は元々生活苦の方が多いが更に増えたと感じている。コロナ禍で仕事を失ったり、新型コロナウイルス感染症の後遺症で働けなくなったり、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今もその影響は多大にある。雇用形態が正規職員ではない方が多いので、コロナ禍で失職してしまう方が多くいた。新型コロナウイルス感染症の後遺症として、咳が止まらないなどの影

響により、仕事に就けなくなる方もいた。

- コロナ禍で経済的に困窮している家庭は、機関につながれたと思っても、貸付金の返済ができない事態になっている。その場合免除手続きが必要だが、免除手続きが止まっていることもある。発信があれば手伝えるが、発信もできない家庭もあると思う。
- コロナ禍で生活が苦しいという声は増えていた。

【孤立した子育て】

- 母親自身の心身に関する病院の受診や、子どもの受診も怖くて行けないという方が多く、閉じこもり傾向になる母親が多かった。外から家族が困っていることが見えにくいため、把握した時には重い状況となっている場合もあった。
- コロナ禍以前は祖父母が子育てに協力してくれていたが、感染の不安から協力ができなくなった家庭もあった。祖父母の協力があって成立している家庭が一定数ある。
- コロナ禍で人と相談することがなかったためなのか、スマホが普及してきたためかわからないが、情報過多になってしまっている保護者がいる。ネットの情報と自分の状況と比べて心配になってしまう場合や、逆に安心して自己解決してしまう場合などがある。
- コロナ禍で、元々潔癖症のようなタイプだった人が、更に感染症に敏感になり、集団に入ることをとて怖がる母親もいる。生まれて一か月が過ぎても、「子どもと一緒に外に出ていいのか」など、過度に怖がっている部分があると感じる。

【DV や児童虐待の増加】

- コロナ禍以前もあったが、コロナ禍以降に DV 等の課題を抱える家庭が増えている。リモートワークで父親が在宅する時間が長くなったことが大きな要因だと思う。父親が家庭から離れていることで何とかなっていた家庭が崩壊し始め、DV や児童虐待として表面化していると思う。裕福で落ち着いているように見える家庭で DV が増えたと感じる。コロナ禍前から潜在的には存在していた問題が、表面化されたという感じがする。

【精神疾患を抱える保護者の増加】

- コロナ禍の影響で、子育て世帯の孤立が進み、精神的な問題を抱える方が増えていると感じる。いつごろからつらくなりましたかという質問に対して、コロナ禍で外出の機会も少なく、相談できず、パニック障がい等を抱えたという母親が増えている。
- コロナ禍以降に、スクールソーシャルワーカーが関与しているケースの中にも精神疾患を抱えている母親は多い。スクールソーシャルワーカーが対応するのは学校からの要請があったものだけだが、全体としてはかなり増えていると感じる。

【父親の子育てへの参加】

- コロナ禍で、子どもが父親との時間がとれるようになったこともあり、コロナ禍以前は、スクールソーシャルワーカーから母親にアプローチすることが多かったが、父親も面談に出てくるようになった。

(2) 子ども・若者への影響

【人と交流する機会の減少】

- 1、2歳児に地域の交流の場に来てもらえるよう、健診の場で伝えている。藤沢市に4か所ある子育て支援センターも行く方が増えてきている。1歳6か月健診で、こんなに同世代の子を見たのが初めて、という方もいる。新型コロナウイルス感染症が怖くて公園や子育て支援センターに行けなかった、という方は多い。
- 人見知りの子が増えている。新型コロナウイルス感染拡大以前は、1歳半くらいまでで人見知りするものの、こちらのやることに興味を示したりする子もいたが、コロナ禍では、座ったとたんに顔を隠してしまうなど。
- コロナ禍前後で、生徒のリアルな人とのつながりが希薄になっており、他者に対して閉じている感じが強くなっている。ネットの中では様々な人とやり取りしているものの、リアルの関係性である教師と生徒の関係、生徒同士の関係は希薄になっていると感じる。
- 今の中学生は、小学校生活の後半がコロナ禍にあり、マスクをしなければならない、あまり人とかわってはいけない、前を向いて黙食で給食を取る等を求められた時期を過ごしてきている。そのため、心を伝え合う、時にぶつかり合う、といった経験が少ないのかもしれないと教員間で話している。コロナ禍の過ごし方の影響は大いにあると感じる。
- 長期間マスクを着けていた影響で、素顔を出すことや、人前に出ること拒否感を持つ生徒が増えていると感じる。新型コロナウイルス感染症の流行により、休校期間や分散登校が実施され、全校集会などの多くの人が集まる場のようなものが、なくなってしまった。現在も全校集会は実施されておらず、多くの人が集まる場で、話を聞くことや、活動を行う経験が乏しいことが影響しているのではないか。

【子どもの経験の機会の減少】

- コロナ禍の制限で学校行事等も縮小し、普段より子どもたちの経験の機会が減っていた。その期間は、子どもたちが委縮し、チャレンジする意欲がわかないという状況があったと感じる。制限が解除され、回復してきたがコロナ禍以前の状況には戻っていない。子どもが前向きにものを考え、チャレンジしようとする意欲がまだ低下していると感じる。
- (障がい児の中に) マスク着用が困難な児童がおり、外出先が限られてしまった。
- コロナ禍の時は、自粛を理由に教室自体に来ない子どもたちが多かった。
- コロナ禍の影響で、高校時代にアルバイト経験がない子どもの多くが働くイメージが具体的に湧いていない。

【体を動かす機会の減少】

- 車社会の地域ではあるが、コロナ禍前より体を動かさなくなり、生徒の肥満度が高くなっていると感じている。実際に全国平均に比べて肥満度が高い。部活動も、コロナ禍や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定を受けて、以前ほど熱心に活動することがなくなっている。これらのことから、生徒が体を動かす機会が減り、肥満につながっていると考えている。

【子どもの言葉や発達への影響】

- コロナ禍を経て、言葉の成長を含めた発達の遅れを強く感じている。乳幼児健康診査で、我々のような、初対面の大人に対してしゃべってくれない子どもが増えた。母親に、家では返事をするか、名前を言えているか、と聞くことが増えた。また、何かあるとスマホの動画を見せるということが増えている。動画は一方的なコミュニケーションになる。言葉の発達には、交流の場が重要。言葉は真似ることから始まる。心理士とも話をしたが、マスクの影響だけではない。家ではマスクをずっとつけているわけではない。親戚とのかかわりの少なさも影響として大きいという印象。交流は1つのキーワードにはなっていると思う。
- 安易に子どもにスマホを見せる親が増えたように感じる。コロナ禍で静かにしていることがあたりまえ、という風潮になったこともあり、騒いでなくても電車の中でスマホを見せている親など。
- 子どもが全体的に幼くなっているように感じる。コロナ禍で外出しなくなり、交流が減った。子どもの言葉や遊び方が幼くなったと感じる。離乳食の進みについても遅くなっている。子どもの拙い動きを見て、大人が察して動いてしまうことで、誰かと意思疎通を図りたい、図らなきゃ、と子どもが思う場面を減らしてしまい、結果として発語の遅れや言葉の稚拙さなどが生じている。コロナ禍で外部との交流が減ったことも要因の一つではないか。
- 成長がゆっくりの子が非常に多く感じる。コロナ禍を経て、外に遊びに出ていない子ども多いのではないか。暑い、寒い、疲れるなどの大人の都合が優先されてしまい、子どもを連れての公園遊びなどが減っている影響もあるのでは。
- 施設内は感染予防のため、マスクを着用している。マスクで表情が隠れるため、子どもとコミュニケーションを取る時に支障になる。特に乳児院の赤ちゃんは、大人の表情を見ながら成長する大切な時期だが、大人が正面で赤ちゃんときちんと向き合うべき場面で、マスクで表情が隠れることが大きな支障になっていると聞く。相手の表情、顔の形を見ながら成長することは大事だと思う。今は、その影響が表面化していないが、この先このことが原因と思わせる影響が生じるのではないかと予想している。

【子どもの発達障がいに関する相談の増加】

- コロナ禍により、保護者の在宅勤務が増えた。そのことにより、保護者が子どもといる時間が増

え、子どもの発達が気になる方が増えて、発達障がいに関する相談が増えたように感じる。家の部屋数が限られている中で、「静かに過ごしてもらいたい」、「勉強させたい」などと、学校再開までの段階で感じられたようである。子どもに落ち着きがなかったり、勉強をみて学習の遅れに気づいたりするなど、学習に関する部分の相談も多かった。

【不登校・登校しぶりの増加】

- コロナ禍で、外出する機会が減り、また無理に外出しなくても良い期間（新型コロナウイルス感染症への不安のために自宅での学習等が可能となった期間）があったこともあり、登校しないという選択がしやすくなったように感じる。その結果、新型コロナウイルス感染症対応が変化してきている現在も登校することへの不安や抵抗感、登校へのきっかけがつかめない等、登校できていない状況の生徒が増加しているように感じる。支援ルーム等、個別の対応や保護者も含めたスクールカウンセリング時間の増加が必要である。
- コロナ禍がどの程度影響しているか分からないが、登校しぶりの児童が増えている。朝行きたくないと泣き叫ぶ児童を母親が連れてくることあるし、昼近くになって母親が連れて来ることもある。ここ数年は1、2年生の登校しぶりが増えていると感じる。低学年で登校しぶりでも、3、4年生になって登校できるようになる児童もいるが、不登校が続いてしまう児童もいる。コロナ禍の影響を考えると、保育園や幼稚園に登園できていない等、集団での関わりの経験が少ないまま小学校に入って、たくさんの子どもがいる学校の教室に入ることが難しい児童はいる。中には、母親となかなか離れられない児童もいて、母親が児童と学校の敷地内や教室の前で過ごしたりして、教室に入るタイミングをうかがうようなこともある。

【子ども・若者の精神的な不調】

- 新たなニーズが生じているという具体的なケースはないが、学校時代にコロナ禍の影響を受けた若者たちが、今後就労支援の場に現れることが想定される。若者のうつが増えているという研究結果も複数提出されており、社会参加に課題を抱える若者の状況が悪化している恐れはある。
- 昨年あたりは、自傷行為、自殺企図、希死念慮を子どもが抱えて、緊急の要請が入るということもあった。メディアで市販薬のオーバードーズが問題になったが、スクールソーシャルワーカーが精神科につなごうとしても、精神科の予約枠が埋まっていてすぐには入れなくなっている。今までは、少し待てばすぐに対応してもらえていた病院が半年待ちや、そもそも断られることが多くなっている。家庭で抱えている課題が浮き彫りになり、昨年、日常に戻り出そうとしている時に戻り切れず、自傷行為や希死念慮として出たのかと思う。YouTubeで自傷行為をしながら配信している動画を、小中学生も見ている。たりする。
- コロナ禍での国や自治体の対応の検証は必要。国の令和4年度の問題行動等調査の発表で、不登校や自殺が急増したとあったが、行動制限が影響したのではないかと考えている。政策的に、一時的なロックダウンは必要なのかもしれないが、過剰だったのではないかと。よくわからないか

らロックダウンというのは、人の心に凶器になったのではないか。そこは、医療ではなく、検証をしなければならない政治の部分だと思う。

【感染症に過敏】

- コロナ禍を経て、マスクを外さない児童や、唾が飛ぶことを気にする児童がいる。今までだったら全く気にしなかったことに対して過敏になっている児童はいると思う。
- コロナ禍以降は、体調不良のため休むという連絡が来るようになった。以前はなかった。咳がひどいような様子等は見られないので、各自が体調管理をしているのだと思う。

(3) 支援活動や事業への影響

【事業の縮小・利用制限・活動内容の変更】

- コロナ禍では、母子保健コーディネーターの業務も、縮小していた。それまでは育児相談はオープンにしていたが、コロナ禍では、対面での相談は予約制にしていた。家庭訪問は優先順位をつけてはいたが、全数に対して個別で行った。
- コロナ禍の時には、保護者がレスパイトする目的でショートステイの利用を希望していたが、新規利用を断られたケースがあった。現在は利用できるようになっている。
- コロナ禍でも、できるだけ事業所を継続するという方針があり、安易に閉鎖ができなかった。利用者が新型コロナウイルス感染症に感染して、蔓延防止のために事業所を閉めたことはあったが、クラスターは出なかった。当時は、新型コロナウイルス感染症の感染者が出ると2日前までさかのぼって保健所による濃厚接触者の特定が必要だった。濃厚接触者判定された児童スタッフに検体キットを渡し、検査キットを回収して保健所に行ったこともあった。新型コロナウイルス感染症の流行初期は、新型コロナウイルス感染症の発症者がでると事業所は閉鎖という雰囲気があった。しかし、濃厚接触者の接触者については、事業者の判断に任せると言われ、通常通り運営するのか、濃厚接触者との接触について保護者に対してどこまで説明するかというジレンマがあった。
- フードバンクは、日常的ではないけれど、気軽に利用できるようになったと思う。フードバンクを使う時に、相談が必要だったため、見守りの目が増えたかと思う。コロナ禍が明けて、フードバンクを利用する家庭が現在は大分減っていると聞いているが、本当に困っている家庭では利用することもある。コロナ禍は、寄付をいただくことが多かった。商品券、野菜、お菓子、缶詰、パスタなどをいただき、それらを配るなどして活用をした。現在は寄付も大分減ってきて、日常に戻ってきた。
- 藤沢市地域ささえあいセンターとの連携でフードバンクふじさわへの登録及び食品提供を行っているが、毎月提供した食品や米を持ち帰る割合は上がっていると感じる。コロナ禍前は、必要ないと言われた事もある。
- コロナ禍が明け、今はできるだけ対面で面談をするようになっている。他方で、保護者の就労の

都合があるので、就労の合間や、在宅勤務時のこの時間だったらオンライン可能ということで、面談の時間を取りやすくはなっている。コロナ禍を経て、オンラインの抵抗がなくなったようである。

- 今は日常に戻りつつあるが、コロナ禍前に実施していた接触のある活動、飲食活動、飛沫の飛ぶ活動は3年前から中止している。現在は中止を継続しているが、感染状況(新型コロナウイルス感染症以外の感染症も含め)を見極め、順次再開していく予定。感染対策として、コロナ禍以前よりペーパータオルを導入していたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきた現在はSDGsや資源高騰の観点からハンカチを持ってきてもらうように変更した。消毒、除菌については、今でも、共有のおもちゃと使用後のトイレの消毒を継続している。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ウイルス性の風邪が流行っているため、いつまで消毒を継続するか悩んでいる。感染状況を見極めコロナ禍以前の形に戻そうと考えている。

【児童虐待通告件数の減少】

- コロナ禍で休校や休園が続いた時は、国は相談件数の増加を予想したが、数字をみるとその期間は減少した。幼稚園、保育所、学校が開いていないと、子どもたちとの接点が減るため、虐待の統計を取り始めて以来初めて神奈川県内の虐待通告件数が減った。学校等が通常に戻り、相談件数も増加傾向に戻った。神奈川県だけでなく都市部はその傾向があったようだ。

イ その他の近年における対象者の課題やニーズの変化

ヒアリング対象者に、近年における対象者の課題やニーズの変化について質問した。前述の「新型コロナウイルス感染拡大で引き起こされた影響」に留まらない近年の変化について、ヒアリング対象者が挙げた影響を、保護者・家庭に関する変化、子ども・若者に関する変化に分けて整理した。

保護者・家庭に関して、共働き世帯の増加による変化等が挙げられた。子どもや若者に関しては、登校しぶりや不登校の増加についての指摘が多くあった。また、子どもの学力の格差の拡大、インターネット・SNS・ゲームへの依存傾向、いじめ等が見えにくくなっている等の変化が挙げられた。近年の支援ニーズの変化に伴い高度な対応力が求められているとの意見を伺った。

ヒアリング対象者から伺った主な意見

(1) 保護者・家庭に関する変化

【共働き世帯の増加】

- 共働きの家庭が増え、保護者と児童に関わる連絡が取りづらくなっている。保護者と、児童の学校での様子を共有したり、家庭の考えを聞いたりする機会を取りにくく、児童に対する指導が入

りづらい状況になっていると感じる。児童に対する指導が入りやすい状況とは、子どもにとって、先生と保護者が子どもに伝える指導の内容が同じ状況。「こういう風に子どもに話しましょう。こう指導していきましょう。」等、家庭と学校が同じ目標を共有できると、児童に対する指導が入りやすくなるが、家庭と共有することが難しくなっている。保護者が17時過ぎにならないと電話に出られず、担任が勤務時間を過ぎて電話するという状況がある。電話に出てもらえない、手紙を見てもらえないなど、連絡がなかなか取れない家庭については、メールを使って保護者に配布プリントの画像を送ったり、持ち物連絡をしたりする等、例外的な対応が必要になることがある。

- (障がい児の保護者における) 近年の変化という点では、「保護者の就労ニーズが高まっている」ことがある。公的サービスの拡充や施設数の増加により、保護者が就労を希望することが増えてきている。最近では共働きの家庭もかなり多くなっている。その結果、仕事からの帰宅時間との調整の大変さが以前に比べると増えてきた。また、いわゆる時間外の送迎の希望もある。

【物価の高騰による家計のひっ迫】

- 物価高騰もあり家賃や光熱費が賄えない、ミルクやおむつが高くて買えないという声がある。乳児に対する生活支援があるとよいのではないかと。生活に困窮している家庭に対して、生活保護の受給を勧めたりはするものの、車が生活に必要なことや、生活保護を受給することへの抵抗感があり、申請を避ける人もいる。

【支援が必要な家庭の割合の増加】

- 保護者や家庭に課題があり、支援が必要な方の割合が増えている。保護者の方自身が過去に、怒鳴られた、叩かれた、という経験があり、子どもにも同じようにしていい、と思っている方が少なくない。一方で、自分と同じようにしたくないから我慢しているが、それによって鬱々としている母親もいる。

【インターネットの育児方法を鵜呑みにする傾向】

- インターネットの情報を鵜呑みにして保護者の心配が増強する等、偏った育児方法をとるケースがある。子どもの寝かしつけに関して、母親が疲れ果ててうつ状況になり、相談されたことがあった。

(2) 子ども・若者に関する変化

【登校しぶりや不登校の増加】

- 近年、支援の仕組みは増えてきているが、残念ながら不登校は増えている。フリースクールに通っていたり、学校の別室に登校したりする子どもは出席扱いになっているが、そこに行けないお子さんもいる。現状の学校システムに、すべての子どもが適応するのは難しいのかもしれない。昔と比べると、保護者が子どもに寄り添う家庭が多い。子どもが学校に対して不満を持った場合、

保護者が「あなたも悪かったんじゃないの」というよりは、「学校に言おうか」ということも多く、少し寄り添いすぎなのではと思うこともある。

- 登校しぶりや不登校の生徒は非常に増えている。学年が上がるごとに、登校が難しい生徒が増えており、中学3年生が最も多い。特に、出席日数が問われない進学先を希望する生徒は、余計に中学校に来る意味や必要性を見いだせておらず、「人とかかわる必要がない」、「学校に来たところで授業が分からない」、「家で過ごす時間の方が充実している」と感じているのではないかと。ネット環境が整っていると、家で過ごしていてもつまらないことはない。学校に行きたいけど行けなくて困っている生徒はあまりおらず、行かないと決めている生徒の方が多いと感じる。
- 近年は、生徒指導担当の案件よりも、生徒支援担当が受け持つ案件の方が多い。いじめや暴力よりも、不登校や発達遅滞についての案件が多い傾向にある。

【学力の格差の拡大】

- 現状として、生徒の学力において、学力の高い生徒の層と、低い生徒の層の差が開いており、中間の学力レベルの生徒が少ない状態がある。学力の低い生徒は授業についていけておらず、救い上げることが難しいという課題がある。学力の低い生徒については、生徒の保護者が学習等の支援を求めていることも影響していると感じる。保護者から生徒の学力を向上させたいという思いが感じられない等、保護者や生徒本人が困り感を抱えていないと、学校としても支援が難しい。放課後学習会は希望制としており、保護者あてに手紙を出して周知し、申し込んでもらっている。生徒が保護者に手紙を渡していない可能性もあるが、学力が低い生徒とその保護者から、支援の希望やSOSがほとんど出てきていないのが実情である。

【インターネット、SNS、ゲームへの依存傾向】

- （コロナ禍が要因となっているかは不明ではあるものの）インターネットやSNS、ゲームを使うことが非常に増えている。インターネットを通じて知り合った人に会うために都内まで行く生徒や、どこを訪れているか分からない生徒等、行動範囲が広がっている。生徒が保護者に付き添ってもらい一緒に遠方まで出かけていくこともある。ネットを通じて出会った相手は、どのような人物か分からないこともあり懸念している。ゲームへの依存も懸念しており、そのことが不登校にもつながっていると感じている。

【いじめ等が見えにくくなっている】

- 携帯電話やインターネットの使用が当たり前になった中で、リアルな人間関係でのいじめ等も見えにくくなっている。事態が深刻になってから知らされるようになり、状況把握や追跡をすることもより大変になっている。インターネット上のやり取りで性的画像等を渡してしまった場合等、問題が発生しても、追跡しようにも証拠となるメッセージが消されてしまったり、24時間で消えてしまうSNSのストーリーで発信したりするため確認ができない等、状況把握が非常に難

しくなっている。

【支援ニーズの変化に対して高度な対応力が必要】

- 5年から10年のスパンの変化として、性加害の問題やいじめ防止などに理解が進み、高度な対応が求められるようになった。高度というのは、相当卓越した教育者が揃っていないと、いじめ防止対策推進法に則った対応というのはなかなかできないのではと思う。相当覚悟のある人が教員にならないといけないという実態がある一方で、学校現場がブラックで教員の倍率が下がっていて、生徒や保護者の支援ニーズに対応していけない状況になりつつあるのではないかと思っている。また、他方で、家庭の教育力、教育、教育機関としての家庭というものはどうなのかという点がある。

(3) ヤングケアラーや孤立した子ども・子育て世帯が支援につながるための取組

ヒアリング対象者に、「ヤングケアラーや孤立した子ども・子育て世帯が支援につながるための取組」に関して質問した。ヒアリング対象者が挙げた支援につながるための取組を大きく、支援が必要な子ども・家庭の状況に気付くこと、支援の方針・あり方に関する事、関係者の連携に関する事、の3つの分類に整理した。

支援が必要な子ども・家庭の状況に気付くという意見として、身近に信頼できる大人の存在が必要であること、学校等の子どもの身近な人が SOS に気付くこと、家庭訪問の機会をつくる取組等が挙げられた。支援の方針・あり方に関する事では、子ども自身の意向や希望が尊重される支援や、個々の子どもや家族に応じた丁寧な関わり・支援が重要という意見があった。関係者の連携に関する事では、切れ目のない見守りや多くの目で見守ることが重要であるという意見が多くあった。また、具体的な連携として、若者支援事業の高校訪問、要支援・要保護家庭への児童相談所と市の同行訪問等の取組が挙げられた。

(1) 支援が必要な子ども・家庭の状況に気付くこと

【身近に信頼できる大人の存在】

- よく観察をして、手を離しても目を離さない、理解しようと努めるスタンスというのは、相手の心に響くと思う。分かってくれてないかもしれないけど、分かろうとしてくれる人が前にいれば、自分から前に進もうとしたり SOS を出しやすくなったりするのではないかと思うので、そういった対応が必要だと思う。
- 信頼ということ言えば、先生でも友達でも、アルバイト先の信頼できる先輩でも、誰か、頼れる人がいることが大切。やはり大人になるということは、まさにコラボレーションできるようになることだと思う。こういうことはこの人に相談していこうみたいな、それは我々大人もそうだと思う。どんなに社会で経験を積んでも、相談する人の存在は必要。人とはそういうものなのだと教えることが大切。
- 北部の特徴として、ヤングケアラーは課題の1つ。母親自身が、幼少期に学校に行かずにきょうだいを育ててきたという方もいる。ヤングケアラーの状態が連鎖している。学校やその他の場所に信頼できる大人の存在が大切。無料の学習支援の場や、子ども食堂の充実、相談できるお兄さんお姉さん世代の関わりも大切。10代の子どもは、学校に行けないと、両親以外の大人を知らず、両親の言うことが全てになってしまう。まずは学校に行くこと、食事がきちんとできること、相談できることが大切。

【学校等、子どもの身近な人が SOS に気付く】

- ヤングケアラーについて、保護者が病気で、家事が増えて、学習時間が取れない子どもがいる。福祉的な支援が入っていない場合が多いので、学校長からスクールソーシャルワーカーに支援要請を出して、スクールソーシャルワーカーと保護者をつなごうとするが、拒否的な家庭もある。家庭訪問をしつつ、学校と関係をつないでいくところで留まってしまうことも多い。スクールソーシャルワーカーは学校教育相談センターに出勤しているため、担当校の子どもについて情報共有したり、今後の展開について相談したりする。子どもたちの日常の様子などから気付いていけるとよいと考えるので、子どもたちの日常である学校で SOS に気付いていける体制を作っていたらと考える。学校の先生は職人気質なところがあり、個人個人で子どもを見たてる力も差がある。見るポイントが共有されているといい。チェックリストは公表されている。授業観察をしてコンサルティングするとき、給食の食べる量が減ることや同じ服しかないなど、ポイントを個別に伝え、先生方が経験を通じて知っていく、というのが分かりやすいか。
- ヤングケアラーの家庭を含め、家庭が生活で手一杯の状況になると、児童のことが二の次、三の次になってしまう。学校では、児童が同じ洋服を着ている、風呂に入れていない、食事を十分にできていない等の様子から気づいていく。子どもが学校に登校している限りは、SOS をキャッチすることが出来るが、学校に登校して来ないと、手がかりすらつかめない状況になってしまう。
- 子どもたちの身近にいる学校・隣近所の気づきがとても大切だと思う。また、気づいた後、タイムリーに然るべき機関につなげる日頃からのゆるやかなネットワークが必要である。
- 子どもからの SOS については、子ども本人が話しやすい支援者が、何気ない会話から家庭状況を引き出し、把握することが必要と考える。
- 何か察知をして声をかけるというアプローチが必要だと思う。待つ姿勢ではなくて、こちらから関わっていくという姿勢でないと、SOS を出せない方が支援につながることは難しいと思っている。海外の事例で、おもちゃ等のメーカーの協賛を受けながら、子どもたちが遊べるスペースや遊園地を期間限定で開催し、そこで専門職と一緒に遊びながら気になる子どもや親に声をかけて、支援先につなげていく活動をしている人たちがいた。そのような機会があっても面白いと思った。重要なのは、生活圏域の中で接点をどう作るかだと思っている。我々も保護者のニーズを捉えているが、誰かが最初の部分をキャッチしないと我々にはつながってこない。つなぐ前段階の部分の仕組みがあったらいいと思った。

【家庭訪問の機会】

- 生活保護世帯や就学援助受給世帯等の準要保護世帯への訪問による実態把握が有効だと考える。本校の話ではないが、家庭を訪問してもなかなか面談ができないことがある。しかし、訪問しないと状況も把握できないし、訪問して初めてわかることもある。学校は家庭訪問することが難しいところもあるので、警察の巡回連絡や高齢者の地域見守り活動のような形で、「何か困っていることないですか」と巡回できる機会があると状況が違ってくるのではないかと思う。

- 各学校の方針にもよるが、最近の学校は家庭訪問をしなくなっていると聞く。家の中に入らなくてはわからないことも多いと感じる。学校の生活だけでは、ヤングケアラーと気づけることは少ない。保健師は新生児訪問などで家庭に入るが、物の置き方ひとつで家庭内の危うさが垣間見えることがある。片づけ方や床の散らかり方、きょうだい児の世話の仕方など、実際に家庭に入らないとわからないことがあると思う。新生児訪問以降は家庭の様子を確認する機会がない。

【支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有・追跡】

- 市が未就学児の家庭事情を把握しているのであれば、学校に引き継いでもらえると学校側も事情を把握でき、支援につなげやすいのではないかと考える。市が妊産婦に対して行っている面談や産後の全戸訪問等、市の未就学児について把握している情報を、学齢期についても家庭を追跡し続けることができないか。市役所経由で、心配な子どもや家庭の情報を学校に共有してもらえると、学校も家庭の問題に対応しやすくなるのではないか。

(2) 支援の方針・あり方に関すること

【子ども自身の意向や希望が尊重される支援】

- 子ども本人が希望しないと支援にはつなげない。本人の希望は大切にしている。ヤングケアラーの子どもはその自覚がない。親が心配だからサポートをしたいと思っている。我々は見守り、話を聞く。そしてその子が支援を必要とする時につないでいく。様々な介入が必要な時は、市役所や児童相談所に相談することはあるが、本人たちは児童相談所を求めている。親が入院する場合、その間子どもも不安定になってしまう。必要なタイミングで必要なところにつないでいくため、積極的な介入は難しい。
- 学校が気づいた時に働きかけを行った際、子どもからの希望だけですぐに支援につながれる仕組みができるといいと思うことがある。現在の仕組みは保護者の許可が必ず必要であるため、子ども自身が支援につながれていないことが多い。
- 気づいた後、ケアをしている人、されている人の意向がしっかりと尊重されることが重要だと思う。

【個々の子どもや家族に応じた丁寧な関わり・支援】

- 必ずしも支援につなげることが正しいとはいえない場合もある。例えば、子どもの分野で支援を入れても18歳以降になると支援が切れてしまったりするので、その後のことを考えないと根本的な解決にならない。それぞれのケースに丁寧に関わる中でその子どもや子育て世帯が支援を求めたときに適切な支援がすぐに提供できるような関係性を作っていくことが必要であると考えられる。丁寧にというのは、関係性によって回答が変わったりすることもあるため、誰が聞くか、どう聞くか、というところが大切。
- ヤングケアラー本人や家族へのアプローチの仕方、本人がヤングケアラーだと認識をした後の周りのフォロー体制も想定した上での支援が必要だと感じる。支援者側が、「ヤングケアラーへの

支援」とは具体的にどんな支援なのか、共通した認識を持って活動できると良いと思う。ヤングケアラーは、言葉が先行し、「可哀そうな子ども」と考える人も多いが、困り感がある子どももいれば、そうではない子どももいる。全員に対して、ヤングケアラーだからこうしなければいけないということではなく、その子ども自身と家族を個々に見て支援をしないと、その家にとって良い支援にはならない。支援する人が共通認識を持たないといけない。ヤングケアラーから抜け出すことを本人が求めているのか、何が必要なのか、事前に考える機会を作った上で、介入したほうがいい。

(3) 関係者の連携に関すること

【連携による切れ目のない見守り】

- (ヤングケアラーが世代間連鎖しているケースについて) 地区保健師のケースとしては3歳半健診で関わりが途切れてしまうケースが多い。世帯に課題があり支援していく必要があるケースでも、現状子どもに影響がなければ保健師の支援は終了となってしまうことが多い。子どもがヤングケアラーになっていくと思っても、その子どもをいつまで見続けるのか、次々とケースが発生するため、長期間的に継続して見続けることが難しい。子ども家庭課や地域共生社会推進室、保健予防課などにつないで見守ってもらうことができると感じる。問題が顕在化しないと支援対象としないという状況だと、支援が途切れてしまう。理想的にはポイントでの支援だけでなく、継続的に見守っていく制度が必要だと感じる。
- 学校では直接的な福祉の支援ができないため、福祉の支援を小学生・中学生になっても継続してほしい。必ずしも学校に情報を共有できなかったとしても、支援が継続されることで不安定な家庭は増えないのではないかと考える。中学生の子を持つ保護者は、その段階になると新たに支援を受けようという意識は働きにくい。子育てを始めた段階から継続的に支援につながっていることで、困ったときに頼ればいい場所を把握し、支援も求めやすくなるのではないかと考える。

【多くの目で見守る】

- ひとり親家庭でその母(父)が病気等の場合、子がヤングケアラーとなる可能性は高く、懸念している。こまめに連絡を取れるように心掛けている。学校、民生委員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー等と連携していくことが大切。多くの目で見守り支援して行くことが有効だと考えている。実際にコミュニティソーシャルワーカーと連携したこともある。
- 学校からの声かけや支援だけでは入り込めないケースもあり、コミュニティソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカー等につなげることもある。また、児童相談所との連携や他の支援機関とケース会を持ちながら連携をしていくこともある。学校だけで、ヤングケアラーである生徒を把握するのは難しい面がある。部活動で「兄弟の世話をしなくてはならないため」といって早退する生徒がいるなど、把握することができないわけでないが、それだけではヤングケアラーであるかはわからないということもあり、学校だけでなく支援する機関が協力して把握していく

必要があると感じる。

- 教員一人で対応するのではなく、複数で対応するようになっている。教員同士がコラボレーションしながら生徒に対応していく。生徒にとっても相談しやすいチームを作るようにしている。そうすると、困りごとなども見えてくる。

【学校と若者支援事業の連携】

- 就労や進学等の次の所属先が決まらないまま学校を離れる学生は、社会的な活動から長期的に離れてしまうリスクが高く、その後の支援につながりにくくなる。学校と若者支援が切れ目なく関われるよう学校連携は重要だと考えている。現在は、学校連携の仕組みはない。他市の地域若者サポートステーション事業では3つの県立高校に月2回出張相談に行っている。学校で生徒に会っておくと、「あの人がいる」と思って来所してくれるので、訪れる際の気持ちが違うと思う。今は何らかの高校に進学することがほとんどなので、出張相談を開催するなら高校がいいと思う。できれば年3回だけでなく、定期的に行った方がいい。学校連携は、先生たちも我々の事業を理解してくれる点は大きい。

【児童相談所と市役所等の同行訪問】

- 支援サービスも、本人にメリットがあると感じられると、積極的に受けようという意識が変わる。対象者が使うことのできる支援やサービス等を提示することで状況が変わるかもしれないと思う。例えば、児童相談所の取組として、鎌倉三浦地域児童相談所は、市の職員との同行訪問を行っている。最初から市の職員に同行してもらい、市の職員と児童相談所の職員が同じ課題について積極的に話し合っている。他の児童相談所も、子ども家庭課と同行訪問を積極的に進めようとする動きがある。また、児童相談所側がコミュニティソーシャルワーカーの活動内容を知り、コミュニティソーシャルワーカーにも児童相談所の動きや機能を知ってもらえる機会が作れるといいと思う。市内に住んでいる若い親は、市の福祉施策に興味がないことが多いので、地域福祉を知るきっかけは必要である。子育ての場面でも、活用することで世帯の状況が変わることがあると思う。一時保護を解除して地域に戻るときにも、コミュニティソーシャルワーカーのような人が地域にいるとわかることで、親の負担軽減や子どもの安心感につながればいいと思う。

【医療と福祉の連携】

- 医療と福祉の連携が有効と考える。精神保健福祉士がいる病院も多いが、患者の支援だけになりがちである。病院のソーシャルワーカーが増えて、患者である保護者だけではなく、その方を取り巻く家族状況も把握して連携できると良い。保護者や、保護者を取り巻く環境が整うと子どもに対する支援も届く。しかし、保護者に支援が届いていないと、子どもはヤングケアラーになりがちであり、子どもの負担が大きくなってしまふ。疾病を抱える患者に子どもがいる場合に、子どもの様子や家庭の様子も聞いてくれる人がいると、ヤングケアラーに支援が届くようになると思う。医療で、家族や家庭の状況を聞く機会が増えるといい。

【障がい児支援の関係機関の連携】

- 保護者から、障がいのある子どもが一人になるのは不安なため、きょうだいに家にいてもらうようにするという話があった。きょうだい障がい児を看ている時間を減らすために、相談支援専門員への相談を勧め、福祉サービスの利用につなげたことがある。相談支援専門員への連絡は、問題が起こった都度、情報共有しており、必要に応じてケース会議を開いた方がいいのではないかと提案することもある。放課後デイサービスの事業所と相談支援専門員が連絡を密にとることが出来る体制や、相談支援専門員から市役所や児童相談所等に連絡がいきやすい環境を構築し、関係各所で情報共有し、チームとして取り組める体制を整備してほしい。

(4) その他

【行政の窓口に行くハードルを下げる取組】

- 児童養護施設を退所後に備えて、行政の窓口に行くハードルを下げるための取組をしている。子ども達から市役所に行きづらいという話を聞いたので、市役所のツアーをさせてもらえないかと相談したところ、バックアップふじさわが引き受けてくださり、毎年協働して実施している。当施設の高校生は、夏休みに市役所の中をめぐるツアーに参加する。「このような時はどこの課に行くか」というクイズに答えながら、住民票を取る窓口、妊娠出産した時の窓口、保育所の申込をする窓口、障がい手帳の更新の窓口など、市役所の中の課を子どもたちと一緒に回っている。児童養護施設の退所時には、自分で住民票を取りに行くチャレンジをしている。当施設を退所した子どもは、事前に市役所のツアーに行き、見覚えのある職員もいるので、市役所に行くハードルが低くなっている。困った時に施設にも来るけれども、ツアーのおかげもありスムーズに市役所も行けるようになったと思う。

【子どもへの「ヤングケアラー」に関する周知】

- 大人だけではなく、子どもたちへのヤングケアラーの周知も重要。自分の置かれた環境しか知らない子どもは、声を上げることができない。自分の置かれた環境のおかしさや、支援が必要な状況であることに気づけないのは、よくない状況だと考える。小さなアンケートや聞き取りなどを実施する必要があるのではないかな。

【子どもの継続的な居場所】

- 外に出ていくのが苦手、大人数が苦手な子どもが多い。そういう子どもが来やすいのは、少人数で集まって、今どきのゲームでも何でもいいので、今の子どもたちの共通項になるようなものを中心としたコミュニティカフェのような居場所か。そのような場を1回ではなく、不定期でもいいから集まって、「あ、同じメンバーがまた来ている。あの子とも喋れるかな」とつながっていく。時間はかかるが、そのようにやっていかないと難しい子どもたちもいる。

(4) 今後、市が特に力をいれることが重要だと考える取組

ヒアリング対象者に、「今後、市が特に力をいれることが重要だと考える取組」に関して意見を伺った。ヒアリング対象者の意見を分類し、下表に掲載する10の分類に整理した。また、各分類の中で複数の対象者が言及した取組を代表的な意見として掲載した。

ヒアリング対象者が、今後、市が特に力を入れることが重要だと考える取組の要約を、「ヒアリング対象者から伺った主な意見」として下表の掲載順に枠内に掲載している。

取組の分類	代表的な意見
(1) 相談体制の充実	子ども分野のワンストップの相談体制、保護者にとって気軽にアクセスしやすい相談体制 等
(2) 不登校対策・支援	学校内の居場所・配置人員の拡充、不登校児向けの地域の居場所、公設の拠点の充実 等
(3) 関係機関・団体の連携	学校と福祉の連携、子どもや家庭に合わせた連携支援 等
(4) 民間団体に対する支援	活動資金に関する支援、活動拠点の確保に関する支援 等
(5) 子育て世帯への支援	乳幼児期の育児・生活支援、子育て世帯への経済的支援 等
(6) 子どもの預かり、保育に関する支援	保育所の利用条件の緩和、多様な保育ニーズへの対応 等
(7) 居場所の拡充	身近で、安心できる場の充実 等
(8) 公園や遊具の整備	子どもにとって魅力ある公園の整備 等
(9) 学びの環境整備・学習支援	オンラインを活用した学習支援 等
(10) 障がい・発達障がい児に関連する支援	支援にかかわる人材へのサポート体制の充実 等

ヒアリング対象者から伺った主な意見

(1) 相談体制の充実

【子ども分野のワンストップの相談体制】

- 子ども分野は、支援の難しさ、ネットワーク作りの難しさを感じている。現状として、子どものことで困っているときに、相談できる場所としてどこがあるのか。不登校相談は学校教育相談センターといっても、全てがつながるわけではない。子ども家庭課の役割の共有も難しいことがある。実際に、困っていて相談したい人たちはいるが、その受け皿が明確でない。一方でバックアップふじさわや社会福祉協議会等、相談を断らない機関につながるが多くなってきていることを思うと、子どもの相談をしっかりと受け止められる場所があるといい。
- 子どもも親も、相談する窓口は多くあるが、悩みごとをまるっと相談できる場所があると良い。母親自身の相談は子ども家庭課では受けられない。精神疾患があったりすると、保健所など、窓口が別だったりする。母親が愚痴を言える場所、子育てや家の中のことで、1か所で相談できる場所があるとよい。市役所は、窓口でたらい回しにされると聞く。精神保健福祉士の配置はとて

も良い仕組みだと思うが、子どもに特化はしていない。藤沢市のこども計画を考えるのであれば、子どもに特化した相談場所があるといい。

- 藤沢市は子育て家庭が増えているように思う。産後ケアも増えているので、産後が落ち着いた後に、次に困ったらこっち、というように、相談先を常に母親が知っているようにできるといい。妊娠中の母親や子どもに関わる方が誰でも行ける場所があるといい。

【保護者にとって気軽にアクセスしやすい相談体制】

- 現在はスクールカウンセラー用に PC が無いが、導入されればオンライン面談も場合によっては可能になるかもしれない。忙しい保護者が、オンラインであれば1時間アクセスして、スクールカウンセラーとの面談ができるということもあるかもしれない。
- 生徒・保護者が福祉職にアクセスしやすい機会を、学校内に確保できれば、家庭の困りごとをキャッチしやすくなるのではないかと。例えば、困りごとを相談できる福祉職が、学校に1週間等の期間滞在するような出張相談のような形もよいか。わざわざ市役所を訪れて相談するよりも、学校に来たら福祉職がいてくれる方が相談しやすいと考える。
- 母親からの声で多いのが、休日や夜間に相談できる場所が開いていると嬉しいといった声。休日や夜間に困ったとき相談先がなく、不安になる。夜泣きなどで母親が辛いと感じた時などに駆け込めるような場所があるとよい。(189(児童相談所虐待対応ダイヤル)と子育て支援センターなど)
- 父の支援や預かりなどでつながれる横の支援、気軽に相談できる場の充実。

【こども家庭センターの体制づくり】

- 「こども家庭センター」について、国の方針では、各自治体が、妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援機関として設置することを目指している。こども家庭センターでは、子どもの施策について横断的な対応が必要になると思う。藤沢市は神奈川県の中でも大きな自治体なので、モデルケースになれるといいと思う。
- 「こども家庭センター」については、具体的なところは未確定だが、保健師が、子ども家庭課と健康づくり課の両方の役割を担っていくようになるか。体制づくりの検討は重要だと思う。

【子育て世帯へのアウトリーチ】

- 民生委員が高齢者の住宅に花をもって訪問し話をする機会を設けていると聞いたことがある。同じような活動が子育て家庭対象にも行われるといいのではないかと。お節介な役回りでもよいので、子育て家庭も定期的に顔を合わせる人がいると、悩みや困りごとを漏らしやすくなるのではないかと。家庭がどうなっているか問いかけてくれたり、支援を紹介してくれたりする人が身近にいるといいと考える。

(2) 不登校対策・支援

【学校内の居場所・配置人員の拡充】

- 校内で教室以外の不登校児童向けの居場所づくりが必要。教室に入れませんが学校にはなんとか登校できる児童が、居場所がないと結果的に学校に来られなくなり不登校になってしまう。児童が教室に戻るまでのステップとしての居場所があるといい。校内居場所は一日中いる場所ではなく、本人と相談して何時間目は図工だから行ってみようかなど、柔軟に利用できる場所が必要だと思う。それがきっかけになり教室に入れるようになる児童を何人も見ている。クラス数が減っている学校は空き教室があるが、過大規模校の場合は普通教室にも余裕がなく、居場所用の場所を確保することが難しい。
- 学校の別室で児童を見る担当者は、基本的には児童支援担当が多い。ただ、児童支援担当もずっと別室にいることは難しいので、担任を持っている先生の授業の空き時間に交代してもらうことはある。しかし、教室に入れられない児童はとても繊細なので、次々と違う大人が交代する環境では、刺激になるため、人に慣れることに時間がかかる。そのため、ある程度同じ人が居場所において、安心して児童が来られる環境が作れるといいと思う。いろいろな大人が関わるのではなく、継続して同じ担当者が配置されることを希望する。
- 現在の不登校生徒数に対して、適切に運営できる規模の教室がない。中学校内で、不登校生徒の居場所の教室をつくっていくこととなると、金銭面でのバックアップや、配置する人員の確保など問題は多く残る。担い手不足が一番の問題であり、現在は非常勤教師と学習支援員、支援担当の教員で担当しているが、これ以上開設日を広げることが難しい現状がある。今後校内の居場所の日数を増やしていくためにも、介助員の時間数を増やし、従事者として活用するような検討をしていただきたい。

【不登校児向けの地域の居場所】

- 不登校児童数は右肩上がりでは下がることはない。一番望ましいのは校内に居場所があることである。国が対策できていない現状があるが、市の方で出来る限りのステップとしての居場所が確保できるといいと思う。地域の会館等を利用して、放課後に地域のボランティアの方が子ども達の学習をみる取組がある。場所の確保や謝礼等を出すことができると更にアプローチできる所もあるかと思う。不登校で困っていてフリースクールの方が合うかもしれないが、費用を賄う経済的余裕がないという方もいると思う。どう支援していくのか難しいところではあるが、対策をしないと不登校の児童数は減っていかないと思う。
- 川崎市の「フリースペースたまりば」のような場所が、藤沢市にも出来ると良い。学校以外の様々な居場所として、フリースクールや放課後等デイサービスが藤沢市内には増えてきてはいるが、公設民営などで不登校や障がいなどを問わず、費用も気にせずに過ごせる場所、相談できる場所があると良いと思う。公設の場ができれば、共同事業ができて面白いと思う。藤沢市内で長い

間活動している団体と、同じ視点を持って作ることができれば、色んな所の強みも活かせる。

- 不登校のため学校に行かず、放課後等デイサービス事業所だけ来ている子どもがいる。他の児童たちとの関係性もできて楽しそうに過ごしている。療育で課題をクリアするという風にはなかなかいかないが、安心して過ごせる居場所にはなっている。また、児童相談所の制度で大学生の「メンタルフレンド」と話すことが楽しみと言っていた。不登校の子どもが安心して過ごすことのできる居場所を確保し、同世代の子どもたちとの関係性が増えるとよいと思う。

【公設の不登校児を対象とした拠点の充実】

- 藤沢市内には教育相談センター善行分室内に相談支援教室があるが、多くの児童が行けるわけではないし、誰もがそこに通えるわけではない。そうであるなら、家庭向けのフリースクールの補助よりは、公設の不登校児童を対象とした拠点の充実に充てたほうがよいと思う。公設施設は、学校からも活動について聞きやすく情報収集もしやすい。また、学校から家庭に対して個別のフリースクールを紹介することはできないので、各自でお調べくださいとしか返せない。公設施設であれば、施設名を挙げて紹介することができる。
- 子どもの居場所等の民間団体がいろいろな場所でいろいろな活動をしているが、加えて、市として居場所を設けることが重要である。具体的には、市が用意した場所に日替わりで各団体がいるというように、子ども向けの団体、不登校の相談ができる団体等、複数の団体でひとつの居場所を運営し、それぞれのカラーがある居場所を想定している。いろいろな団体が運営することで、いろいろな人たちが行きやすくなるし、いろいろな居場所があると知れる。自分にフィットした居場所が見つかり母体の団体の活動場所に行けば、行動範囲も広がる。市は居場所と必要な備品や設備を用意するだけでいい。不登校や引きこもりが増えているので時間がかかることなくすぐにでも実現ができる事業があるといい。まずは1部屋でも2部屋でもいいので藤沢市の団体が関わって運営していけるといいと考える。

【オンラインを活用した支援】

- 不登校について、全ての児童生徒に Chromebook 等が配布されているので、オンラインを活用できるといい。学校によっては配信や Chromebook 等での面談の例があるが、使い方や配信等のルールは決まっていない。スクールカウンセラーが家庭訪問するためには、往復の時間を含めて、相談時間が2枠必要な場合もあり難しい。不登校に対応する人員が加配できるとよい。

【学校外での学習支援】

- 不登校には段階があり、利用したいサービスも異なる。勉強がわからない場合に学校で解消できればいいが、学校に通えない場合は、学習の保障を家や地域できるようになるといい。既にそのような支援をしている団体が地域にあると思うが、素性がわからないとスクールソーシャルワーカーから紹介できない。皆で使えるように、関わる人が連携してお互いを把握できるような形に

なるといい。

【不登校児支援の多様化】

- 不登校の子どもが増えている一方で、保護者が仕事をしていたり、疾病や障がいがあったりすると、家庭の力だけで不登校に対応することは難しい。不登校の子どもがつながれる資源がもう少し多様化することを望む。メンタルフレンド等の家庭にいても利用できる資源や、登校時にサポートがあれば学校に行ける子どもが利用できる資源が必要だと感じる。

(3) 関係機関・団体の連携

【学校と福祉の連携】

- 学校と福祉がよく連携することで解決につながったケースがあるので、福祉を担う市との連携が強化されることが重要。
- 普通級と支援級のボーダーの子どもが増えている。高校進学後に障がいがあることが分かり、通っていた高校を退学した後に、放課後等デイサービスを使いたいという問い合わせがあった。中学校卒業以降は、何らかの教育機関に所属していないと放課後等デイサービスは使用できないため、その子どもは放課後等デイサービスを使うことができなかった。中学校卒業後についても、学校と連携できたらいいと思う。
- 児童養護施設には、ネグレクトを受けた子どもや、発達グレーゾーンの子どもの数が非常に多い。過去に不登校だった子どもの場合は、育て直しの観点で、学校には支援級でのスタートをお願いする。その後、学習面で年齢相応に近づいても、これまでの生育環境の影響もあり、精神面や生活面では普通級に戻すことが難しい場合もある。児童養護施設としては、学習面だけでなくメンタルや生活面等の背景も含めた視点で、支援級で手厚くサポートを続けた方がいいのか、普通級に戻す方がよいのかを検討している。そのような背景があることを理解していただけるとありがたい。

【子どもや家庭に合わせた連携支援】

- 子どもを取り巻く親や家庭の支援を、あらゆる機関が連携して各家庭に合わせて取り組んでいくことも大変重要と思う。子どもの支援がライフステージごとに途切れない体制づくりも重要だと思う。

【子ども支援に関わる支援者の連絡会】

- 介護保険事業所には地域の連絡会がある。そこでは、「こういうことに困っている」、「これをやろうと思うのだがどうやったらいいか」などの課題に対して、上手くやっている事業所がアドバイスしてくれることもある。子ども支援においても、難しいケースの家庭の子どもの支援に関わっている事業者だけが集まって、どういう子が来ていて、どういう関わりをしているか、事例を共

有できる、連絡会のようなものがあるととてもありがたい。それぞれの団体が自分のところで工夫していること、アイデアを皆で共有して考えていく必要がある。団体同士が話し合える場があればいい。

【相談先・支援先の周知方法の工夫】

- 相談先、支援先を生徒に伝える方法について、市役所から講師を派遣してもらい喫煙予防教育を行った。喫煙予防と同時に、保護者等のアルコールで困っていることがあれば連絡を、と相談場所を紹介していた。そういった支援先の情報を生徒に伝える機会があることは良い。

(4) 民間の活動団体に対する支援

【活動資金に関する支援】

- フリースクールの費用について、当事業所も持ち出しでやっていることもある。費用面の補助があるといい。
- 活動する側も、自分の生活費を稼ぐ必要があるので、平日はなかなか動けない。福祉はお金にならない点が問題である。不登校の問題などは特に平日に動きたいが動けず支援が遅れる。活動する側へのお金の流れを作ることができれば今よりいろいろな子どもをサポートして多様な子どもが大人になり活躍できる社会になるのではないか。

【活動拠点の確保に関する支援】

- 拠点がなくともみんなの悩みだと思う。市民の家や借り上げた空き家でもいいが、時間帯をシェアしながら使える居場所があると、地域の人にとっては毎日の居場所になる。自分たちは月1回だけしか居場所を開催できないが、地域の人々が日々集まれる居場所は本来必要はずである。宿泊もできるといい。

【子ども等に関わるボランティアの育成講座】

- 居場所をつくる際に大事なのは、「支援臭」がしないサポート。鎌倉市は、講習を市民ボランティアに受けてもらうことで、発達支援サポーターを増やしている。最低限、子どもたちと関わるうえで大事にすることや、特性のある子どもたちと関わる際の知識等を学べるボランティア育成講座も必要と思う。

【管理団体を通じた支援】

- (子ども若者の居場所に関して) 市が関わると利用者の安心感が増すところが一番大事。市がどれだけ関わるかがポイントだと思う。すべての団体の動きを市が管理することはリソース的に不可能だと思う。今の補助金制度は、市が全部チェックして管理しようとしているから無理が生じるのだと思う。管理団体から事業発注の形で居場所団体等にイベントの発注をするとスムーズに

なるのではないか。ただし、管理団体は慎重に選定する必要がある。

(5) 子育て世帯への支援

【乳幼児期の育児・生活支援】

- 生活困窮などの特定の家庭だけではなく、一定の年齢の子どもがいる家庭に対して、乳幼児への生活支援があるとよい。
- 実家の支援を受けられない子育て世代に対する育児支援の充実。生活に余裕がないことが虐待につながっていくこともある。産後ケアをやっていると、乳児だけの預かりや家事支援への要望の声が非常に多い。家事援助はないのかという声。

【生活困窮世帯への経済的支援】

- 生活苦の問題について。貸付などの制度もあるが、今の生活でお金の面で困っている人に貸付を勧めても、返すことが難しく、安易に貸付を勧めることもできない現状がある。給付金などもあるが、一時しのぎにしかならず、根本的な解決にはなっていない。

【子育てサービスと交換できるクーポン】

- 伴走型で給付される 10 万円とは別で、必要な家庭には子育てサービスと交換できるクーポンがあると良い。

【子育て世帯の住宅支援】

- 住宅の問題について。離婚をしたくても、家が見つからない、家賃が高いなどにより、家を借りることができず、離婚できないなどの問題がある。

(6) 子どもの預かり、保育に関する支援

【保育所の利用条件の緩和】

- 働いている多胎児の親としての意見になるが、一人目が保育園に通っている、更に双子が生まれた場合、育児休暇中なので保育園の預かり時間が短くなってしまう。上の子の保育園の送り迎えを双子の面倒を見ながら、すべて母親がやらなければならなくて大変だった。通常の預かり時間まで預かってもらえればお迎えは父親ができる。
- 保育園への入園について、きょうだい別々の保育園に入園していることが多々ある。諸事情があるだろうがきょう代いは同じ保育園に入園させて欲しい。相談の中で、きょうだい児が別々の保育園に決まり、送り届ける手間が負担となっているひとり親家庭もある。

【保育の無償化範囲の拡大】

- 保育の無償化を3歳ではなく0歳から始めてほしい。子どもに関する投資というか、子どもの環境を作っていくことは本当に大事だと思う。

【子どもの預かりの拡大】

- 夜間保育や夜間子どもを預けることができる場所。トワイライトの利用手続きが煩雑だったり委託先が少なかったりするので、もっとハードルが低く利用できる形態のものが必要ではないか。
- 担当する家庭では母親が非正規で働いている場合が多く、不安定な就労状況にあることが多いと感じる。乳幼児の預かり支援があればいいなと感じる。

【病児・病後児保育の充実】

- 子どもの発熱により、保育園から呼び出しがあり、子どもの面倒をみなくてはならないことがある。母親がパートなどで働いている場合、その日の仕事を休まなくてはならず、給料が減ってしまうため、病児・病後児保育の充実を図れるといいなと思う。

【医療的ケア児の保護者のレスパイト】

- 医療的ケア児への支援。訪問看護につながっていても、24時間365日子どもと一緒にいる緊張から解放される時間が医療的ケア児の親にもあると良い。レスパイトの機会をつくるという視点。希望すれば医療的ケア児や病児が保育園に入園できるよう受け入れの拡大。

(7) 居場所に関する支援

【身近で、安心できる場の充実】

- 子ども、保護者含め全ての人に必要なのは、寄り添ってくれる場や人。SNS世代のため人との関わりが少ないが、安心できる場は大切。電話や対面で自分の話をするだけで、自分自身で課題を解決していく人も多い。
- ハイリスクな人でもそうでない方でも、子育て支援センターに救われている方は多い。公民館くらいの単位で子育て支援センターがあると、救われる母親も多いと思う。このような場があると、交流の機会が生まれる。
- 家庭環境などにより、家での居場所がない子どもがいる。そういった子どもが逃げられる場所のような、子ども食堂など、子どもの居場所があるとよい。

【学校内の居場所】

- 学童期以降の支援として、例えば朝の授業までの居場所を学校の中に作る、など。

【居場所マップの充実】

- 市を經由することによる信頼感という点で、今作成中のマップにより多くの居場所が載るといい。同じ居場所を運営している人や近所の人同士が居場所の情報を知っていると思うので、そのような所から情報を集めてマップを充実してもらえるといい。

(8) 公園や遊具の整備

【子どもにとって魅力ある公園の整備】

- 幼児が安全に遊べるエリアと学童期以降の子が遊べるエリアが分かれている公園が必要。最近では、ボール遊びもできない公園も増えていて、遊具も古くなり使えない公園が多い。子どもの体力、身体機能が落ちていていると感じる。魅力のある遊具、公園の整備が必要。

【インクルーシブな遊具の設置】

- インクルーシブは、教育にかかわらず包括的に重要なテーマでもある。公園の遊具を新設や修理する時は、インクルーシブという視点でいくつか遊具を入れてもらえるといい。今の社会は障がいのある人を知る機会がないと思う。普段目にしていない人というイメージができれば少しでも変わっていくのではないかと思う。遊具が社会を変える一つの手段になり得ると思う。

(9) 学びの環境整備・学習支援

【オンラインを活用した学習支援】

- 子どもたちは Chromebook やタブレットを使う時間は集中しているので、学習に活かすと食いつきがよくなるか。書字が苦手な診断書が出ている子どもだと、学校側が配慮して、Chromebook に打ち込みをしてよいことになる場合もある。現在は学校や先生の裁量になっているが、今後認められる幅が広がっていくといい。中学生はプリントが多く整理が難しい。オンラインを活用できるといいと思う。

【子どもの理解に沿った学習支援】

- 小学校高学年になると、学力差がはっきりとする。先生方も授業を進めないといけないので、前の学年の範囲の苦手部分のフォローまでは難しい。学習に追い付かず、楽しくないと、不登校の一因になる可能性がある。東京都では、算数の授業をクラスや学年を混ぜて、習熟度別にコースを分けて行っている学校もある。子どもの理解に沿って、わかる体験を積んでいけるような仕組みができると良い。

(10) 障がい・発達障がい児に関連する支援

【障がい等に関する外部専門職のサポート体制】

- 学校の教員や、放課後児童クラブ（学童保育）の支援員で経験がない方が困った時に、障がい支

援等の専門職が多職種で現場に行くような、学校または放課後児童クラブ（学童保育）のサポートをする外部専門家チームがあるといいかと思った。各現場の環境をヒアリングしてアドバイスしたり、子どもの遊びや関わり方の環境を整えたりする等、専門家チームがサポートしてくれる体制があるといい。放課後児童クラブ（学童保育）等で発達特性のある子を支えていけるようなバックアップシステムがあってもいいと思った。

【障がい児の相談支援専門員の拡充】

- 質・量ともに相談支援専門員の拡充が必要と考える。相談支援専門員は、子どもが生活する上で必要なサービスをマネジメントすることが役目である。相談支援専門員が入っている家庭と、入っていないセルフプランの家庭がある。藤沢市は他市と比べ相談支援専門員が入っている割合が低いと聞く。相談支援事業所はモニタリング制度があり、事業所等に子どもの様子を見に来る。相談支援専門員と家庭との定期的な連絡や、実際にお子さんを見て状況把握をすることも必要である。

【移動支援の仕組みづくり】

- 移動支援については、受給者証や診断があっても、半年から1年待つ週に1回移動支援がつくというような状況である。市が仕組みを作ると、保護者も安心して利用できるし、学校も安心して紹介できる。最初の3か月は移動支援のヘルパーがついて、この子どもについては一般の方に移動支援を引き継いでも大丈夫と判断されたら、一般の方に引き継げるなどの仕組みがあるといい。コミュニティ・スクールの取組で、登校の時間だけなら同行できる母親たちに声をかける等、地域で仕組みを作れたらいいのではないか。

【発達に課題のあるグレーゾーンの子どもの預かる事業所への職員の加配】

- 手帳取得まで行かない、発達に課題があるグレーゾーンの子どものための支援と、その子どもたちを受け入れる事業所（ショートステイ事業だけでなく保育所等を含め）への支援が重要と考える。ショートステイ事業は、要支援家庭の利用が多く、ネグレクト状態等により発達に遅れの見られる子どもや、グレーゾーンの子どもの預かることが多い。ショートステイ事業は職員1人に対し最大6名の子どもを預かるが、手のかかる子ども6人を見るのが非常に難しいという声はある。対応が難しいことが予想される日に職員がもう一人つけられるようにできる等、藤沢市独自で加配の基準を見直すような対策を考えてもらえるとありがたい。ショートステイ事業で預かる子どもだけではなく、保育士の待遇改善や、藤沢市独自でも配置基準の見直しを行い、子どもたちの安心安全な居場所を確保して欲しい。

(11) その他

【思春期における母子保健分野の支援】

- 思春期は体の転換期で大切な時期。この時期に母子保健に関する介入ができれば、悩んでいる若者たちが救われていくと思う。かかわり方の整理が必要。

【妊娠中からのハイリスク家庭以外も含むアプローチ】

- 現在はハイリスクな家庭を主に支援しているが、母子保健ではなく、子育てにかかわる機関で連携し、市の政策として妊娠中からアプローチできるものがあるとよいと思う。

【放課後児童クラブ（学童保育）の処遇改善】

- 放課後児童クラブ（学童保育）の処遇改善について聞くところではあるが、障がい福祉に比べると、子どもに対する職員数が少ない等の状況がある。市単位で改善できるのかわからないが、処遇的に人が集まりにくい状況はある。理想を言うと、放課後等デイサービスが放課後児童クラブ（学童保育）に併合されて、そこに専門職が配置されながら、地域の中でともに過ごす場が学校と放課後の中でできていきながら、必要な合理的配慮ができればいいと思っている。そのかわり、放課後等デイサービスに使っていたお金を、各放課後児童クラブ（学童保育）の人員配置の強化に使用して、相互交流もできるようになるといい。

【ヤングケアラーへの支援】

- ヤングケアラーへの支援。

(5) 子どもや若者当事者の意見を聞く具体的な方法

ア 子どもや若者当事者の意見を聞く具体的な方法

ヒアリング対象者に、「子どもや若者当事者の意見を聞く具体的な方法」に関して質問した。子どもや若者から意見を聞く具体的な方法として、子どもが安心できる人や身近な場所で意見を聞くこと、話しやすいテーマを企画すること、気軽に回答できるハードルの低い方法の工夫や、生徒会等の子ども達の代表に意見を聞く等の意見を伺った。

安心できる人や身近な場所で意見を聞く具体的な例として、学校の中で意見を聞くことや、安心して過ごしている居場所で聞くこと、普段から接している関係性を築いている人が意見を聞く等があった。子どもが話しやすい企画やテーマについては、子ども自身が企画や運営をすること、子どもにとって身近なテーマを設定すること、選択肢を示して意見を聞くなどの具体例が挙げられた。また、子どもが気軽に回答できるように、SNS等のオンラインを活用すること、定期的に意見を聞くこと、匿名で回答できるようにする等、ハードルを下げる工夫が挙げられた。

ヒアリング対象者から伺った主な意見

(1) 子どもや若者にとって安心できる人や身近な場所で意見を聞く

【学校の中で意見を聞く】

- 小学校の児童に市の計画に関する意見を聞くことについて、児童が自分たちの未来を考えることは大切なので、教科の中で時間を設けることは不可能ではないと思う。ただし、市内統一で実施しようとする、実現のハードルが高くなってしまふ。提案の方法として、「自分たちが住んでいる地域の未来を一緒に考えませんか」という問いかけが受け入れやすいという気はする。子どもに聞く際には、「自分たちの藤沢市の将来がどんなふうになっていったらいいと思うか」について聞く機会を設けたいと思うが、賛同していただける学校があったらという聞き方なら、検討しやすいのではないかと思う。
- 小学3年生は「ふじさわ」という社会科資料集を使い、一年間かけて藤沢市の学習をしていく。そのまとめとして、「藤沢市民としてどんな未来を考えますか」という機会があってもよいかと思う。担任だけでなく、担任と一緒に市役所の方も一緒に授業を考えて頂くともよいかと思う。
- 例えば、小学校では総合学習の時間に課題を決めて、ディスカッションして解決するという授業がある。その授業は子どもの能力アップにとつながっていると学校も話をされていたので、総合学習の時間に課題に対して意見をもらう等、考えてもらうことができたらいと思った。
- 在籍している学校を通じてアンケート形式で意見を聞く方法等、学校を利用するのが良いと思う。放課後児童クラブ（学童保育）や保育園などで、アンケートを実施するのはどうか。
- 学校に訪問をして、学年等を絞って対話することが必要と考える。

- 学校を活用してアンケート等をとる。
- 学校の授業などに入れ込み聞いていく。

【子どもにとって安全な居場所で聞く】

- 子どもたちにとって安全な場所で話を聞く、子ども達に分かりやすく質問するのは難しいが重要。子どもの支援者に聞いてもらおうと、支援者に気を使って、本音を言わないこともある。また、子ども達は長い時間集中できないので、15分くらいに設定したほうがよい。例えばいつもの教室で、「今日は市役所の人話が聞きたいんだって」と子どもたちに伝えて、短い時間で話をしてもらおう。子ども達が不安になるので、何処かに連れて行くことは現実的ではない。子どもたちに事前に伝えると、積極的に話したい子どもや、積極的に話をさせたい親の子どもだけが来てしまうかもしれない。
- 子どもの意見を直接聞くためには、何よりも子どもたちが安心して過ごせる、過ごして良いと思える居場所づくりが一番必要。また不登校の子どもたちなども悩みを吐き出し合えるような『子どもカフェ』的なものが定期的で開催されるのも良く、実際にそういった取組をしている団体が多く存在するのであれば、取組そのものを共有し合い、開催場所を広げ増やしていければと思う。
- 居場所づくりというのは、いろいろな体験ができる場所をつくっていくことだと思う。1回失敗したら立ち直りが難しい世の中になっているが、いろいろな経験を安心してできる、安心して失敗できる場所が必要だと思えば居場所を作っている。そういった居場所であれば自然と子どもたちの希望や意見が居場所から出て、市政に反映できるのではないかな。
- 子どもを預かる事業の中で、子どもから聞き取りを行うことはできる。改めて聞こうとすると拒否したり警戒したりするが、食事をとりながら楽しい雰囲気話をしてしていると、家での様子や状況を隠さずに話してくれる。

【子どもと普段から関わっている人が聞く】

- 子どもの考えを聞くためには、年齢が近い高校生、大学生などの継続的ボランティアと話す機会を増やすことが重要。子どもの名前を憶えてくれるくらい継続している方が、子どもも話しやすい。スタッフに話さないようなことを、その人たちには話していることもある。普段は食べたらすぐ帰る子どもでも、関係性が出来ているボランティアがいる時は、待っている。藤沢市の職員が突然行っても、子ども達との継続的な関係がないから、話を聞くのは難しいのではないかな。普段関わっている人から聞く方がよいと思う。
- 子どもの意見を聞くためには、子どもと対等な立場で関わる必要があると考える。上下ではなく横並びで親近感をもって接してもらうことで関係性が近くなり、意見を言いやすい環境を構築できる。表向きの発言や態度だけを見て判断するのではなく、隠れたニーズに目をむけて欲しい。児童・保護者ともに、信頼関係を築いた後でないと、本来のニーズは引き出せない。初対面の役所の方が子どもに質問しても、子どもは話さないと思う。慣れ親しんだ関係性の方が聞く方が、

子どもたちも楽し、話しやすいと思う。ある程度知的レベルが高い子どもは、私達に対しても、「まずい」と思うことは言わない。

- 「子どもの意見を聞く場」として設定するとそれだけで敷居が上がるため、自然な形で意見を聞けるような居場所でそのスタッフなどが何気ない話の中から話を聞く。中高生だと、塾など。

(2) 子どもや若者が、話しやすい、話したいと思うテーマを企画する

【子ども自身が企画・運営する】

- 他自治体の例で子どもが企画から運営まで全てを取り仕切るフォーラムが開かれていた。司会も挨拶も全て子ども。非常に大盛況だったと聞いている。そのフォーラムは一人の女の子の SOS から始まり、どうやって課題を解決していくか、町の人たちと一緒に考えようという内容だった。当事者の子どもも登壇した。そういうフォーラムの開催もいいかと思う。
- 大人が仕組みを考えて子どもたちに提示をするという方法になりがちだが、提示の仕方から子どもに聞くといいのではないか。投票、投書、SNS、どういう形で意見を集約するといいかを子どもに直接聞く方が、アイデアが出てくるのではないかと思う。
- 管理するのではなく、学校が生徒を信頼して自由にさせてコラボレーションさせて色々なものを経験させる。そうすると、自ら色々な行動をして意見もどんどん出て、外に対しても意見を言うていくようになる。高校生の場合、高校生議員やハイスクール議会など、実際に参加している生徒がいる。リアルな政策立案をしてもらうのがいいと思う。また、ディベートが流行っているので、企画立案させるようなディベートをする。

【子どもが答えやすい質問・テーマを設定する】

- 子どもへの質問の仕方として、今の困りごとなどを聞くのではなく、〇〇の（現時点より前）時にあったらよかったこと、困っていたことを聞く。自分のことではなく、友人や親や兄弟姉妹のためにあったらよいと思うこと、困っているのではと思うことを聞く。
- 選択肢をいくつか出して、どちらの未来がいいか選ぶところから始め、他の未来はどのようなものがあるかという聞き方をしないと、何を答えていいかわからないと思う。夢がないどころか大人になりたくないという子も多にいる。まずは、子どもが何をしている時が楽しいか、楽しくないかという今の自分から始まって、未来を考えてもらうこともありだと思う。
- 議論の内容として身近なテーマであればできると思うが、政治にかかわるような話は難しく、意見が出にくいと思う。校則は子どもたちにとって身近なテーマであることから議論できる部分もあると思う。校則でメイクを禁止しているが、大人になったら当然するメイクを、子どもがしてはいけない理由を問われたら答えるのが難しい。この時代に制服が持つ意味とはなんなのか。今後、数年で変わっていくものがあると考えている。意見を求めるにあたって、中学校には大人に近い考えをもつ子もいれば、幼い子もいる。その難しさもあると思う。
- アンケートの内容を預かり、授業の中で、みんなで意見を出し合うことも考えられる。模造紙を

使った授業のようにしてしまう。「学校に行けない子どもにとってどんな居場所があったら良いと思うか」という問いがあれば多くの意見が出るかもしれない。

- 意見を吸い取っていると感じさせないように意見を集めることが必要。ゲームを使って意見を集約することもひとつの手だと思う。大人側がどうファシリテーションとして吸い取れるかが重要なので、大人の教育が必要ではないか。子どもは、わからないから、はっきりしたことは言えないと思うので、大人がかみ砕いて子どもの意見を理解し、具体的な仕組みに落とすことが必要ではないか。
- 動画を活用して子どもの意見を聞くという方法は良いと思うが、動画の中身が重要。ゲーム感覚で見られる等の工夫があると見てくれるかと思う。

(3) 子どもや若者が、気軽に回答できるハードルの低い方法を工夫する

【オンラインを活用した意見聴取】

- 藤沢市では、いじめの発見を含め、子どもたちの様子を知るために、Chromebook で、「学校生活についてのアンケート調査」を年に2回以上やっている。以前は紙媒体だったが、現在は Chromebook で実施するようになってきた。Chromebook でアンケートに答えるというのは子どもたちも慣れてきているため、意見を吸い上げやすいのではないかと思う。
- 児童は一人一台端末を持っているので、その機能を使って意見を集約することは可能。
- 紙でのアンケートよりは、QRコードを読んで回答する形式のアンケートがよいのではないか。
- 同じ悩みを抱える者がつながれる SNS 等を普及させ、質問に対して説得力を持って返答することが出来る経験者を配置することも考えられる。つながれるアプリや SOS を送受信出来るプラットフォームを行政が構築し、児童へ周知することが必要だと考える。スマホ一つで何でもできてしまい、他者との関係性が希薄な状況でも、関わりを求めている児童は多く存在する。デジタルの活用は、関わる前段階として、悩み等を吐き出せる手段として有効と考える。時代の変化に合わせた関わり方が必要なのでは。
- Instagram や X などの SNS を活用するのはどうか。X で元明石市長の泉さんの投稿にすごい数のリポストがついていたりするのを見ると、関心がないというわけではないと感じる。
- LINE によるアンケートなど。
- 子ども本人から意見を聞くには、今のお子さんは SNS 等のツールを使わないと拾えない。

【子どもが答えやすい簡単な質問を設定する】

- 子どもの意見を聞く方法として、アンケートの選択肢を簡単にする方法は使えると思う。たくさん意見を記入する方法では時間がかかり、周りの子を気にしてしまうので、本校では簡単な選択肢のチェックで回答して、先生が後で詳しい話を聞く形にしている。朝自習の時間に回答してと投げかけるだけで、子どもたちは回答できる。

【定期的に意見を聞く】

- 本小学校では、市の学校生活アンケートがない月には、普段の学習で使用している端末にある「ロイロノート」のアンケート機能を使ってアンケートを実施している。毎月アンケートがあれば、今回は書いてみよう自分の気持ちを発信する力をつける機会になるかと考えて実施している。
- 当児童養護施設では、毎月1回、必ず子どもと1対1の時間を作り子どもの意見を聞く MCC プラスという取組を十数年行っている。子どもたちの中では担当職員と1対1で話ができる時間として定着している。「知りたいことや聞きたいことはあるか」という質問では、児童養護施設だと「今、親が何をしているか知りたい」という話が出てくることがある。毎月 MCC プラスを実施しているが、毎月出るわけではない。子どもたちの気持ちの中で急に「今、親は何をしているのだろう」と思いたす瞬間があるのだと思う。毎月実施することでキャッチできるので、そのような気持ちが出てきたら「児童相談所の先生に聞いてみようか」と話が進んだりする。

【匿名にする】

- 中学生くらいになると、内申を気にすることもあり、先生に知られたくないということもあるので、幅広く意見を募りたい時は、匿名であることと、市役所からのアンケートだと伝えるほうが良いこともある。
- 携帯を持っている子どもにアンケートをしてはどうか。LINE など、匿名かつ文字で答えることができる、オープンチャットのようなもの。

(4) 生徒会等、子ども達の代表に意見を聞く

- Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわというものが開かれ、生徒会の子どもたちが集まる機会があった。当時カウンセラーとして担当していた中学校の生徒会では、そのサミットに参加した時に、スクールカウンセラーのことを知らないから、生徒会から先生に頼んで、スクールカウンセラーがいじめの授業を開催することになった。依頼を受けて、いじめの授業を各クラスで行ったという経験がある。いじめに限らず、子どもたちが「こういうことが必要だ」ということを、生徒会等が代表になって考えられる場を設けると、意見を吸い上げられると思う。
- 生徒会などの生徒の意見を集約する機関を利用した意見の聞き取り。中学校の授業の中で行政計画をテーマに子どもの意見を聴取することは難しいと感じる。正解のない問いに対する意見交換を授業で扱うと、生徒にとってはより発言しづらいのではないかと感じる。中学校の一斉授業では正解を出さなければという雰囲気があると思うと、自由な意見が出にくいのではないかと感じる。生徒会ではいじめ防止をテーマに活発に意見交換がされていると聞く。生徒会であれば教員も話題を提供しやすく、また生徒会に所属するような生徒であれば意見も出やすいのではないかと感じる。

(5) その他の意見

【回答へのインセンティブをつける】

- 図書券やクオカードなど、回答してくれた時のインセンティブをつける。給付金をもらうために、妊娠時面談が必要となり、妊娠時面談に来ない方はほとんどいなくなった。成人式でのアンケートや、藤沢市のイベントを申し込む際にアンケートを必須項目に設定するなど。学校でのアンケート、回答してくれたらデザート1個追加するなどのインセンティブはどうか。
- 産業フェスタなどのイベントには子どもがたくさん来る。アンケートへの協力でお菓子やグッズがもらえると、子どもたちは答えてくれる。

【子ども・若者が集まるイベントの場に赴いて意見を聞く】

- 子どもや若者の定義を広げるのであれば、イベント会場、成人式、公民館、祭り、文化祭等は、様々な世代の方が来る。そのような場も意見を聴く機会になるか。

【様々な属性の子どもが集まり話し合う場を準備する】

- 子どもたちが集まって話し合いをするのは面白いと思う。同じ属性の子どもが集まらないように、一般の児童だけでなく車椅子の児童や医療的ケア児なども同席できると良い。私たちが対象としている児童のなかには言語的コミュニケーションが可能な児童もいるので、話し合いの場をつくったり、場に参加したりすることはできる。

【既存の子ども向けアンケート結果を関係者が共有する】

- 教育委員会や行政で、色々なアンケートが実施されていると思うので、子どもに関するアンケートを関係者が皆で使えるようにすれば、アンケート数も減り、学校側も負担と感じなくなると思う。重複している項目もあるので、ここだけは共有していいという取り決めがあるといい。

【児童養護施設を退所した若者の意見を聞く必要がある】

- 母親が精神保健の通所事業所に通っている方、両親が世話をできなくて預けられたという方もいる。家庭を知らない中で、18歳になって施設を出て、自分で家庭を持つ方もいる。当事者という意味では、そういう方が住みやすい、育てやすい家庭を作っていくために、情報を得ることが必要。

イ ヒアリング対象者が実施している意見聴取の方法

ヒアリング対象者から伺った子どもの意見聴取の取組の中から、市立小学校、他市の若者サポートステーション、児童養護施設、児童相談所の取組について具体的な事例として紹介する。なお紹介する取組は、全市のあるいは全国的に実施されている取組ではなく、ヒアリング対象者の独自の取組となっている。

(1) 市立小学校における意見聴取の取組

- 本校では、市の学校生活アンケートがない月には、普段の学習で使用している端末にある「ロイロノート」のアンケート機能を使ってアンケートを実施している。アンケートの内容は、学校、友達関係、家庭で困っていることの3点だけに絞り、「今、困っていない」、「困っていることはあるけど大丈夫」、「先生に聞いてほしいことがある」という3つの選択肢を設定している。少なくとも半数の子どもたちが、「先生に聞いてほしいことがある」という欄にチェックを付ける。チェックがあると、必ず担任が「どうしたの」「どんなことに困っているの」と話を聞きに行く。毎月アンケートがあれば、今回は書いてみようとする自分の気持ちを発信する力をつける機会になると考えて実施している。

(2) 困難を抱える若者の意見聴取・意見反映の取組

- 若者サポートステーションを利用している若者を対象に、延べ140名が参加し、若者のダイレクトな「声」を把握するプロジェクトを実施した。若者への参加募集は、主に相談員から利用者に声をかけた。また、事業所にアンケート用紙を置いておき、自由に回答してもらった。加えて、インターネットでも答えられるようにした。座談会等は、プログラムの一環という雰囲気もあった。司会者が事業所のスタッフでは遠慮して発言しにくいと思い、市内の他の居場所から司会を依頼した。利用者&企業ワークショップは、社会福祉協議会のバックアップがあった企画だった。企業に参加してもらった理由は、若者は一方的に助けられる側ではなく、企業の社長たちも若者も地域で暮らす一員であるということを感じてもらいたかった。また、企業によっていろいろな考え方、働き方があることを知ってほしかった。その後、ワークショップでの「交通費がなくて困っている」という声をもとに、職業体験の交通費を社会福祉協議会の寄付から出すプログラムを形にした。企業連携をする際に配慮が必要なこととして、企業側にいろいろな事情を抱えた若者がいることを理解してもらう必要がある。企業側からすると若者の抱えている事情が想像以上に重く、通常の学校の職業体験のようなイメージで受け入れると乖離がある。そのような企業と話し合いをして、それをきっかけに困難を抱える若者への理解を深めてもらい、何かできないかという風にならなるといいと思う。

(3) 児童養護施設における意見聴取の取組

- 当施設では、毎月1回、必ず子どもと1対1の時間を作り子どもの意見を聞くMCCプラスという取組を十数年行っている。子どもたちの中では担当職員と1対1で話ができる時間として定着

している。睡眠、入浴、食事などの基本的な質問から、楽しいこと、悲しいこと、夢、やりたいこと、心配なこと、自分の身体で気になること、誰か悩んでいる子がいないか等、毎月シートを使って聞きとっている。気持ちに関することは、0 から 10 のスケールで聞いている。以前は目盛を付けていたが、今は 0 と 10 のみを書いた 1 本の棒にしている。「気持ちどこ」と聞いたとき、目盛があると数字に丸を付けるが、数字がないスケールだと 8.7 等、中途半端な数値を回答することがある。「その.7 とは何か」と聞くと、「昨日だったら 8 だったかもしれないが、今日は好きなテレビがあるから 8.7」というような答えが返ってくる。そのような気分もあっていいと思い、数字がないスケールを作った。「知りたいことや聞きたいことはあるか」という質問では、児童養護施設だと「今、親が何をしているか知りたい」という話が出てくることがある。毎月 MCC プラスを実施しているが、毎月出るわけではない。子どもたちの気持ちの中で急に「今、親は何をしているのだろう」と思いたす瞬間があるのだと思う。毎月実施することでキャッチできるので、そのような気持ちが出てきたら「児童相談所の先生に聞いてみようか」と話が進んだりする。「今、お母さんはこのようなことをしているよ」ということは子どもが聞きたいことではない時もあるので無理に伝えないが、子どもたちから出てくるといいなと思いつつ投げかけをすることもある。子どもが月に 1 回の MCC プラスで気になったことを言うと、次の時に「じゃあどうしようか」と職員が動いてくれたり、児童相談所の先生が調べてくれたりする等、次につながるようにしている。

- 当施設は、子どもの意見表明について力を入れており、月に一度、ユニット毎に生活について話し合う「部屋会議」と全員参加で全体のことについて話し合う「こども会議」を 20 年以上前から実施している。「部屋会議」で出た意見の中で、「こども会議」で話し合うべき意見については皆で話し合いをする。「こども会議」には各児童相談所のワーカーが参加し話を聞いている。運営については、始めた当時は力のある子どもが多かったため子どもが運営していたが、ここ 10 年くらいは、次第は職員が作り、会議の進行は子どもが次第を読みながら行っている。職員が横で補助をしているが、基本的には子どもだけで話し合っ決めていく。

(4) 児童相談所における意見聴取の取組

- 児童相談所では、子ども本人の意見聴取を目的として、来年度から、専門調査員を配置しアドボカシーセンターを発足させる予定。子どもが意見を表明する大切さを丁寧に説明する必要があるが、児童相談所が関わる子どもについては、意見表明の機会を確保できると考えている。様々な専門性の大人が子どもたちと関わっているので、子どもとの関係性を作り、役割分担をして場面を変えながら、子どもの意見を聞いていこうとしている。

第3章 ヒアリング対象団体別の調査結果概要

1 対象者別のヒアリング結果

(1) 子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）

ヒアリング対象者 名称（法人格）	藤沢市役所 健康づくり課
ヒアリング開催日時	2023年11月6日（月）16:00～17:30 2023年11月22日（水）10:00～11:30 2023年11月24日（金）10:00～12:00 2023年11月27日（水）10:00～11:10

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要

- 藤沢市健康づくり課の母子保健担当の主な業務内容は、乳幼児健康診査、母子健康教育(各種教室)、母子健康相談、藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査費用補助券、特定不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業、出産・子育て応援事業、産後ケア事業等である。
- 藤沢市では子育て世代包括支援センターが南北に2か所に存在。母子保健コーディネーターの人数は、訪問担当職員で23人。
- 保健師はある程度リスクがある方を対応し、それ以外の方はハローベビィ訪問員の看護職が対応している。1人の母子保健コーディネーターが継続的に関わっている方は80人程度。地域によってそれぞれ対応している人数が異なる。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

- 妊娠届、出生連絡票や新生児訪問、医療機関からの情報提供などで、困難を抱える世帯を把握することが多い。
- 最初のかかわりとしては妊娠時面談を行っている。全ての妊婦に対して面談を行っている。特定妊婦を把握することができる。妊娠届に記入された内容から、ひとり親、生活困窮、外国籍、障がい、疾患等を把握する。特に気になる記入内容がある場合は、電話で詳細を聞き取ることもある。伴走型支援が始まってからは、面談で聞き取ることが増えたため、電話での聞き取り件数は減少した。
- 出産後にエンジンバラ産後うつ病質問票の点数が高い方や、お子さんが病気で生まれた方、小さく生まれた方、それ以外にもサポートを得られず心配な方などについて、病院の方から依頼を受け

る形で把握することもある。

- ハローベビィ訪問は全世帯に実施。出生連絡票を出さない家庭もある。連絡先が分かる場合は電話をして、出生連絡票を出すようお願いしながら、訪問の予約を行い、家庭訪問で状況を確認している。連絡だけしない方は、アポなし訪問も含めて何らかの状況確認を行っている。ハローベビィ訪問での家庭訪問において、発達障がい、不登校、依存症などに気づくきっかけとなることがある。
- 幼児健診での受診態度や、その際の子どもへの言動や態度から、気になる母子がいた場合について健診終了後のカンファレンスで対応を検討している。また、地区担当保健師がついているケースについては、月に1度実施するカンファレンスの場で今後のフォローについて検討する場合がある。ケースを終了する場合にも、カンファレンスで検討して、終了するか、継続するかを決定する。カンファレンスは班ごとに実施する。南保健センターは2班あり、北保健センターは1班の市内計3班。
- 子育て支援センターや公民館等地域の子育て拠点で相談を受けることがある。子どもの成長や、離乳食、育児疲れに関するものが主。リスクの高くない方も多いが、その中にハイリスクの方が紛れていたりする。話の内容を聞いていると、母親の不安が強く、病気を疑う場合もある。若い頃から精神疾患をお持ちの方もいる。
- 他市からのハイリスクな方の転居にあたって、転入前から関わっていた他市の方と連携し、状況を把握することがある。
- 保健師の人材育成、見る目を養うことは重要。色々な課題がある家庭が多いため、複数人で声を掛け合って対応している。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 他機関との連携が重要。医療・福祉等関係機関との連携から、ケースの持つ課題と他機関が考える課題を整理し、ケースと関わるようにしている。
- 母子保健コーディネーターは予防という視点で見ているので、関係機関と意見が食い違うこともある。このままでは母親がつぶれてしまい、子どもを見られなくなるから、早い段階でヘルパーを入れてもらいたいと考えても、子ども家庭課のような福祉部門では、今はできているという評価になることがある。予防の観点はとても重要だが、藤沢市にある資源の中で、全ての方を対象に予防をしていたら、資源が足りない。優先順位をつける必要があるというのが現状。
- 子育ては、元気な母親にとっても、そうでない母親にとっても大変なこと。子どもに健やかに成長してもらいたい、保健師が全面的に出ても、育児ができるわけではない。そのため、母親のことを全面的に労うようにしている。
- 課題をクリアしていくことで、積極的な関わりというものを減らしていくが、母親側は支援がなくなってしまうことを恐れてしまうケースもある。行政がかかわりを途切れさせないということは重要で、母親側にも関わりは途切れないことを認識してもらうことも必要。単独の課の支援は対象から外れて支援を終えるタイミングが来るが、支援が終わる場合でも支援をする側が見つない

でいくという意識が必要。

- 話の傾聴が大切。慢性疾患の子を持つ母親の気持ちを傾聴することが大事だと考えているが、そこまで頻繁に話を聞くことができず、フォローしきれていないように感じている。慢性疾患の子を持ち、日々何かしらの悩みが発生するような状況にある母親は、継続的に話を聞いていないと信頼関係を築くことができないが、健診の節目や1年に1度程度で電話を掛けることしかできていないのが現状。
- すべての人が困っているときに声をあげられるわけではないため、相談できるような信頼関係を作ることが必要。相談をしてもらい悩みを共有して、一緒に困るくらいはできる。すべてのケースで支援の情報提供をできることがベターだが、すべてのケースで支援をするのは難しい。
- 市の保健師は行政職であるため、期限のある事業運営と、期限のない個別ケースの対応を秤にかけた時、どうしても期限のある事業を優先してしまう。ケースの専任担当のような保健師はいないため、だれもがケースを考えつつ事業を優先するジレンマを抱えているのではないか。
- 子どもの支援のアウトソーシング先が少ない。医療的ケア児の相談事業所もできたが、すべてのケースをつなげることは難しい状況。
- 療育を利用している子ども、発達課題を持っている子などを、マネジメントするのが母親の役目となっている。介護保険のようなケアマネジャーが相談にのるような制度が母子にはない。現状ではそれが市の保健師の役割だとは思いますが、業務との狭間で丁寧な関わりができていないため、母親は自分で様々な情報を集め、判断し、決断していると思われる。それを身近でサポートする制度的な仕組みがない。
- デイサービスや保育園受け入れ拡大など。ひとり親でなくても預けられる場所を増やすことが必要と感じる。子どもの祖父や祖母からの協力が得られなくなっている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 行政機関では、子ども家庭課、生活援護課、保育課、保健予防課、障がい者支援課、子育て企画課（子育て支援センター含む）、子育て給付課、と連携している。
- 保育園、学校（教育委員会）、幼稚園、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）、地域の子育て支援拠点、相談支援事業所、医療機関、訪問看護事業所、民生委員とも連携している。
- 学校との連携について、虐待などで関わっている方は家族全体を対象とするので、上のきょうだいが学校に通っていて、下のきょうだいが未就学の場合に、ケース会議で学校と連携することがある。
- 伴走型相談支援が始まり、子育て給付課から、気になる妊婦の情報が入ることが増えた。
- 妊娠届出時面談は本庁舎、南北保健センターにて予約制で実施している。母子健康手帳の交付については、各市民センターでも実施しており、市民センターで母子健康手帳の交付を受けた人は、妊娠届出時面談を同時に受けることができず、別に予約する必要があるため一定数面談を受けて

いない人がいる。理想はすべてのケースで母子健康手帳の交付と妊娠届出時面談を同時に実施すれば、面談の実施率は上がると思う。

- 母親が精神疾患を持っており、疾病要件で子どもを保育園に預けているが、日中時間帯の母親の居場所として、相談支援事業所を活用している。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 幼稚園や幼稚園協会には、5歳児に対して相談先等のリーフレット配布を依頼し、その中で子どもの様子や先生の関わりなどを伺っている。中には、幼稚園協会に入らず、リーフレットも不要として拒否している幼稚園がある。連携を希望しないため、どういう子どもを受け入れているかわからない。そのため、成長が心配な子どもがその園に入ると、相談機関につなげにくく、小学校に入るまでの間に相談機関に関わることが難しくなる。幼稚園としての運営基準は満たしているが、市としてコミュニケーションが取れるとは限らない。その年の園長先生によっては、リーフレットを配らない、と言われることもある。
- 学校では、養護教諭の先生が保健師と同じ目線を持っているが、学校と連携する際は、養護教諭の先生にアプローチするよりは、学校自体にアプローチする形になるため、話を進めることが難しい。お互いの役割を明確にして話を進めないと、連携という言葉だけが残り、中身が薄くなってしまおうと思っている。
- 現在では、学校、保育園、幼稚園、医療機関など、市の機関以外で、過去に連携が難しかったところについても連携がしやすくなっている。国からの通知や、法改正などにより、大分連携しやすくなった。
- 連携の課題として、災害時の要配慮者リストに、医療的ケア児の乳児は載せることができないこと。乳児のうち障がい者手帳や受給者証をとることが難しく、証明ができないため。子どもだけでなく、医療的ケア児の喀痰吸引や酸素吸入の機材などを、家族だけで持ち出すなどの対応をしなければならない。要配慮者リストに載れば、必ず助けがくるというものではないが、誰かが把握してくれているということは不安の軽減につながるのではないかと。要配慮者リストに載せることが難しいケースについては、民生委員と顔合わせをして地域につなげる場合もある。
- 母子については支援制度がないケース、制度の狭間にあるケースが多い。虐待までは至らないが大変な家庭は多い。グレーな養育困難ケースについても支援が必要だと感じる。
- 病院との約束が守れない、退院後の相談を行うときに当日来てくれない、家庭訪問時に家にいない保護者、海外の方の言語面、家族間の上下関係など、そのようなケースで継続的な支援を行っていくためにどこにつなげばいいか悩んだ。

(2) 母子・父子自立支援員

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	母子・父子自立支援員
ヒアリング開催日時	2023年11月6日(月) 10:00~11:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 母子・父子自立支援員は4人。子育て給付課で離婚前、離婚後、未婚、養育者など、ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受けている。● 相談方法は対面または電話。相談の受付時間は平日の午前8時30分～午前11時30分及び午後1時～午後4時30分まで。原則、事前に電話による予約で相談を実施。● ひとり親の相談内容として、金銭面を心配される方が多く、ひとり親になったときに自分は手当がもらえるのか、住宅手当はあるのか、などを気にされる方が多い。● 令和4年8月から実施している養育費確保支援事業では、公正証書等の作成費用の補助を行っており、令和4年度は26件の利用者があった。相談の中で養育費の取決めを行っていない場合は、養育費の取決めの重要性とともに、この補助制度について案内している。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● ひとり親になる前（離婚前、未婚）やひとり親になった後の相談時に聞き取り、把握する。継続して支援して行く中で様々な課題に気付くきっかけとなることが多くある。対象の方にどのようなサービスが必要かを検討し当課で可能なサービスを提供、実施するとともに、他課に案内することもある。また一年に一度、児童扶養手当現況届時に面談することで把握できる場合もある。● 家庭の状況を確認する際に、子どもの状況についても話が出てくる。子育てに課題がある方はひとり親になることについてのハードルもあるので、離婚相談から広がることが多い。
(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について
<ul style="list-style-type: none">● まずは心を開いてもらい、受け入れること。コミュニケーションを大切に、相手の話をよく聞くことで、支援の見通しを立てていく。それをわかりやすく、誤解を生まないような言葉で話すようにしている。● 電話での相談だけでなく、来課での相談を勧めている。資料を用いて説明することで、理解が進み、後々の申請の際にも円滑に進むことが多い。また、コミュニケーションも円滑になる。● 原則アウトリーチは行っていないが、必要な場合は行うこともある。来課して手続きが必要な場合で、病気等により来課が困難な場合は、訪問して手続きを進めることもある。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体
<p>藤沢市（子ども家庭課、生活援護課、保育課、学務保健課、障がい者支援課、バックアップふじさわなど）、社会福祉協議会、神奈川県母子家庭等就業、自立支援センター、フードバンクふじさわ、ジョブスポットふじさわ、ファミリー・サポート・センター、民生委員、アズビル山武財団、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託業者（社会福祉協議会、NPO 法人等）</p> <ul style="list-style-type: none">● ひとり親家庭としての生活状態を確認するため、受給者本人に了承を取った上で、民生委員に家庭訪問をお願いすることがある。● アズビル山武財団は、児童扶養手当全額給付を受けている方に対して、藤沢市及び社会福祉協議会と連携して、中学進学時と高校進学又は就職時に給付金の支給を実施しているため、案内をしている。
(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題
<ul style="list-style-type: none">● ひとり親家庭等日常生活支援事業に対して連携している団体が5つあるがコロナ禍の影響があり、ヘルパーさんがなかなかみつからないことがある。● ヘルパーをされている方は、主婦で年齢層が高い方が多いため、新型コロナウイルス感染症が蔓延した際に、他人の家に訪問して働くことで新型コロナウイルス感染症に感染してしまうことを恐れて辞めてしまった方が多い。また、パート的な働き方のイメージが強いこともあり、介護のスキルのある方でフルタイムでの就労を希望する方は、介護系でも違う職種についてしまう方も多い。

(3) ユースサポート・ユースワークふじさわ

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	ユースサポート・ユースワークふじさわ (NPO 法人)
ヒアリング開催日時	2023年10月24日(火) 10:00~12:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● ユースサポート・ユースワークふじさわは、藤沢市産業労働課及び青少年課の委託事業である。2023年度より、新法人が受託し運営している。ユースサポート・ユースワークふじさわは、仕事のこと、学校のこと、引きこもりなど社会生活に困ったことや不安を抱える若者の自立・就労を支援する相談場所である。● 電話または相談申し込みフォームで予約をし、初回の相談終了後に登録をすることで利用が可能となる。無料で利用できる。担当者制の個別相談を主軸にして一人ひとりの状況に合わせてきめ細やかにサポートする。対象は15歳~44歳の藤沢市内在住、在勤、在学の方とそのご家族。プログラムや居場所、社会体験、就労体験、保護者セミナーや保護者交流会も実施している。● 相談は1回20分又は50分、月1~3回の頻度で、予約制・担当制としている。家族支援が必要な場合には保護者面談を実施する。医療的な課題が大きい場合は、臨床心理士、公認心理師等の助言を受けながら、医療受診の支援を行う。福祉サービスの利用をするときには、行政機関や福祉機関との連携・同行支援を実施する。就労に向けた相談を進める際には、若年者就労支援事業のプログラムや就労体験を適宜導入する。応募のステージでは、ハローワーク等の機関と連携しながら支援を進める。就労後も、本人の望む条件で安定して就労継続ができるようになるまで、支援を継続する。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 相談は予約制とし、初回は特に長く時間を取り60分から90分ほどじっくりと話を聞く。利用規約の説明を行い利用の同意を得た後、本人の主訴、目指す状態、生育歴、受診歴、家族関係、学校経験、仕事経験等、幅広く聞き取りを行う。初回登録時に大まかな方針と目標を合意して、継続相談につなげる。相談者の状況や相談内容によっては、この時点で他機関にリファーすることもまれにある。
(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について
<ul style="list-style-type: none">● 利用者が安心して自分の思いを話せる場として機能させ、相談員との関係性の中で社会性をはぐくむことが重要だと考えている。また、その日その場の利用者の困り感に対応するだけでは、長期的な支援目標を達成することは困難である。本人が望む状態に確実にたどり着くためには、相談員が長期的な視点を持って支援にあたる必要がある。

- 当事業は特に若い方の利用が多く、彼らは本当に狭い世界で生きているため、社会性をはぐくむことが必要だと考えている。彼らが知っている中から仕事を選ぶと、コンビニかファミレスになってしまいかねない。学校へ行ったりバイトをしたりという社会生活の体験が少ないと、親の仕事しか知らないということにもなりやすい。親や教師以外の大人と話す経験も少ない。社会や大人が怖いと思っていることが多いので、社会に対する信頼をはぐくみ、学校に戻るとか働くとか徐々に思ってくれたらいい。我々のことを話しやすい大人と思ってもらうことが大切である。我々が社会に踏み出す窓になればと思っている。
- ここにきて、「やっぱり来なければよかった」と思われるのが一番よくないと思っている。まずは、「よくわからないけど、来てよかった」と思われるようにして、そこから広げていけたらと思う。
- 我々と利用者の間には家族や学校、職場と違って利害関係がない。最初は相談することに抵抗があるかもしれないが、親、友達、先生にも言えないことを全く関係ない人に話すのはいいことだと、経験するとすぐにわかる。フラットに、決めつけないで話を聞くことで、その人が困っていること、気になっていることを話してくれるようになる。彼らも気を使いながら生きてきているので、自分の話をして自分が言いたいこと言っている場なのだと思いますと関係性ができる。
- 当法人の他自治体での経験では、サポート期間は人によって違うが、半年から2年くらいが多い。長い方だと10年くらい付き合っている方もいる。仕事が決まったがその後辞めて再度利用する等で、利用と利用の間が空くこともある。紆余曲折を経て1年から2年くらいかけて就労先へつなぎ、定着支援期間として3か月から半年くらい支援をする。その後、支援が不要な状態と判断したら支援を終了する。
- 本人が適切だと判断し障がい者手帳を申請したいと思っても、保護者が反対することがある。その時に保護者がどういう意見をお持ちなのかを聞き、ご本人にとってのメリットデメリットを説明して理解いただけるように我々からアプローチする。ヤングケアラーの対応を相談する際には、保護者と会う必要があることもある。
- すぐに働けない状況であっても「一刻も早く働いてほしい」という意向が強い保護者もいる。そのような場合は、「ご心配も分かるがどうかしばらく見守っていただきたい」などご理解いただけるよう伝える。保護者にこちらからのお願いを伝えるだけではなく、保護者の困りごとを聞き、今後協力してご本人をサポートする関係を作る機会でもあるため、基本的には事業所に来てもらうようにしている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 社会福祉協議会、バックアップふじさわ、ハローワーク藤沢、藤沢市学校教育相談センター、各地域障がい者地域相談支援センター、社会的擁護自立支援事業、児童養護施設、就労移行支援事業所、就労継続B型支援事業所、グループホーム、民間企業など、医療、福祉、教育、就労分野

の様々な支援機関や団体と連携している。

- 他機関連携は、ケースを通してできるようになる。支援対象者を連携して共に支援することで他機関にユースワークを知ってもらい、実務的に本当の連携になっていく。そういう意味では、職場体験先になってもらい、ゆくゆくは職場体験先で仕事に就いてもらいたい。中小企業の集まりである経済同友会とつながっているのも、こういう若者がいることと理解してもらったり、(職場体験先を)紹介してもらったりしている。
- 利用者が利用する福祉サービスは、自立支援医療、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立訓練事業が多い。生活保護の申請も件数は少ないがある。申請する際に、同行支援をすることが多い。本人だけだと窓口に行けなかったり、窓口で言うべきことを伝えられず必要な支援を受けられなかったりすることがある。我々が間に入ることで、スムーズに支援につながる。
- ユースサポート・ユースワークふじさわを利用者に知ってもらうために、ハローワークや関係機関への周知が必要だと思う。地域で長く支援していると、地域の関係機関とネットワークができ、相互に利用者をつなぐようになる。利用者本人に直接アプローチすることは難しい。利用者の周囲がここの存在を知っていくことが大事である。自分でも行った方がいいかなと思っても、周囲からの一押しがないとなかなか来ることができないものである。
- ユースサポート・ユースワークふじさわとハローワーク藤沢の連携が密になるとよいケースがある。ハローワークで求人紹介をしても、すぐに就労することが難しい方がいる。ハローワークでは求人紹介に至るまでのサポートやどのような求人に応募したらいいのかまったく分からないという方へのサポートはなかなか難しいと思われるので、連携することで、すぐの就労が難しい可能性のある方や、問題を抱えていそうな方への支援が出来る。孤立して困っている若い方がつながればいいと思う。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 関係機関と連絡が必要な時に、お互いに忙しく、外出も多いため入れ違ってしまってなかなか直接話せないことがある。メールでの連絡でも補えるが、直接電話で話が出来た方がよいと思う。多数の支援者が関わっている場合、それぞれの支援者の支援方針のすり合わせがうまくいかず、対立してしまう場面もある。それぞれが本人のためにと考えているのであろうが、利用者が様々な意見に翻弄されているのではと思うことがある。事業の形態によっては、利用期限があり利用継続が事業の収益に関わる場合もある。我々はそのような制約はないので、本人にとって何がよいかという視点で関わりやすい。

(4) スクールカウンセラー

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	スクールカウンセラー
ヒアリング開催日時	2023年10月30日(月) 10:00~11:30

ア 支援活動の概要

<p>(1) 事業や活動の概要</p> <ul style="list-style-type: none">● スクールカウンセラーとは、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職。● スクールカウンセラーの業務は、児童・生徒に対するカウンセリング、保護者に対するカウンセリング、児童・生徒に関するアセスメント、教職員に対するコンサルテーション、緊急時の対応、心理に関する研修等の実施、他機関との連携等である。藤沢市全体で、令和5年のスクールカウンセラーの配置数は25人で、少しずつ増員している。藤沢市は、小学校は市のスクールカウンセラーのみ。小学校の規模によって週1日、週1.5日、週2日の学校がある。週1.5日というのは、週に1日の週と、週に2日の週があるということ。中学校は、神奈川県のカウンセラーが週1日、藤沢市のカウンセラーが週1日で、合計週2日となっている。小学校では、1人のカウンセラーが、2、3校に配置され、1日あたり3~4件の相談を受ける。小学校では、教室に入り子どもの観察や見立てを行い、教師・保護者にコンサルティングを行う。中学校では、週1回訪問し、1日5件くらい、一人当たり1時間程度の相談を受けている。● カウンセリングの内容について、小学校低学年は、集団活動に馴染めず、授業中に立ち歩きがあったり、自分の気持ちを言葉にするのが苦手と同級生に手を出してしまったりするなど、行動面や発達面に関する内容が多い。保護者や先生から、児童に発達の課題があるか心配されて相談を受ける。中学校は不登校の相談内容が多い。不登校の背景に、発達障がいや家庭環境等も関連する。中学生だとLGBTに関する相談もある。● カウンセリングに至る経路としては、担任の先生や、保護者からの相談を受けて、というものが多。8割ぐらひは担任の先生からつながる。中学校では、生徒本人が話してみたいと相談につながることもある。保護者同士のつながりで、スクールカウンセラーが良かったと聞いてつながるものもある。● 不登校の相談では、学校に来ていただくことがほとんど。家から出たくない、スクールカウンセラーがどんな人かわからないという時は、家庭訪問を行い自己紹介して関係を作ってから、相談室に来ていただくこともある。ほとんどの子どもは、他の人に見られないルートで学校に行くのであれば大丈夫ということで、来ていただくことが多い。● 年に1、2回あるかないかの頻度だが、学校で生徒が心理的に大きなショックを受けそうな出来事があった場合に、緊急でカウンセラーを派遣することがある。こういう場合はこういうことが

起きやすい、という心理教育や、不安定になったお子さんの一次的な面談、当該校のカウンセラーへの引継ぎを行う。

- 共働きの家庭が増えているが、スクールカウンセラーは週1日、午前8時半から午後5時勤務だと、その時間帯に保護者が学校に来ることができず、相談できない場合も多い。
- スクールカウンセラーは会計年度任用職員なので、入れ替わりが多い。企業で考えると、20～30年勤める方もいるが、現在の仕組みだと長い年数を継続することが難しい。スクールカウンセラーを取りまとめるのは、学校現場の管理職出身。スクールカウンセラー経験者が管理職になれば、カウンセラーの現場の意見が、雇用の仕組みを含めて行政に反映できるのではと思う。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

- 面談における聴き取り、授業観察などの行動観察、教職員から聴き取った情報、他機関からの情報などから把握する。
- 不登校の子どもの中には、学習についていけない背景に発達障がいを持つ子ども、日常会話は理解できても思考・学習に使う日本語能力が十分ではない外国籍の子ども、家で準備ができずに送り出す生活困窮世帯の子どももいる。また、発達障がい等でコミュニケーションが苦手だから不登校になるという子どももいる。
- 子どもの様子として、汚れがある、持ち物が足りていない等の様子が見られる。生活が苦しい場合で、保護者に知的発達の部分で課題があり、学校からの連絡が理解されていないと思われる時などは、他の関係機関と連携して支援が必要。虐待の場合は、小学校では顔にあざがあるなど虐待が考えられるケースの子どもが年に数件見られる。その場合、管理職と相談し、子ども家庭課や児童相談所に相談する。
- 子どもとの面談の中で、家族に介護が必要な方がいたり、本人がヤングケアラーでなくても、障がいのあるきょうだいがいたりして、親の手がかかって、その子のことが後回しになってしまうなどの話が出ることもある。
- 外国につながる子どもで、本人は日本語が話せるが、家では外国語のみで会話しており、保護者に日本の学校のシステムを理解いただけていないということが面談でわかることもある。
- 藤沢市の小学校は、児童支援担当教諭が学校全体の支援をしている。スクールカウンセラーが児童支援担当教諭に報告し、ケース会議をする場合は、管理職、担任、児童支援担当教諭、スクールカウンセラーで話して、外部につないでいったりする。中学校は学年単位で動くことが多い。学年主任か担当に話して、管理職とケース会議をして外部につなぐ検討をする。
- 中学校では定期的に、各学年の支援担当、管理職、スクールカウンセラーが集まって支援会議をする学校が多い。小中学校ともに、支援担当のコーディネーターがいる。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 他機関と連携し、それぞれの役割分担をして、支援に取り組むことが重要。

- きょうだい小中学校でまたがっている場合で、児童相談所の虐待ケースとなると、要保護児童対策地域協議会によるケース会議を行う。要保護児童対策地域協議会のケースは、要保護児童等の保護を目的として、構成機関間の情報共有がしやすくなる。児童相談所は家庭についての様々な情報を持っているため、家庭や本人の状況理解が深まる。そういう場で顔を合わせることで連携が取りやすくなるということはある。
- 小中学校間だと、小学6年生から中学1年生への申し送りがある。同じ義務教育課程内ということで、そこまで守秘義務の壁があるわけではないという印象。児童相談所など関係機関が虐待でつながっていない場合は、どこまで伝えればよいか悩むことがある。
- 虐待が疑いに留まる時は、学校側が慎重になる。学校から児童相談所に連絡すると、通告となり、家庭訪問が行われるが、保護者とつながっていた信頼の糸が切れてしまうと危惧するケースがある。管理職で、どの段階で連絡するか悩まれているケースがあると見受けられる。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 児童相談所や子ども家庭課と連携することは多い。少年相談・保護センター、コミュニティソーシャルワーカー、放課後等デイサービス、県立教育センター、医療機関等とも連携している。
- コミュニティソーシャルワーカーは、家庭まるごとの支援が必要な時に、スクールソーシャルワーカーが仲介してつながることが多い。保護者を生活保護につなげるときや、ケース会議等の際に連携する。家庭訪問をしても保護者に会えない時に、コミュニティソーシャルワーカーと一緒に訪問することもある。社会福祉協議会は、バックアップふじさわで中学卒業後の支援につなげる際に連携している。
- 放課後等デイサービスとの連携は、小学校のケースで多い。保護者が放課後等デイサービスとの情報共有を希望して連携する。放課後等デイサービスは民間事業者の場合も多く、どこまで話していいか、悩むこともある。数は多くないが、放課後等デイサービスでの療育プログラムや、学校での子どもの様子等を共有するために、ケース会議をする場合がある。
- 市の学校教育相談センターは義務教育までが支援対象だが、県立教育センターは18歳頃までが支援対象。保護者が県立教育センターに直接申し込む場合もあるが、中学3年生の遅い時期に相談が入ると、県の教育センターにも情報を共有したほうがよいと考えて、つなぐことがある。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 保護者の同意があれば、ある程度支援職同士の連携は取りやすくはある。支援職同士で顔の見える関係があると、より深く共有できる。児童相談所の職員は忙しい。連絡してもつかまらないことがあり、また多くのケースを担当していて、聞いてもすぐに答えてもらうのが難しいこともある。児童相談所の忙しさも、共有が深まらないことの難しさの1つか。
- 自傷行為や、希死念慮のある子どもに関しては、医療機関との連携が必要。診察だと費用が発生するため、若干連携の敷居が高い。情報を保護者経由で聞くのみということもある。

(5) スクールソーシャルワーカー

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	学校教育相談センター スクールソーシャルワーカー
ヒアリング開催日時	2023年10月31日(火) 9:30~11:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● スクールソーシャルワーカーは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っている。● スクールソーシャルワーカーは教育委員会に所属しており、市の採用が3名、県からの派遣が2名、計5名で市立小中学校の支援をしている。市採用職員は週4日勤務、県からの派遣職員は週1日勤務である。小中学校から支援要請をして、各学校に派遣される。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 学校が課題を抱えた子どもを発見し、支援が必要と判断した場合にスクールソーシャルワーカーに要請が入り学校に派遣されるのが基本的な流れ。そのため、ある程度課題が把握された状態でスクールソーシャルワーカーにつながる。その上で、学校とのケースカンファレンスや保護者との面談を経て、エコマップの作成やBPSモデルに基づいたアセスメントを行うことが多い。● 学校から要請が来るケースは多岐にわたる。課題が1つというよりは、重複している家庭が多い。要請が多いケースは、学校が子どもにアプローチしただけでは状態が改善しないケース、言い換えれば、保護者や家庭の環境を整えないといけないケースが発生した時にスクールソーシャルワーカーに要請が来る。具体的には、お金の支払いに困っているケース、生活保護世帯だが家計の管理ができていないケース、生活保護につながっておらず困窮しているケース、保護者がメンタルの疾患を抱えているケースが多い。児童虐待は、児童相談所と連携する必要がある。● 父母が精神疾患を抱えている家庭が多い。保護者が精神疾患を患っていると、子どもが親の面倒を見るために不登校になることがある。学校では家庭のことはわからないが、学校での子どもの様子がおかしいことから、家庭のことがわかっていく。学校の子どもの姿と家庭の姿は違う部分もあるが、学校はSOSとまではいかなくても、なにかしらの発信を感じ取れる場所だとケースを通して思う。学校という誰もが所属できる場で、問題が発見できることの意義を実感している。
(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について
<ul style="list-style-type: none">● アウトリーチ的な支援(家庭訪問や同行支援など)の充実が今後必要と痛感、スクールソーシャルワーカーのアウトリーチ資源は乏しい。家庭訪問、同行支援もそこそこ増えているが、体制的にどのニーズにも対応できるわけではない。家庭訪問はどこともつながっておらず何かのニーズ

を掘り下げる必要がある時等、他の資源では対応が難しい場合に実施する。同行支援は保護者の方の精神疾患、知的障がいがある時は実施する。しかし、支援は十分ではない。

- 教育現場のアウトリーチは、担任の先生が不登校の子どもの家庭訪問をする等、個々の先生が時間を捻出して対応しているのが現状だと思う。先生方の個人的な努力と管理職の裁量によって、学校ごとにできるアウトリーチに幅がある。教員の働き方改革が打ち出されているので、教員も葛藤している部分もあると思う。管理職、学年のチームとして、どう役割分担ができるかは課題。スクールソーシャルワーカーも人数が限られているので、アウトリーチが必要な家庭には、学校でどこまでできるかを調整し、無理そうであれば、他に関与できそうな関係機関がないかを確認し、学校、関係機関、スクールソーシャルワーカーで分担をして、家庭訪問等を含めてできることを考えていく。既に別の機関とつながっている場合は、各機関にお願いをすることもある。
- 藤沢市のスクールソーシャルワーカーは学校管理職から学校教育相談センターに要請があることが前提となっている。他の自治体の例で、保護者から直接の相談があればスクールソーシャルワーカーが関与できるなど、藤沢市よりスクールソーシャルワーカーが活動しやすい体制が整っている自治体はある。スクールソーシャルワーカーの配置の仕方が、拠点校型、配置校型の自治体は、きめ細かい予防的な動きもできる。拠点校型、配置校型だとスクールソーシャルワーカーが子どもに対して直接働きかけることもできる。そういった取組を重要視している自治体もある。
- 学校と保護者のニーズが乖離しているとギャップを埋めることが難しい。学校が日々の生徒の様子を見て心配しても、保護者の許可がないと動けない。虐待等の通告案件なら動けるが、そこまで至らない時にせめぎ合いが発生する。学校、保護者、福祉の心配の折り合いをどうつけるかが難しい。困窮世帯ということで相談を受け、支援につなげようとしても、保護者が学校には言いたくないという理由で支援を拒む。使えるはずの支援につなげられない時に、どうつなげていくかが難しい。保護者が、お子さんの困りごとを適切に判断することができ、かつ支援ニーズがあるケースについては、多少入り組んでいても支援機関とつなぐことができるし対応もできる。しかし、保護者に精神疾患があり外部との対応を拒んでいる等、保護者が判断することが難しい場合は、親権者の許可なくできることは限られているので、福祉の資源につなぐことが難しい。保護者の協力が得られず手続きができないと、お子さんを支援につなぐことができない。すると、学校現場の中で対応するしかなく、支援を広げることができない。お子さんの人権・権利と保護者の人権・権利のどちらも擁護する必要があるが、子どもは親権者の保護下にあるので、保護者の協力がなくなるとつなぐことができないジレンマを感じる。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 市役所内の行政機関、児童相談所、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、訪問看護ステーション、学習支援事業所、医療機関と連携している。市役所内の連携は、地域共生社会

推進室とバックアップふじさわ、生活援護課、子ども家庭課が圧倒的に多い。後はケースによるが子育て給付課、保健予防課、健康づくり課とも連携している。

- コミュニティソーシャルワーカーは地域にいるワーカーなので、地域にある社会資源とつながりたい時に力になってくれる。スクールソーシャルワーカーは、学校と同じ教育委員会に属しているため外部機関であるコミュニティソーシャルワーカーとは情報共有に関して個人情報の取り扱いに違いがある。情報共有ができ連携ができると、役割分担をして力になっていただける。子どもたちは地域に住んでいるので、地域の社会資源とつなげることは必要である。私たちにはできない同行支援もあり、コミュニティソーシャルワーカーと連携させてもらっている。スクールソーシャルワーカーがニーズの把握や整理をし、コミュニティソーシャルワーカーにつなぐことが最近増えている。DV から逃げるための不動産物件を探してもらう等の部分でコミュニティソーシャルワーカーに関与してもらうこともある。家庭で多分野にわたる支援が必要なときに、私たちが子どもの支援を、コミュニティソーシャルワーカーに保護者の支援をしてもらうことが多い。
- 学習支援事業所は市内 4 か所、事業所としては 3 つある。森の仔じゆうがっこう、きずなレッジ、家庭教師のトライと連携している。困窮家庭は塾に行けないので、お子さんを学習支援につなぎたいときに、そちらと連携する。バックアップふじさわとコミュニティソーシャルワーカーを通じて、連携しながら学習支援事業所につなげていく。
- スクールソーシャルワーカーが生活保護受給世帯の子どもを学習支援事業につなげたい時に、学校側から保護者の個人情報共有の同意を得ることが難しい場合で、コミュニティソーシャルワーカーが世帯とつながっていて既に同意書を得ていることがわかれば、コミュニティソーシャルワーカーから子どもを学習支援事業につないでもらうことがある。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 教育と福祉の価値観や視点が違うことは仕方ないが、相容れない部分があるときに連携に時間がかかると感じる。ギャップを埋めるために私たちスクールソーシャルワーカーがいるのだが、特に児童虐待のケースで、学校が子ども家庭課に通告し、連携が始まるまでの間で困難を感じることが多い。学校側と児童相談所や行政で温度差があることが多い。ネグレクトや、保護者が子どもを学校に來させていない等、保護者が子どもの養育や教育ができていないケースに、学校はとて敏感である。しかし、そのようなケースは児童相談所がリスクアセスメントをした際に優先度が下がることもある。学校はそこに不満を持つ。児童相談所からすると、不登校なのか、虐待に該当するのを見極める時に、慎重に動く必要がある。
- 子どもが身体的暴力を受けている、性的な問題があるという時、学校と話ができる保護者の場合、学校は通告を渋る。私たちは促して通告させたいが、学校は自分たちが話すので児童相談所は出てこないでほしいと言われることがある。
- 学校が子どもにとってリスクだと考えている問題と、児童相談所や福祉側がすぐに対応すべき問題は異なる。その場合に、制度的な話をしたり、学校側から児童相談所への通告を促すために、

児童相談所が心配している背景情報をスクールソーシャルワーカーから学校に説明をしたりしても、双方が動かない場合がある。その背景には、学校としては保護者との関係が切れてしまうと困るという事情がある。その結果、子どもの保護・安全に関する話ができずに終わることがあり、難しさを感じる。

- ヤングケアラーは、わかった後にどうしたらいいのか、その先何ができるのかということにもどかしさを感じる。目の前にいる子どもの苦しさは、すぐに解決できることと、長期的に寄り添う必要があることの両方がある。学校はすぐに何かを変えてあげたいと考えるが、福祉はすぐには変えられないが長期的に寄り添うという姿勢を取る。そのギャップをどう埋めるかが、スクールソーシャルワーカーの役割とを感じる。
- 藤沢市の場合、要保護児童対策地域協議会の対象者となるための壁が高いかもしれない。県のスクールソーシャルワーカーの関係者によると、他市の基準であれば要支援児童に該当するケースが、藤沢市の場合ハードルが高く対象にならないことがある。児童虐待に該当するかは微妙だが、明らかに家庭の養育状況に課題があり、保護者への支援が必要等、このままだと虐待につながる場合に、要支援児童の対象にならないと感じる。
- 学齢期の児童生徒の場合は、未就学児と比べてリスクを低く見積もられているのではないかと感じる。中学生と5歳の子どもの同じリスクなのか、中学生は外に買いに行けるだろうと言われるとそれまでではある。しかし、家庭で食事が用意されていないことは変わらない。子ども家庭課もリスクの高い未就学児の対応を優先せざるを得ないが、学校が言っても何もしてもらえない経験が重なっていくと、本当に通告すべきケースであっても学校だけで対応しようとしてしまう。必要なケースが、要保護児童対策地域協議会や児童相談所につながらないことを目の当たりにしている。これは問題である。
- 学校が予防的な観点から話をする、児童相談所や子ども家庭課から「推測でものを言っている、事実の積み重ねが知りたい。」と言われる。学校が「今の状態が続くと危ない。」と言っても、「今までに何も起きていない。」と言われてしまう。このようにお互いの理解が深まらず、感情的になることもある。私たちが要請を受けて入っているケースだといいが、入っていないと、学校は何もしてもらえない経験を積み重ねてしまう。
- 学習支援事業所は市の委託事業なので、保護者や学校に堂々と説明できる。しかし、学習支援事業所で上手くいかなかったことや、帰りに寄り道をして家に帰れなかった話をする、学校は学習支援事業所に行くともたなにか起きるといふ捉え方をする。また、そのような体験をした教員が会議等でその話をする、学習支援事業所には行かない方がいいという共通認識が生まれてしまい、私たちが提案しても学校としてつなごうという意識が生まれにくい。本人の居場所を確保することが大事だという福祉的観点と、学校側の認識の齟齬がある。保護者、子ども、学校を納得させなければならない。私たちスクールソーシャルワーカーも学習支援事業所のよいところを発信する必要があるし、学校も知っていく機会があるとよい。

(6) 小学校

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	市立小学校
ヒアリング開催日時	2023年11月16日(木) 15:00~16:30

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要

- 登校不安や授業離脱等、子どもの様子の変化に最初に気づいて声掛けをするのは担任である。その上で、担任と児童支援担当と一緒に話を聞き取る。(他のケースもあり)
- 登校が不安定な児童については、スクールカウンセラーとの定期的な面談を設定し、保護者と本人の困りを共有し、将来的な目標に向けてどのような取組ができるか、保護者・本人・担任と一緒に考えている。担任が保護者と話す際も、ほとんどの場合、担任と児童支援担当が、保護者に伝えることや聞く内容を事前に相談している。
- 児童支援担当教諭は小学校でそれぞれの動き方をしているが、本校では、担任の気づきや困りごとを聞き、スクールカウンセラーと保護者の面談に同席して、担任と情報共有をしながら、様々なケースに対応している。
- 児童虐待が疑われるような場合は、校長に相談して通告の判断をする。通告する場合は管理職が児童相談所に通告する。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

- 学校では共通のアセスメント用のシートは使っていない。担任の先生が日常の様子の観察等から気づいた小さな変化を学年で共有し、児童支援担当に連絡するというのが通常の流れである。
- 登校が不安定だったり、授業を離脱したりする様子がある児童には、個別で話を聞くことにしている。その際に家庭が抱える課題に気付くことがある。また、児童の持ち物が揃わないこと等から、担任が気付くこともある。保護者と話をすることがある。状況によっては、保護者と面談を設ける。保護者との面談では、困っていることがないかを聞くようにしている。困りごとがある場合はスクールカウンセラーとの面談を促したり、状況によっては児童相談所を紹介したりすることもある。スクールカウンセラーが直接保護者と話をすることで、保護者から担任の先生に話づらいことを相談できるので、スクールカウンセラーが間に入ることは重要だと感じる。
- またスクールカウンセラーからアドバイスを受けて、必要があればスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカーや児童相談所などに相談している。
- スクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーのどちらにつなぐかの判断は、スクールカウンセラーからのアドバイスを聞きながら決めることが多い。
- コミュニティソーシャルワーカーは地域で活動しているので、地域の目で家庭に声掛けや様子を

見守って欲しいケースの際につながることがある。

- 虐待の発見については、体のあざや体臭等の児童の気になる状況を担任の先生から聞いているので、そういう目でスクールカウンセラーに観察していただくように声をかけている。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 生活困窮の家庭の中には、公的な支援があることや、その申請の仕方を知らないこともある。児童の持ち物や集金の状況などから気付くことがあれば家庭に確認したり、必要があればスクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーと連携し福祉的な支援を勧めたりしている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 市学校教育相談センターと児童相談所と連携している。
- 発達に課題がある児童で県の総合療育相談センターとつながっている場合は、担任、児童支援担当も一緒にカンファレンスや、時々、情報提供をさせていただいている。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 保護者が学校やスクールカウンセラーに相談する内容は、個人情報の中でも機微情報にあたる内容であることが多い。学校と教育委員会（スクールカウンセラー含む）であっても別の機関なので、基本的には個人情報を共有することができない。共有するには、本人や保護者の許可が必要で、情報を集める時に他機関と連携することをあらかじめ明示したうえで情報を取り扱うことが原則。その原則は守りつつも、本当に必要な関係機関の間で、ある程度の情報交換ができることよいつは思うが、関係機関や団体等の個人情報保護に関する環境整備が進まなければ、情報共有ができない。個人情報保護の取扱いは、関係機関の連携の上で一定のハードルになっていると思う。
- 保護者とスクールカウンセラーの相談の中で、療育機関とつながる必要があると判断した時に、学校から総合療育相談センターに情報共有ができる旨をお伝えすると、保護者は情報提供を喜んで受け入れ、相談に行くことが多い。
- 医療機関について、保護者の方から、学校から病院の先生と話してもらえないかと言われてたり、学校側が医師の見立てを知りたいため、保護者から病院に情報共有を依頼してもらうこともある。放課後等デイサービスについても、保護者から情報共有の依頼があり、学校と放課後等デイサービスの担当で情報共有ができることもある。保護者は子どものことに関しては、学校と子どもが関係する機関につながってほしいと思っているのではないかと思う。保護者からの依頼があれば、学校と関係機関の間で情報共有ができるというアナウンスを小学校入学前等に周知できると、情報共有に関するハードルが下がると思う。

(7) 中学校

① 中学校 A

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	市立中学校
ヒアリング開催日時	2023年11月29日(水) 15:00~16:30

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要

- 登校や学校生活に課題のある生徒・保護者への支援として、スクールカウンセラーへの相談機会設定のほか、特別支援非常勤講師や日本語指導員、介助員による支援・サポート、放課後学習会等を実施している。
- 特別支援非常勤講師は、週2回、1名が来校し、令和5年度は生徒6から7名に対して学習支援（通称：取り出し学習）を行っている。
- 日本語指導員は、市教育委員会に依頼し派遣を受けている。今年度は、英語、ベトナム語に対応できる指導員2名がそれぞれ週1回来校し、生徒3名の支援を行っている。藤沢市では英語、ベトナム語を含め10か国語に対応しており、日本語や生活習慣の支援から通訳・翻訳も担っていることから、派遣を希望し生徒本人への支援につなげている。
- 介助員は、特別な教育的支援を必要とする生徒が学校生活の中で介助を必要とする場合に要請するが、本校では特別支援学級におけるサポートに入ってもらっている。毎日、3名の介助員のうち誰かは来校し、生徒にサポートを行える体制を整えている。
- 放課後学習会は、学習に課題のある生徒を対象としており、学校職員が担当している。地域の方に担当してもらうことを希望してはいるが、今現在はまだそういった連携はない。週1回、各学年1回ずつ5教科を中心に対応し、学年で異なるニーズに対応できるよう、例えば入試前の中学3年生には自習時間を確保するようにしている。
- 登校に課題のある生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問、面談等を通じた相談機会を設けており、面談は担任か学年の支援担当者、スクールカウンセラー等が担っている。また各学年に別室登校をする生徒が優先的に活用できる談話室を設けている。他生徒もいるフロアにあるため談話室はあまり使われていないが、スクールカウンセラーが来校していない日であれば、カウンセリング相談室に別室登校できるようにしている。
- 支援を必要とする生徒に関する情報共有や支援方針の検討のため、週1回1時間、授業の1コマを活用した支援会議を定期的実施しているほか、職員会議の際に全体へ情報共有する機会もある。支援会議には、各学年の支援担当者と管理職、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラーが参画している。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

- 毎年春に全生徒を対象とした家庭訪問を行っている。基本的には担任が、全ての生徒の家の所在や様子を直接確認している。家庭訪問の中で、家庭環境が厳しいことや生活困窮を抱えていることが分かったりする。休みが続いている生徒については直接保護者や生徒本人に会って話を聞き、実態把握につなげている。
- 学校生活アンケートは年1回、夏休み前に生徒指導の担当により実施している。アンケート結果は学年で共有し、必要に応じて直接生徒本人から話も聞くようにしている。
- 多子世帯の生徒は把握しており、5人以上の多子世帯の家庭の生徒は毎年いる。きょうだい数が多い家庭の場合、下の子の面倒を見るために学校を休むことも珍しくない。休みが続いて学校から足が遠のくケースも見受けられる。下の子が就園前の場合には、病気に限らず、母親が家を空けるとときには下の子の面倒を見なければならないという家庭もある。そういった家庭は、生活をコントロールする力が弱く、支援をどこに求めたらいいかわからないのではないかと想定している。学校側が家庭の希望や保護者の考えを詳細に把握することには難しさはある。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 子どもとの信頼関係を築くには、直接かかわる機会を重ねていくことで顔なじみになっていき、親身に話を聞くことが重要。養護教諭は担任とは異なる立場から、「最近何が楽しいの」といった日常会話の中から家庭の状況や悩みをひろい、生徒を取り巻く課題を把握するようにしている。
- 生徒が課題を抱えている状態としては、登校が難しくなることがシグナルとして一番分かりやすい。生徒本人の援助を求める力が弱いところもあり、学校に行きたくない理由が自分でも分からないような場合は、スクールカウンセラーにつなぐ等の対応をしている。発達の課題がありそのような生徒についても同様にスクールカウンセラーにつなぐ等の対応をしている。生徒全体として援助希求が弱いと感じるが、中でも困り感を抱えている生徒はスクールカウンセラーへの相談に心理的ハードルを感じているように見受けられる。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 最も連携しているのは、定期的に来校するスクールカウンセラー。スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、子ども家庭課、児童相談所、民生委員、近隣小学校、白浜養護学校等とも年に1件程度だが必要に応じて連携をしている。
- 中でもスクールソーシャルワーカーは身近な存在として支援をつなぎやすい。各種申請手続きのサポート等、保護者の方にもサポートが必要な場合には、コミュニティソーシャルワーカーに支援協力を依頼している。
- 民生委員については、学校に来校してもらい、気になる生徒の家庭のこと等について情報共有をしてもらっている。ただし、民生委員も家庭に深く入り込むことは難しく、本当に知りたい情報を提供いただけるわけでもない。特に課題を抱えている生徒の家庭は近所づきあいをしていない

ことも多く、家の外から見るとしかできていないため把握が難しいようである。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 学校だけでは対応が難しい、生徒がヤングケアラーの疑いがある家庭や、生活状況に不安のある家庭であっても、生徒や保護者側からの意思表示がないと、学校としても連携先を紹介したくとも関係機関に依頼できない。
- 課題を抱えている家庭に対しては、まず担任から学年の支援担当に話を共有し、支援会議での方針検討、支援会議に参画しているスクールカウンセラー経由で同じ市役所に所属しているスクールソーシャルワーカーから助言や情報共有をしてもらおうといった対応はある。ただ、困り感がいいのか、支援を受けることに抵抗があるのか、学校から直接、経済的に困っているかと尋ねづらく、支援や連携が難しい。

② 中学校B

ヒアリング対象者 名称（法人格）	市立中学校
ヒアリング開催日時	2023年12月18日（月）15:00～17:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 生徒支援担当の業務は、不登校の生徒への支援、学習面についていけない子への相談支援など、学習面だけではなく、集団行動が苦手、行事等に取り組めない子の相談支援も行っている。近年、進路が多様化していることもあり、県立や私立のインクルーシブな学校へ進学の際には、担任と一緒に相談を受けることもある。● 生徒支援担当は、各学年に1人配置されており、週に1度、支援対象生徒の情報共有をするための生徒支援会議を実施している。生徒支援会議のメンバーは、生徒支援担当、管理職、養護教諭、生徒指導担当、スクールカウンセラー、学習支援の非常勤教師などで構成されている。支援の対象となる生徒と、指導の対象となる生徒が、似通った特徴を持つことが多いため、今年度から生徒指導担当についても、生徒支援会議に参加して、生徒指導担当と情報共有を行っている。また、生徒指導会議に、生徒支援担当も参加し、情報共有を図っている。● 10月から、不登校生徒の安心できる居場所や、学習機会の確保のため、校内居場所を開設した。校内居場所では、不登校の生徒自身がワーク等を準備して取り組む時間を設けるなど、定期的な登校を目標とするのではなく、生徒の社会的自立を目標としている。週2回の10時から12時に開設している。● ケース会議については、年に1回しか実施しないこともあるが、2～3回実施する年もある。ケース会議は、児童相談所の関わる案件のときに開催することが多い。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 地域性という面では、地区的に、生活困窮世帯や外国籍の方は少ない。現在特に、問題となっているのは、不登校の問題で、3学年合わせると55名の不登校生徒が在籍している。傾向として、2年生、3年生に不登校生徒が多く、各クラス2名程度はいる計算になる。不登校の生徒へのフォローは実施しているが、連絡がつく生徒もいればつかない生徒もいるなど、すべてのケースで面談等を実施するのは難しい。● 面談では元気に見える生徒であっても、集団生活に抵抗感があり、人間関係や視線が気になる、音が気になるなど、不安要素で休みがちになり、登校できなくなる生徒もいる。近年は、ゲーム依存やスマホ依存によって生活リズムが崩れ、登校できず、勉強にもついていけなくなりといったことから、不登校となっていく生徒もいる。● 不登校の原因について、実感としては、①教室に行くのが不安（人間関係がよくない、単純に人

数が多くて嫌、音が気になる、など)、②ゲーム、スマホ、YouTube 依存による昼夜逆転、③休みがちになっているところに加えて学習面がついていけなくなる、といったことだと思っているが、文部科学省から出ている不登校児童生徒本人への調査結果だと、教員との関係という理由が一番とも聞いていて、教師と生徒の認識にずれがあるのかもしれないと思った。

- 英語の授業でスピーチをやる場合など、担任の対応方法によっては生徒を傷つけてしまう場合がある。人前に出ることを苦手とする生徒が、スピーチをきっかけに不登校となってしまうこともある。別室や廊下など担当教員と生徒の一对一でのスピーチなど、柔軟な対応もこれから必要となっていくと考えている。人前でプレゼンテーションをすることがすべての仕事に生かせるわけではないので、仕事にも様々あることをどう伝えていくか、教員側が授業をどのように展開していくか、どういう言葉を生徒にかけていくかということが重要。最近は繊細な子どもが多いからこそ、授業の内容や、ささいな声掛けが、生徒に大きな影響を及ぼすことがあることを念頭に置き、教員が共通して認識していく必要がある。
- 教員間の共有という点では、支援担当は夏休み期間中などに研修会などに参加して、理解を深めているが、支援担当以外の教員に対しての共有という点では難しいものがある。長く教員をされている方は、経験から確立されているやり方があり、未だに不登校は怠惰であるという前提に立たれている教員も少なからずいる。現在は、若い教員も増えており、昔とは状況が変わってきていることから、今後に向けて理解を深めて授業を展開していくことが必要。
- 発達面というところでは、集中力が続かない、状況判断ができないというところに課題がある生徒もいる。クラスの中で発達に課題のある生徒に対する他の生徒の対応を見ていると、優しいと思う場面が増えた。個人の特性への理解については、以前に比べて進んでいると感じる。小学校までの成育歴の中で、そのような理解が進むような働きかけが、以前よりもされているのだろうと思う。
- 面談の機会は、4月、7月、10月、12月に実施。4月については、担任と保護者の面談、7月と12月については本人を交えて3者面談、10月には、生徒と担任の2者面談を実施。生徒や世帯の困りごとを把握するきっかけとしている。
- 学校生活の中での生徒の困りごとは、担任や話しやすい先生、部活の顧問などの身近な教員に相談が入り、各学年の支援担当を通じて全体の会議等にあげていく流れになっている。
- スクールカウンセラーとの面談については、スクールカウンセラーが1年に数回「相談室だより」というチラシを発行しており、保護者から担任にスクールカウンセラーとの面談を希望する場合もあれば、不登校の生徒や、学校から足が遠のき始めている生徒に対しては、担任の方から面談を勧めることもある。
- GIGA スクール端末を活用して、学校生活アンケートを1年に3回実施している。指導的な質問が中心だが、支援的な要素を含む質問もあり、生徒からの吸い上げを行っている。
- GIGA スクール端末では、いじめなど、気になることを書き込めるフォームが日常的に用意されているが、放っておくとフォームの位置が下がってきてしまい、生徒の目に留まらなくなっ

まう。そこからはあまり多くは上がってこない。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 学校という限られた期間やスケールが限定的な関わりでは限界があり、継続的な支援ができない。将来にわたり、家庭に関わり、自立に向けて支えられるような機関とつながっていくことが重要。
- 中学校で面倒を見ることができるのは、所属している3年間だが、その後もその子どもにとっての困難は続いていくことから、学校や所属ごとに切れてしまう支援を、継続的な視点でできるとよいと感じる。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 市スクールカウンセラー、県スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市民病院等精神科、クリニック、神奈川県児童相談所、コミュニティソーシャルワーカー、子ども家庭課、生活援護課、学校教育相談センター、民生委員
- 学校内で、民生委員の会議が開かれた際に、生徒支援担当が出席したことがある。民生委員側から、気になる家庭やみてもらいたい家庭がないかの確認があり、家庭状況が不明確あるいは課題がある家庭の情報を共有したことがある。その際は、個人情報関係から、紙資料の提供はせず、会議後に紙資料を回収する方法をとった。
- スクールカウンセラーは、小学校と中学校の学区が重なるエリアを担当していることがあり、そのような配置にしてもらえると、小学校で課題のあった児童について中学入学の際の引継ぎがスムーズにできる利点がある。実際に、本校でも、スクールカウンセラー側から、課題のある生徒を抽出して共有してもらい、入学前から面談等を実施することができ、生徒本人や保護者の不安を取り除くことに寄与した。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- ケース会議を実施する際など、集まる時間に難しさを感じている。教員は皆、忙しいこともあり、集まれたとしても18時以降になってしまう。18時半から2時間掛けて会議をし、終わると20時半になってしまうなど、今の教員の状況を考えると簡単にはいかない。
- 記録の残し方などがまちまち。

(8) 生活困窮者自立相談支援機関（バックアップふじさわ社協（コミュニティソーシャルワーカー））

ヒアリング対象者 名称（法人格）	社会福祉協議会（社会福祉法人）
ヒアリング開催日時	2023年11月28日（火）10:00～11:30

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織である。民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っている。● 藤沢市社会福祉協議会は、昭和44年（1969年）4月に設立され、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。● コミュニティソーシャルワーカーが第2層生活支援コーディネーターを兼務する形で、13地区に1名ずつ配置されている。さらにコミュニティソーシャルワーカーのスーパーバイザーとしての役割が1人、第1層生活支援コーディネーター1人で、15人態勢で運営している。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 総務課、あんしんセンター、ふじさわボランティアセンター、在宅福祉サービスセンター、コミュニティソーシャルワーカー等各部門があるが、気づきや把握のきっかけは「相談」である。● 社会福祉協議会には窓口が沢山あり、例えば、お金に困っているのでお金を貸してほしいということや、生活に困っているのでヘルパーを利用したい等、直接的な相談事を受けることもある。他方で、例えば家の庭木が茂っていて非常に迷惑だからどうにかして欲しいというような、地域で生活している中で気にかけていることや困っていることの相談をきっかけとして、支援が必要となる方の課題を把握することがある。● 地域には民生委員・児童委員がいる。民生委員が地域の身近なつながりから相談を受け、つなぎ先に困った時には社会福祉協議会に相談していただいて一緒に考えていく。反対に社会福祉協議会が相談をうけたことを、地域の民生委員につなげ地域の見守りを依頼することもあり、相互に連携をとっている状況。● 家族に子どもがいる場合には、学校と連携することもある。地域で活動している NPO 団体、子ども食堂からも相談が来ることがある。● 対応のマニュアルや聞き取りシートは生活困窮者自立支援法に基づく国が作成した自立相談支援マニュアル、フォーマットを参考にしている。相談は一つ一つ個別性が高く、対応についても

14名のコミュニティソーシャルワーカー一人ひとりの経験や知識、力量によるところが大きい現状があるため、新規のところからチームで共有する仕組みをつくっている。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 特に厳しい状況にある子どもや家庭ほど、他者との関わりに消極的かつ拒否的である。人を信頼することに対して拒否的なため、人との関わりは必然的に少なくなり孤立し、孤独におちいっていく。
- 親も子も、周囲に「いい大人」「信頼できる大人」がいるということを知ってもらうことが大事。コミュニティソーシャルワーカー等のアプローチとして、日常の不定期・定期的な関わりあいや何げないやりとりをする「関係構築のため」の支援計画を立てることが多い。
- 初回の面談では、まずは関係性を作ることを最重要視している。相談につながり、話せただけで安心しましたと言ってくれる人が結構いる。すぐには解決しないことが多いが、話すごとに課題が見えてくるので、地域の人や専門の関係機関に協力してもらいながら、支援が途切れないことを意識している。
- コミュニティソーシャルワーカーの関わり方はアウトリーチが基本である。窓口で相談を待つのではなく、いかに生活の状況を確認できるかが重要である。通常、人は、自分の家に来てもらいたくないし見てほしくない。しかし、親しい人に気持ちを言葉にして伝えたいという欲求があるので、絶対に会わないという人はむしろ少ない。
- 本当に困って悩んでいることは、恐らく近所のママ友等には言えないと思う。抱えていることをどこかに話しても、話した内容をうまく聞き取ってもらえない、あるいは共感してもらえない経験をすると、次の相談につながりにくくなってしまふ。人との関わりに消極的、拒否的な方の中には、一定数そういう経験をした方もいると思う。
- 子どものことは、学校から相談を受けることもある。不登校に関することや、シングル家庭のことに関する相談が多い。シングル家庭については、例えばコミュニティソーシャルワーカーのチラシを学校から渡してもらっても、つながりにくい。一か所ではなく、いろいろな所でつながる環境が必要と思う。自分から、助けてと来る人は少ない。親が精神疾患を持っている家庭も多いが、そのような家庭とどうかかわりを作っていくか。いろいろな所が協力して、アプローチすることが必要。
- 相談を受ける媒体は、メールと電話である。LINEの話も出ているが、まだ活用はしていない。各コミュニティソーシャルワーカーが外でも事務所や他機関ともすぐつながれるように、一人1台携帯とPC、Wi-Fiを持っている。例えばひとり親の方は忙しいので、こちらから電話しても電話に出てくれないが、ふっとした時に電話が来たりする。その機会を逃さないようにしている。
- 子どものことに限らないが、ワーカーたちは1人あたり、月平均10件くらい新規相談を受ける。継続的に関わっている人たちもなかなか解決しないまま関係が続くことになるが、関わりができた方について、一人の担当しか分からないようにはしないように、「この人どうなった？」と東西南北のチームで声をかけられるようにしている。

- 東西南北のチームでは、各地域で相談を受けた場合は記録を取り、そのグループ内で新規のケースを共有している。対応方針はチームで考える。チームごとに、ケース共有兼地域会議を月1回定例的に開催している。
- 高齢者の支援と比べ、子どもの支援は難易度が高いと感じている。子ども自身が「真意」であるか、課題を感じていることを正直に話してくれているかわからない。また、課題を理解して大人に伝えられるのかどうかかわからない。相談支援は、相談者の言っていることを100%信じるのが基本だが、子どもの場合はどこまでそれでいいのか、わからなくなる時がある。
- 子どもに対しての伴走型の支援を考える時、13地区にある市民センター公民館の存在は大きいと思う。乳幼児期から老齢期まで多世代にわたって利用され、地域住民からの信頼も厚い。私たちもそこを拠点に動いている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 市域の関係機関、団体から13地区各地域の関係機関、団体までさまざまである。
- つなぐ先は、相談者の特性による。例えば、子どもに関することだと、保護者に障がいがあり養育困難だという方の相談を受けたとする。母親には障がいの領域専門の方が相談支援に入ることが望ましいので、そちらにつなぐ。子どもの発達に課題があるなら、市役所につなぐことになる。地域の子ども食堂、学習支援が必要なら、そこにもつなぐ。
- 中学校のスクールソーシャルワーカーからは、中学校を卒業して高校に行くので関わりが切れるという時に、関わってくれないかという相談があったこともある。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 外国籍の方が多い地域では、学校から外国籍で孤立している方の話を聞く。コミュニケーションの難しさが課題になるため、通訳を入れることもあるが、学校の関わりを主体に進めている。相談内容はお金の面での困りごとをきっかけに関わりをもってほしいという話もある。
- ヤングケアラーの家庭でよく言われるのは、子どもに自覚がない、自覚があっても声を出せる場所がないという問題である。話していいという環境を作ることが必要であり、そのためには、一番身近な学校の環境を整えることからだと思ふ。
- 子どもことは担当課があってもやり取りがうまくいかず、相談できない状態になった子どもや家庭とつながった時に非常に困ることが多い。子どものネットワークはキーマンになる人が難しい。子ども本人が誰に意思を伝えるのか。子どもの担当課はあるが、実は子どもの真意を汲み取っている別の人が出て、役割上キーマンになれなくてチームがぼやけるということがある。
- つながる先の対応によって子どもも保護者も考え方が劇的に変わることもある。対応者によっていい方向に向かうこともあるという難しさもあるので、いろいろな相談先があるといい。

(9) 子どもの学習支援事業

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	子どもの学習・生活支援事業(NPO 法人)
ヒアリング開催日時	2023年10月27日(金) 10:00~11:30

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 子どもの学習・生活支援事業では、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退の防止支援などを行う。また、子どもの進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行う。● 9月末現在で、市内で2教室を運営しており、各教室に50名弱が在籍。藤沢市は対象者を広く捉えており、生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の子どもほかに、家族関係に課題を抱えている子どもや、不登校状態の子どもも来ている。父母の精神疾患、経済的困窮、虐待など、様々な課題を複数抱える方が多い。きょうだいに障がいがあり、ヤングケアラーと呼ばれる子どもがとても多く在籍している。● 事業の利用申込は、基本的には藤沢市や社会福祉協議会の窓口か、生活保護のケースワーカー経由でつながることが多い。市役所の窓口は平日日中しか空いておらず、その時間帯に保護者の方が連絡できないことがある。市役所には相談できないが、当事業所には相談できるということで申込をする方もいる。様々な課題を抱えている子ども達があり、誰でも利用できるオープンな場所ではないため、子どもが友達を誘って来るようなことがないようにしている。● 在籍者の年齢層は、小学生から高校生まで。高校を中退した子どももいる。毎年一番多い層は中学生で、中学3年生が最も多い。小学生は放課後の居場所として利用している子どもたちもいる。勉強したくて来ている小学生も多い。多くはきょうだいで来ている。中学生は高校受験に向けたサポートをメインに行っている。中学3年生で進路が決まったら利用が終了することもあるが、その後の見守りや、通信制高校を選択した場合は勉強の仕方等もサポートしている。高校生以上は卒業生という立場で時々遊びに来てくれることもある。中学卒業後の進路先は、全日制高校が多いわけではない。通信制、定時制の子どもも多いので、勉強ばかりというより、志望校を一緒に考えて、受かるためにはどうしたらいいか、受かった後はどのように学校生活を送るかなど、キャリアカウンセリングに近いことをしている。● 子どもの利用頻度は様々である。部活の状況や、雨が降ると来ない子どももいる。平均的に10人から15人程度。イベントの時に20人以上程度来ることもあるが、定期的に毎回来る子どもは多くない。デイキャンプや課外活動は人気がある。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 藤沢市子どもの学習・生活支援では、基本的に本人と保護者での初回面談を実施している。主に

藤沢市役所や関係機関との連携を行なって、様々な視点（機関）でのアセスメント情報の共有、本人や家族の背景などを共有し、役割分担を行なって支援にあたっている。

- 利用の申込には、必ず保護者と子どもが一緒に見学してから申し込みをしてもらっている。申し込み時に、本人の体調やトラブルがあったときに連絡が取れるよう、保護者が就労している場合には、勤務先も聞いている。アレルギーや、家族情報、様々な情報を頂き、学習支援、居場所作りだけでなく、本人や家族の困りごとの話も聞いている。
- 利用希望者には、予め個人情報に関する同意書を記入してもらい、市役所や学校などの関係機関との情報共有や連携に理解の上で利用を開始している。また、委託事業の記録用に活動の様子を撮影し、報告書で掲載することがある旨を事前にお知らせしている。
- 子どもが在籍する学校や関係機関とのカンファレンスを定期的に行い、子どもたちの情報交換等を行っている。カンファレンスを行う関係機関は学校が多い。市役所に関しては、ほぼ毎日のように、電話連絡をしている。学校と対面で行うカンファレンスは、多い時は月 10 件程度。1つの学校に複数の子どもが在籍しているため、まとめて実施することもある。学習支援には来ているが学校に行っていない場合もある。学校に本人の様子を伝えたり、受験前に志望校について話したりすることもある。保護者の支援について関係機関と話をすることも多い。また、医療機関と情報共有を行うこともある。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 全てのケースではないが、高校進学について学校と連携して慎重に支援を行なっている。担任の先生が、家庭の経済状況を把握していないことがあり、志望校に、本人が頑張れば合格できる公立高校と、私立の併願を勧めることがある。私立を併願する場合は、入学金を先に納めなければならない高校もあり、経済的に難しい家庭がある。子ども達も、友達の中にいると、私立との併願があたり前で、頑張れば行ける公立を目指そうという流れになる。
- 経済困窮家庭であれば、私立高校に進学する場合、必要に応じて奨学金や貸付金を借りることになるが、給付型ではない場合には将来返済をしなければならない。私立高校に進学しても中退することも珍しくなく、借金だけが残る場合もある。志望する公立高校に進学できればいいが、私立に進学することになった場合は、将来、奨学金を自分で支払わなければならないことを説明して、本人も納得しないとイケない。
- 親が奨学金・貸付金を返済する必要があることを知らないことや、理解できていないこともある。志望校が決定する前に、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーに担当してもらい、お金のことや、高校入学後の支援について相談することもある。保護者の中には、文章を読むこと自体が苦手であることも多い。学校説明会に行っても、内容が理解できないことがある。また、高校に合格したら、入学の手続きなどのフォローが必要である。
- 子どもの高校進学に関して無関心な保護者もいる。私立高校は入学説明会に行かないと資料をもらえない場合もあるので同行することもある。願書に関するフォローをすることもある。また、志望校は学校見学に行かないとイメージがつかないので、毎年何人か連れて行っている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 藤沢市役所の中だと、バックアップふじさわ、生活援護課、子ども家庭課、障がい者支援課、保健所と連携している。地域の小学校、中学校、高校、特別支援学校とも連携している。
- 障がい児といわれる子どもも通ってきている。放課後等デイサービスに行ってから学習支援事業に来る子どももいる。そのため、放課後等デイサービスの事業所と連携することもある。
- 児童相談所や警察、藤沢市内の学習支援事業の団体、子ども食堂、子どもの居場所、社会福祉協議会などとも連携している。
- 地域のイベントや勉強会などに参加したり、一緒に開催したりしている。地域の子どもに関する支援団体や福祉関連の団体で集まって、地域のことを一緒に考えるということもしている。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 要保護児童対策地域協議会に参加できないケースが多く由々しき事態と考えている。学習支援の事業所は参加が難しいと言われることが多い。例えば虐待の通告をしたとしても話を聞かれるだけで、児童相談所も子ども家庭課も、その後の情報を教えてくれないため、私達はどう対応したらいいかと悩むことも多い。子どもがヘルプを求めていたり、サインを出したりした情報を提供するが、その後の家庭の状況や、他の機関がどう動いているかが分からない。場合によっては、その子どもが学習支援の場に来なくなってしまうケースもある。家庭自体と連絡が取れないケースもある。保護者から「あなたが通報したのか」というクレームが来るなど、危ない経験をしたことが何度もあった。要保護児童対策地域協議会に入り連携ができることによって、子どもたちとその家族の今後についての検討ができればと思っている。
- 今はとてもよくなってきたが、どうやって学校と上手く連携するかは大きな課題だった。当法人のフリースクールの子どもたちが通っている学校に、在籍している学習支援の子どももいるので、顔見知りの先生が多く、顔見知りの先生経由で相談をすると連携が上手くいくこともある。学校によって温度差もあり、担当となる窓口が違うことがある。担任の先生が忙しく、話ができなく、時間の関係で連携が難しいこともある。先生の異動は、毎年、ホームページでチェックしている。どうやってつながりを持つか、信頼関係を作っていくかが重要。
- 生活保護のケースワーカーや相談機関の担当者が変わると、それまで共有できていた情報が共有されなくなることもあり課題に感じる。子ども支援員との関わりが一方通行になることもあり、様々な支援者との共有は課題となっている。
- 事業を始めた当初は、市役所とスムーズに連携することが難しかった。市役所側がどこまで個人情報を提供していいのかわかっていた時期があったかと思う。連携に積極的な市側の担当者がいたことで、連携がスムーズになったと思う。

(10) 子どもの生活支援事業

① 事業所 A

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	子どもの生活支援事業 (労働者協同組合)
ヒアリング開催日時	2023年10月27日 (金) 13:30~15:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 毎週、月・水・金の17:00~21:00まで開所。事業内容は、食事の提供、生活習慣の習得支援、学習支援。2016年から事業を受託。現在の利用者は中学生と高校生。● 利用登録する際は、子ども家庭課から紹介された対象家庭の保護者の方と子どもに、事業所に来所いただき、登録用紙を記入いただく。保護者の方が来所するのは登録の時のみで、それ以降は子どもだけが来所する。● 来所者が0人という日はほとんどない。部活が終わってから、自分の家の台所みたいな感じで来る子どもが多い。食事がメインだが、食事の後すぐに帰るわけではない。お話をするというわけではないが、しばらく時間を過ごして、21時までの好きな時間に帰る。長く通ってくれている子どもたちなので居心地が良いのかと思う。● 長期休みの時には、屋外活動のイベントも開催している。近隣の大学との共同企画イベントも開催。日本大学のあるサークルの学生と、10年以上前から、他事業含め共同企画に取り組んでいる。地域の畑を借りて小農にも取り組んでおり、コンポスト活用でのたい肥づくりや収穫イベントも開催。● 当法人の地域ささえあいセンター事業と連携し、フードパントリーでの食品提供を実施。フードパントリーは、コロナ禍前から始めている。フードパントリーについて保護者の方に連絡しても、取りに来られる方は多くないが、代わり子どもたちに持って帰ってもらっている。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 来所する子どもたちとの関係性づくりを最優先とし、より深くコミュニケーションがとれるようになる事で、各家庭が抱えている問題や課題を捉えるよう努めている。また、出来る限り保護者と接する機会(定期的な連絡など)を持ち、保護者が抱える悩みや困りごとを拾い上げるようにしている。● 保護者に少なくとも月に1回は連絡をする。電話に出いていただけることはほとんどない。支援員が、イベントのお誘いやフードパントリーなど、事あるごとにきっかけを作り連絡をしている。連絡の取れる保護者とは、子どもの様子や、利用が減ったりする月のこと等を尋ねている。電話に出いていただけない親御さんもいるが、お子さんは利用してもらっている。● 子どもが中学生になると、声掛けに返事をしてくれることが少なくなる。男の子は、声を掛けた

時に顔も見えてくれないこともある。一方で、進路の話や、部活動を決めるときなど、学校に関する声掛けに反応があるときは、学校の先生や保護者の方とは違った立場からの話ができて、そこから深く入っていくことができることもある。

- 見える範囲で体の状況は常に気を付けて見ている。体の怪我について、自分で怪我したのかそうでないのか、疑われるような子どももいる。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 日ごろからの関係性が構築されていないと、家庭の状況を聞き取ることができない。また、支援する側の意見よりも、まずは子どもたちや保護者が何を伝えたいのか、何に悩んでいるのかをゆっくり時間をかけて寄り添いながら聞き出していく事が重要。
- 当事業所を利用されている世帯の中で、来られなくなっている子どもを含めて、保護者が精神的な疾患、外出できないほどの病気を持っている家庭が何件かある。
- 外国籍のお子さんの場合、生活習慣の習得といっても、そもそも前提となる「生活習慣」が異なっていて、何も教えてもらっていないお子さんが多かった。空腹のときにコーヒー用のスティックシュガーを食べたりする。野菜の皮を剥いている傍から食べる。お腹を空かせているイメージが常にあった。母親に食生活を尋ねても、日本語がわからないため何も会話が成立しない。
- 非常に不衛生な状態の子どももいて、食事や入浴など、家庭でできないことを何年間かさせていただいている。
- 当事業所に来られなくなる子どももいるが、時間が経ってからまた来てくれるような子どももいる。本人の携帯電話を教えてもらっているときは、基本的には、本人と保護者の両方に連絡をしている。
- 保護者が家で料理がなかなかできないこともあり、子どもに夕食を食べてきてほしいと思っている方が多い。長期の休みになると学校がないので、家で昼間にお菓子を食べてお腹が空かないから、当事業所にも来ないという場合が多い。
- 近隣の校長先生から、こういう場所があるなら使わせてあげたい子どもがいるという話があった。しかし、保護者と本人の了承が得られないと、当事業所を利用するまで行かない。一回見学してみても結局続かないというパターンも多い。学校からの距離がある時はなかなか難しい。我々が迎えに行くという案もあるが、結局は利用に繋がらないことが多い。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 法人の他部門事業のイベントの際に、当事業所の子どもに声掛けを行い、参加を促している。事業所の中で、近隣の畑を借りて小農をやっている。保護者の方も含めてさつまいも掘り等もやっている。一方で、子どもからは「土をいじるのは汚い」などと言われてしまい、難しさも感じている。
- 近隣の大学との連携も行っている。過去に、地域の団体の方に、子どもたちが利用しているので

ボランティアに来てもらえないか、とお話したことはあるが、当事業所の活動時間が遅いため、地域の方でも、高齢の方は難しい。そのため、大学生の方にシフトしていった。

- 子ども家庭課とは常に連携している。一方で、事業そのものをオープンにできないということはある。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 学校含め、基本的に子ども家庭課を通じた連携となるため、当事業所としては特に連携の難しさを感じてはいない。
- 学校から許可をいただければ、学校に行きたいとは思っている。学校から子どもたちの様子を尋ねてくるということもない。我々の情報の収集源は子どもたち同士の会話など。
- 他団体との情報共有もできたら良いと思う。せめて学校には、当事業所で何かあったときは情報提供させていただき、逆に学校の方で何かあったときは気を付けるべきことを教えていただきたいと思う。

② 事業所B

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	子どもの生活支援事業 (NPO 法人)
ヒアリング開催日時	2023年11月7日 (火) 10:00~11:30

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの生活支援事業」は、ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭のうち、夜、保護者と一緒に過ごす時間が限られている、または十分な食事をとることができないなどの状況にある小・中学生等を対象に、安心して夜を過ごすことができる場を提供することを目的としている。 ● 事業を利用するためには、市役所からの紹介が必要である。子どもが安心して過ごせる居場所の提供と、みんなで食べる食事を楽しいと感じられる環境作りをしている。学校を休みがちな子どもには宿題を手伝う等、学習習慣の定着を働きかけている。季節毎のイベントを通し、季節毎の行事の理解と地域とのつながりも促している。利用する子どもの親も孤立した環境になりがちであることを理解し、寄り添い援助している。週3回、16時から21時まで活動している。 ● 居場所は21時まで開いているが、子どもたちは19時半くらいには帰る。20人の登録者に対して、継続的に利用しているのは11人から12人である。YouTube等を見て過ごしている子どもが多い。自分から発信できない子ども、こちらから話しかければ話す。 ● 毎回勉強する子どもはほとんどいないが、学校で宿題が出た時に取り組んでいることはある。分からないという質問が来ることもほとんどない。以前、中学3年生の子どもがプラスマイナスの計算をしていたので、こんなに簡単なことをしているのかと思われたくないのかもしれない。 ● 時々迎えに来る保護者には、居場所での様子を伝えたり、食べきれないものを持ち帰りたい子どもがいる場合は、必ず今日中に食べてほしいと伝えたりする。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none"> ● 今年から利用者の登録フォームが変わり、アセスメントシートがついた。本人の目標欄があり、確認できるようになった。 ● 世帯が抱える課題は、市からの情報や、子どもとの会話から把握している。普段の様子・状況は市に報告している。例えば、保護者との来所時間の確認で、子どもが放課後等デイサービスに行っているのに来所時間が遅くなるという連絡から、子どもに障がいがあることを察したり、夏休み等のイベント時間を午前中に設定した際に、起きられないため不参加という連絡から学校に行っていないと推察したりする。
(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について
<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所、学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、きずなレッジ等と連携する必要がある。 ● 今年中学1年生になった子どもに部活について聞いたら、ふてくされたり、いすを並べて寝てし

まったりするので、学校に行けていないか、部活に入っていないと思われた。市役所に確認したところ、学校に行けていないということだった。最初に学校に行けていないという情報がなかった。確認後はスタッフに部活に関する質問はしないよう伝えた。その後は、学校のジャージで来ているときは学校に行ったのだろう、私服できている日は学校に行かなかったから、疲れておらず座って待っていられるのだろうとか、推測しながら動いている。

- 休みが続いている子どもには、イベントなどの開所時間、場所の変更等の連絡をする。
- イベントについて、開催する曜日や時間を普段と変えると参加者の人数が限られる。通常開催と同じ夕方に車で送迎して回転ずしに行ったことがある。コロナ禍の間は車での移動に躊躇していたが、今年は実施したが、参加率がかなり良かった。また、休みの日の朝 10 時集合で、江の島ボウルにボウリングに行ったこともある。以前は、当施設の大きな駐車場で、夕方に、花火やスイカ割り、焼きそばをしていたが、子どもたちが大きくなったので、ここ 3 年くらい開催していない。参加しやすいイベントを考えることは重要である。
- 新規イベントの企画は大変なので、当施設でイベントがある時に、そのイベントと一緒に参加するかどうか判断をする。今年の 7 月、普段とは違う曜日の昼間に、盲導犬のイベントを開催した。夏休みなので昼ご飯を提供して開催したが、参加率が低かった。イベントをすると通常開催がその分なくなるので、イベントをせずに、いつもの時間に来れば何かが食べられる方が、子どもにとっては良いと思った。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- JA、社会福祉協議会、ボランティアセンター、フードバンクふじさわ、近隣の方々と連携している。JA については、農福連携の取組で野菜をいただき、それを使った料理の報告をしている。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 子どもの来所前の居場所とその連絡先がわかると、不審者情報の連絡や、天候不順時の出欠の確認連絡ができてありがたい。
- 不審者情報については、過去に 1 回だけあった。悪天候時の連絡については、電車が止まらない限り基本的にほとんどが来る。危険だと思えば、保護者が判断するかなと思う。こちらは、経験則的にこの天気なら来そうかわかるので、あるがままの状態に対応するしかないかとも思っている。

(11) 子ども家庭総合支援拠点

ヒアリング対象者 名称（法人格）	子ども家庭課
ヒアリング開催日時	2023年11月20日（月）10:00～12:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う機能を担う事業。● 直接相談、訪問をしている家庭数は年間500件ほど。職員体制は、2023年11月時点で、相談員8人、職員が5人、管理職2人、保健師2人の17名体制。● 相談員がメインで相談を受け、職員が必要に応じて対応に入る。職員は月10件ほどだが、相談員は月に80人ほど相談を受けている。● 相談内容としては、虐待相談がメイン。育児負担があり虐待につながりそうという相談もある。● 児童相談所との役割分担としては、重篤なケースや保護が必要となるケースは児童相談所。軽微な場合は市という考え方だが、通報は両方に入るので、受けたところがそれぞれアセスメントをして、その後の相談で分担を決めていく。市としては、重篤なケースは児童相談所に情報提供する。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 対象者本人（子どもや保護者、妊産婦、その家族等）からの子ども・子育てに関する相談、近隣住民や関係各課や関係機関から相談を受けており、聞き取りをする中で対象となる世帯に対してどのような支援が必要か対象者に寄り添って丁寧に聞き取りを行っている。● 相談経路として、直近だと、妊婦に連絡が取れないなどの内容で健康づくり課が多い。近隣住民よりも保育所など関係団体からの情報提供が多い。● 要支援児童等として相談受理後、調査を行い、関係機関（生活援護課、ひとり親相談など）に連絡して状況の把握に努める。個人情報については、児童福祉法に基づき、児童の安全を最優先に考える必要があるため、同意なく確認できることとなっている。● 相談記録は課内で共有して、複数の目が入るようにしている。判断に迷うケースや継続して支援を行っているケースについて、担当内で常に情報共有を行い方針の検討を行うことで、多角的な視点での検討を行っている。なお、相談記録自体は紙媒体で保管されている。毎日、紙媒体の記録を課内で共有し、必要に応じて会議を開催し、月一回は必ず進捗確認の会議を行っている。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 一つの機関で支援を行っていくことは難しいことが多いため、多様な関係機関と連携を図りながら支援にあたる必要があるとされており、支援者が同じ方向で支援を行っていくことが重要である。また支援を継続させていく必要があるため、対象者に寄り添い、長期的に関わりながら支援にあたる必要がある。
- 支援者が同じ方向で支援を行っていくために、通報後どのように介入したらよいかを関係機関と確認して接触したいため、個別ケース検討会議を必要に応じて行っている。ただ、リスクに対する感覚が機関によってまちまちである。こども家庭課が研修等を行っているが、「なぜ介入してくれないのか」という感覚を他機関に持たれることが多いと感じる。研修は市で年2回。要保護児童対策地域協議会でも年複数回は行っている。基準に沿って介入するか否か判断しているが、基準の理解など、関係機関との認識共有がより必要と思う。
- 対象者に寄り添って長期的に関わるための課題としては、例えば当事者の知的な障がいなどがあるケースだと、虐待的な面が解消されたとしても継続的に要支援としてみていかなければならないと思うので、やはり人は足りていないと感じる。
- 子ども本人への介入が少ない。子どもと面接するより両親と面接するほうが多くなっているため、その点は改善すべきと思っている。主に両親の行動を改善することで虐待防止をするという視点が多く、子どもの意向を確認する、といった視点が弱い。今後この点は強化していくべきと思っている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 中央児童相談所、警察署、民生委員、病院、幼稚園、保育園、乳児院・児童養護施設、社会福祉協議会、小学校、中学校、医療機関、教育指導課、障がい者支援課、生活援護課、地域共生社会推進室、健康づくり課、保健予防課、子育て企画課、保育課、子育て給付課、青少年課、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター（ファミリー・サポート・センターは子ども家庭課が委託元。登録の手続き、利用の確認などで連携。）

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 個人情報の取り扱いで要保護児童対策地域協議会の構成機関であればやり取りを行うことは必要最低限のなかで問題はないが、それ以外の機関だと連携が難しくなる。要保護児童対策地域協議会の枠組み以外の例として無認可保育園や学習支援とかシェルターを運営するNPO法人など。実際に、虐待ケースの家庭が利用しているものの、要保護児童対策地域協議会の枠外なので連携が難しい。
- 市によっては、要保護児童対策地域協議会の中にNPO法人などを入れているケースもあるが、色々な団体があり、それぞれの団体によっての個人情報の取り扱いに差があることもあり、難しい部分があるのだと思っているが検討が必要と考える。
- 個人情報保護法の改正に伴って、取り扱いが柔軟になるといったことは特にはない。

(12) 児童相談所

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	県立児童相談所
ヒアリング開催日時	2023年11月8日(水) 10:00~12:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 児童相談所とは、児童福祉法に基づき、原則18歳未満の子どもに関する、子育ての悩み、虐待に関する相談、言葉や発達の遅れに関する相談、生活やしつけの相談、非行の相談、不登校の相談、里親に関する相談等に応じる機関である。● 藤沢市を所管する中央児童相談所は、児童福祉法に基づき設置されている県域6か所の児童相談所の中心的機関としての役割を担っている。● 藤沢市は、県の児童相談所の所管区域の中で人口規模が最も大きく、その分、通告件数や相談件数も多い。都市部に典型的な虐待相談内容が多く、他市と比較して際立った特徴はない。全国的な傾向でもあるが、警察からの通告による夫婦喧嘩などの面前DV等、心理的虐待の相談が多い状況である。● 児童相談所の相談支援の流れは、本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談、通告、情報提供を受け付けた後に、受理会議を開催、専門職による調査や診断に基づき、援助方針会議で援助の決定がなされ、その決定に基づき在宅指導や社会的擁護の措置が決定される。なお、相談等は、電話、来所、LINE等で受け付けている。● 一時保護は、子どもの安全確保、子どもの心身の状況や家庭環境等の状況を把握するために行う。子どもの様子の観察や、子どもや保護者から話を聞いて事実の確認をする。子どもが家に戻りたいか否かの意向と、親の子育ての困り感を確認したうえで、援助方針を検討する。児童相談所は、法律上は指導という言葉を使うが、今は寄り添い型支援を心掛けている。現状では一時保護の後、40%くらいが1週間以内に家庭に戻る。一時保護は2か月を超えないよう規程で定められている。保護者と定期的に生活状況等を確認すると約束をした上で、一時保護を解除して地域に戻るのが主なパターンである。● 令和3年度の神奈川県の子育て支援委託率は21.6%、全国平均の23.5%と同じくらいの委託率である。里親の登録家庭の数は年々増加している。社会的養育の考え方を理解頂いた里親が増えていると感じる。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

- 県の児童相談所は、一時保護をするか否かを決定する目的でアセスメントシートを使用している。また各小中学校に、神奈川県が発行している小中学校教職員向けの児童虐待対応マニュアルを配布しているが、その中に、子どもの生活上の気になる点をチェックするチェックシート（早期発見のためのチェックリスト）がある。一時保護用のアセスメントシートは一般向けではないが、子どもの支援関係者向けであれば、学校向けに配布しているチェックシートの方が参考になると思う。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 児童相談所は、一時保護等の介入を行う機関であり、子どもや保護者等の当事者の意に反することを唐突に行うため対立してしまうなど難しい部分があるが、介入する担当と支援する担当の役割を分けることで円滑に支援ができるように工夫している。1人ですべてを担当することは難しいので、様々な機関と連携しながら、時には憎まれ役になりながら支援をしている。
- 一時保護の解除後は、基本的には家族から児童相談所に定期的に通ってもらい、生活の状況や新たに起こった問題を確認する。その時に、できないことや悪い事に視点を当てるのではなく、できたことを確認して次につなげるという手法を取り入れている。家族と子どもが主体となれるようなプロセス、考え方の支援が必要だと思う。また、学校、保育園、幼稚園等の子どもが所属している機関に協力いただいて生活状況を確認する。
- 他市の好事例だが、児童相談所の職員と、市のこども家庭課の職員と一緒に訪問して、市の福祉サービスや地域につなげるような取組をしている。一時保護解除後に家庭に戻った後は、地域で生活しているので、関係機関の協力を得ながら進めていくことが主流となっている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 要保護児童対策地域協議会に関連して、市役所の子ども家庭課、健康づくり課、生活保護の担当課等と連携している。また、公立・私立の学校、市内医療機関とも連携している。
- 常時連携という意味ではないが、子どもに関わる機関はすべて連携すべき機関ととらえているので、子どもが活動、所属していて、支援が可能な機関とは連携できるように考えている。
- 個人情報の関係もあるが、全ての団体が要保護児童対策地域協議会に参加すればいいということではない。藤沢市は大きい自治体なので、含める機関を広げると限りなく広がるので難しい選択ではある。公的な機関以外の枠もいくつか作ったほうが良いとは思っている。小さい自治体だと、近所の方も要保護児童対策地域協議会に参加することもあるので、それぞれの自治体の状況に合わせて決めることになる。必要に応じて参加できる形にするのも1つの方法かと思う。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 個人情報の問題があり、医療機関との連携に苦勞することがある。保護者や子どもが精神疾患を抱えている複雑なケースは、児童相談所としては治療の状況や過去の状態を踏まえて支援したい。一方で、医療機関が情報提供に応じてもらえないことがある。(児童虐待の防止等に関する法律に基づいて) 個人情報を利用する場合の例外規定や、要保護児童対策地域協議会の構成員に守秘義務がある等、法律で守られることを理解してもらい、医療機関に協力いただきたい場面が多い。大きな病院は体制整備をしている所が多いが、小さい病院は法律が浸透していないので、丁寧に説明する必要がある。
- 一時保護は、子どもの安全確保のために、突然連れ去るような形になってしまうことが多い。一時保護の解除後に、子どもが安心して戻れるようにするためには学校の協力が不可欠であり、学校とコミュニケーションをとる必要があるが、不十分だと感じることもある。学校とコミュニケーションをとる場合は、ほぼ要保護児童対策地域協議会のケース会議になる。余裕をもって会議等ができるよう機会を増やしていきたい。
- 児童相談所としても、学校関係者が保護者との関係性を大事にしたいという気持ちも、状況もわかる。児童相談所が一方的に方針や依頼事項を伝えるのではなく、学校、保育所、幼稚園の意向を確認しながら連絡している。早い段階で相談があり手が打てると、子どもが本当に困る前に事態が収められて負担が少ないと思う。学校を訪問し、直接やり取りすることをできるだけ増やしている。

(13) 児童養護施設（子育て短期支援事業）

ヒアリング対象者 名称（法人格）	児童養護施設（社会福祉法人）
ヒアリング開催日時	2023年11月21日（火）10:00～12:00

ア 支援活動の概要

<p>(1) 事業や活動の概要</p> <p>【子育て短期支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none">● 子育て短期支援事業のうち、ショートステイは365日24時間、トワイライトステイは月曜日から土曜日の17時から22時まで子どもを預かっている。利用するためには、事前に市役所の子ども家庭課への申請と登録が必要である。その後、初回利用までに利用施設で親子の面談を実施し、受け入れ可否を判断する。受け入れが可能と判断された場合は、利用日の7日前までに利用申請書と利用事由のわかる書類を提出することで、利用が可能となる。市では保護者の状況を確認し利用可否を、施設では実際に子どもを預かる中で保育が可能かどうかを判断している。利用料金は世帯収入によって変わる。● ショートステイ事業は、保護者が子どもの送迎をするのが基本である。平日利用では、保育園や小学校に在籍している子どもの普段の生活が途切れないう、利用した翌朝の保育園や小学校までの送迎は施設でしている。 <p>【児童養護施設】</p> <ul style="list-style-type: none">● 児童養護施設には、定員108名に対して、2023年11月現在は在園児38名と一時保護の子ども1名、計39名が暮らしている。定員と乖離がある理由は、2つある建物のうち1つが老朽化のため閉鎖しており、最大42名までしか入れないため。再来年度に新棟を建設し6名1部屋のユニットを2部屋作る予定である。小規模の流れを受け家庭的養育を目指している。● 子どもの年齢層は、基本的に2歳から18歳までが在籍しているが、在籍している子が18歳を過ぎても措置延長として残ることもある。隣に乳児院があるため、措置変更で児童養護施設に移ってくる子どももいる。最近、児童相談所から依頼があるのは中高生が多い。● この施設は、県の中央児童相談所の管轄なので、他市の子どもも受け入れている。藤沢市の子どもについては、ショートステイやトワイライトステイを利用して、施設に入らず在宅でぎりぎり保っているように感じている。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて

【子育て短期支援事業】

- 宿泊を伴って子どもを預かる事業であるため、子どもの生活状況や発達状況等を詳細に聞き取り、遊んでいる様子等を細かく観察している。預かる時は直近の様子や体調面を聞くが、それ以外の生活状況については初回面談で詳細に聞いている。
- 初回面談時に、子どもが遊ぶ様子や表情を見つつ、保護者がどういう視線で子どもを見ているか、子どもとどういう会話をしているか、年齢に応じた発達段階に対して子どもの発達の状態等を見る。発達の遅れがみられる場合、その子自身の課題なのか、保護者とのやりとりの希薄さからくる発達の遅れなのか、ネグレクト傾向があるのかを、保護者とのやりとりを通して見ている。例えば、おもちゃを片付ける場面で、保護者が片付けを促すか、促し方は「片付けようね」と声をかけるだけか、「片付けようね」と言いながら一緒に片付けるか、同じ場面でも保護者の行動には色々なパターンがある。年齢相応の発達についてグレーだと思ったら、預かる中で継続して見ている。
- 子育て短期支援事業の担当になってから、現場の職員と相談して、保護者との面談や子どもを預かる中で質問すべき重要なポイントを盛り込んだアセスメントシートを作り、活用している。子どもの生活の状況や食べ物の好き嫌い、普段の就寝、起床時間等の項目がある。嫌いな食べ物を食べさせているか、小さく刻んで混ぜているか、最初から食べなくていいとしているか、それによって普段の家庭における様子や保護者の教育方針が見える。このような点から、子どもがどのように家庭で育ってきているかを見るために、アセスメントシートを活用している。
- また、ショートステイのアセスメントシートに、子どもが安心できるような場所づくりをするための視点を入れている。保護者の都合で初めての場所に急に子ども一人で泊まったり、夜暗い中過ごしたりすることは不安だと思うので、好きな物等を聞き取り、子どもがミニカーを好きなら車の本を出しておく等、怖くない場所であることを、環境設定を通して伝えるようにしている。
- 子育て短期支援事業を請け負って10年近くなる。最初は個人情報保護の問題があり、市からは子どもの年齢等最小限の情報だけが共有されていた。預かる中で、特性が顕著な子どもの保護者は子育てに課題を抱えているという背景が見えてきたので、ここ数年は保護者の情報もできる限り伝えていただくようになった。保護者の状況を聞いてから子どもの様子をみると見方も変わってくる。子どもの状況を聞く面談の中で、保護者の表情や様子等も合わせて見ることで、家庭全体を見ている。市から情報をいただき、施設からは面談の様子を伝えることで、情報を共有している。

【児童養護施設】

- 児童養護施設への入所経緯にもよるが、児童を受け入れる際のアセスメントについては、一時保護所等から来る場合は詳細な様子が伝えられている。入所の前には、本人が好きな物や生活に必要なことを子ども本人に会いに行った時に聞く。好きなキャラクターや色等を聞き、入所の前に

子どもの好きなキャラクターのお茶碗を用意したりする。子どもが入所して、自分の好きなものを用意してもらったことを感じることで、受け入れてもらってよかったと安心できるような場所づくりをしている。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

【子育て短期支援事業】

- 厳しい状況にある子どもや家庭に対して、とにかく寄り添い傾聴する。保護者だけではなく、子どもの意見を聞き、時には互いの代弁者として関係修復に努めることもある。寄り添い傾聴する理由として、子育て短期支援事業を利用する保護者は、話を聞いてほしい方がとても多いからである。逆に、話を聞かないでほしい方はここにつながり利用する気持ちには至らないのだと思う。最初は警戒している保護者もいるが、子どもの話になると話してくれることが多い。保護者の子どもや子育てに対する思いを聞き、共感するところから始める。話を聞いて寄り添うと、こちらの意見にも耳を傾けてくれるようになる。保護者の話を一方的に聞くと、子どもが悪者になることもあるので、子どもからも話を聞く。子どもの年齢が上がると口が達者になり、保護者とトラブルや言い争いになることが時々ある。うまく言葉にできない保護者も多く、ましてや子どもはうまく言葉にできないので、そのような時はお互いの関係性が崩れていかないように、早い段階でこちら側がキャッチできれば間に入っている。
- 保護者に対して子育てのヒント等を具体的に伝えている。また、子どもたちに対して、家での状況や学校等での様子を具体的に聞き対応の仕方を変える等の配慮している。学校に行っている子どももいれば行っていない子どももいる。学校に通えていないと学習の積み重ねができないので、ショートステイで預かっている時に勉強の習熟度を見るなどできることを行い、保護者に伝えたり、本人への対応の仕方を変えたりもしている。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

【子育て短期支援事業】

- 子育て短期支援事業の連携先として、市の子ども家庭課、社会福祉協議会、市内の保育園・幼稚園・小中学校・放課後児童クラブがある。
- 市の子ども家庭課や保育園などの各機関と連携し現状把握をしている。現状把握は、家庭の把握もするが、一番は子どもの様子の把握に努めている。預かる中で保育園や学校に送迎するため、保育園等の引継ぎを受けて保護者に伝える中で疑問に思ったことや、預かる中で気にかかることを伝える。子どもの状態によっては、保護者の状態も心配されることが時々ある。その場合は子ども家庭課に伝え、保護者の現状を確認している。
- 保育園、幼稚園、学校等から子どもの様子を教えていただけないこともある。お互いに子どもを預かる中で気にかかる部分があるので、子ども家庭課が間に入ったり、こちらの現状を保育園の園長先生や主任の先生に相談したりして情報共有をしている。連携がとれるよう、社会福祉法人

の保育園等であれば、市内の社会福祉法人が運営する保育園の協議会に協力をお願いする旨を伝えている。子ども家庭課の事業のチラシを保育園や学校に配布して、事業について伝えてくださっているのかと思う。最近は保育園や放課後児童クラブの先生方も協力してくださっている。利用者の家庭の子どもを支えようという気持ちは皆同じなので、共有はスムーズに行き始めていると思う。

【児童養護施設】

- 児童養護施設の連携先として、アフターケア事業所、社会福祉協議会に加えて神奈川県社会福祉協議会、県の子ども家庭課、他の児童養護施設がある。神奈川県全域から子どもを受け入れているので、退所後のつなぎ先として、各自治体の子ども家庭課とのやりとりが増えてきている。
- 県内の児童養護施設間で運動系の大会や作品展がありつながりがある。また、職員の研究会もあり、毎月各施設の職員が研究会に参加している。市内にある県のアフターケア事業所を中心に、各児童養護施設のアフターケア担当職員を対象とした連絡会が毎月開催されている。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

【子育て短期支援事業】

- 子どもを預かる事業ではあるが、保育園等の送迎の際の身分証の確認等のルールが保育園毎に違い、証明書が足りずに引き渡してもらえないことがあった。藤沢市の事業であり、保護者が利用を伝えている場合、毎回証明書を出す必要のないようにできないか。児童養護施設の職員が足りない状況の中で、ショートステイやトワイライトステイ事業で保育園や放課後児童クラブに職員が送迎するため、その時間帯は職員が手薄になってしまう。送迎の車を運転できる職員は限られており、その中から必ず誰かを出勤させなくてはならず勤務上難しいことがある。突発的な対応が必要になり、送迎予定の職員ではない別の職員が急遽送迎することが結構起こる。送迎担当の急な変更を園に連絡出来ていないと子どもを引き渡してもらえない。引き渡しに時間がかかると、各園で決まっているお迎え時間に間に合わず延長料金が発生し、保護者から延長料金を請求されることがある。

【児童養護施設】

- 市の子育て短期支援事業の場合は、要支援家庭のケースでは市、事業所、児童相談所がつながって動きやすく、児童養護施設の場合よりもスムーズに動ける部分もあると思う。児童養護施設も、児童相談所だけでなく、保護者や家庭を取り巻く自治体等と連携できると、ケースワークができると感じる。
- 児童養護施設は、ケースによって要保護児童対策地域協議会の中に入っている場合と入っていない場合がある。要保護児童対策地域協議会に入っていない場合は、子どもが家庭に戻る時に、急に自治体の学校関係者や子ども家庭課が現れるが、その前から児童相談所と自治体はやりとりをしていると思う。その段階から児童養護施設が入れると、もう少しスムーズに子どもが地域に戻れると感じる。

(14) 障がい児支援サービス、放課後支援事業所（放課後等デイサービス）

① 事業所 A

ヒアリング対象者 名称（法人格）	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所 (特定非営利活動法人)
ヒアリング開催日時	2023年11月15日（水）10:00～12:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 当事業所は、放課後等デイサービスと児童発達支援事業所に位置付けられており、主に肢体不自由児・重症心身障がい児・医療的ケア児のトータルケアと遊びの機会を提供している。未就学から学齢期（18歳）までの児童を対象としている。保育士、作業療法士、理学療法士、児童指導員、看護師、介護福祉士が常駐している。● 放課後等デイサービス（放課後支援事業所）は、就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等や放課後の居場所の提供を行う施設。児童発達支援事業所は、未就学の障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等の支援を行う施設。市役所に、障がい児通所サービス受給者証を申請して利用する。受給者証の取得により、3歳児以上の未就学児は無償、小学生以上は利用料の9割が自治体負担、1割が利用者の自己負担となる。● 事業所を利用する流れとして、来所予約をして子どもと保護者が一緒に施設を実際に訪問することを推奨している。その後、利用希望曜日や送迎の相談、子どもの支援目標の共有をし、契約完了後に利用開始となる。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 課題に気づく最初の入り口は、日々の会話や、普段の子どもとの関わり方から見ていることが多い。ただし、そのような形で把握しているのはあくまで氷山の一角で、困っていることを出せない方も多い。● 年2回、利用者の家族と面談を行っている。別途、相談がある際や話し合いたいという時には、その都度場を設けている。保護者の方から申し出がある場合と、事業所からお願いする場合がある。保護者ともう少し深くコミュニケーションをとる必要性がある時や、支援の方向性を共有したほうがよい時に、面談をお願いしている。● 家族との面談は、ヒアリングシートのフォーマットに沿って実施している。ヒアリングシートは基本的に子どもが自宅でどう過ごしているか、今後どうなっていきたいか、課題として感じるところはあるか等、利用児童のことを知るためのシートなので、家庭の状況について踏み込んだ項目があるわけではない。ただし、面談中に家族の発言の中で気になることがある時や、表情がす

ぐれない時に、困っていることがないかを掘り下げていく。顕在的ニーズだけでなく、本人や家族も気づいていない潜在的ニーズも把握するように心掛けている。

- 「聞く」と「聴く」の2つを大切にしている。「聞く」というのは、相手の言い分を受けとめるということである。質問に沿って確認をしていくことも、「聞く」にあたる。「聴く」に関しては、より相手を知っていくための質問をしていくという意味で使っている。話を掘り下げていき、本当はこう思っているということや、つらさがどこにあるのかということをお聴きしていく。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 子どもに対する直接的な支援だけでなく、家族を含めて課題を把握し、支援を検討することが必要。事業所では高校3年生までを対象としているが、子どもが17、18歳になり社会に出るための情報を保護者が十分に持っていないことが多いため、選択の幅を広げられるよう、情報提供や提案をすることが重要になる。
- 重度の障がいの方だと親亡き後のことが課題となる。また、ひとり親の方が多いため親に何かあった時に緊急で預かってくれるところがないというのが今大きな課題になっている。
- ひとり親の方の課題は、生活運営としての厳しさと経済的な厳しさが両方合わさっている。また、身体介護としてのケアや関わらなくてはならない時間が非常に多く、身体的な厳しさもある。きょうだいがいると、きょうだいのヤングケアラーとしての負担感も大きくなる。一般の母子家庭も大変だと思うが、さらに時間的制約がある。母親が、自分の時間を持ってない状態がある。
- レスパイトは非常に重要である。しかし、レスパイトが利用できない方がいる。市内のレスパイトは受け入れてもらえない。大体断られることが何となくわかっている中で、見つけなくてはならないという保護者のメンタル的な大変さもある。負の体験を積み重ねてしまう。その点を少しでも和らげるために、預け先の施設等を探す際に保護者に同行することもある。利用可能性を探り、利用につながらないことがわかっているにもかかわらず、少なくとも困っている人がいることを施設に理解してもらうために一緒に行く。
- 日々のやりとりのため、LINEでご家族ごとにグループを作り24時間連絡が取れるようにしている。毎回LINEの返信の時間が遅いご家族は、家の仕事が一段落する時間がこのくらいの時間なのだろうと推察する。文面から緊迫していると感じ取れたり、場合によっては語気が強くなるタイミングがある人は、今何かうまくいっていないことがあるのだろうと推察したり、直接電話をして話を聞いてみるということをしている。本当に困った状態になってから課題がでてくると、解決できるものもできなくなるということがある。そこから動く労力の方が結果的に大きい。積み積もって取り返しがつかなくなる前に、日々の関係性の中で適宜吐き出してもらうことが、結果的にケアのしやすさにもつながると思う。
- 連絡をする際に心がけているのは、文面だと行間が掴めないため、基本的に文面で終わらないようにしていることである。事務連絡の伝達はいいが、状況に応じて、電話ないしは、顔が見える状態で聞き取るようにしている。LINEはとても便利だが、初期からその点は気をつけている。
- 障がい児のきょうだいイコール、ヤングケアラーではないと思うが、多くのきょうだいは、障が

いがある児童の生活時間軸に合わせないといけない。制限されているという意味では、ほとんどのきょうだいもヤングケアラーに該当すると思う。そのようなきょうだいに、長期休み等と一緒に遊びに来てもらったり、イベントごとの時には家族で参加したりしてもらっている。障がいのある本人だけではなく、きょうだいにも目を向けて普段取り組んでいる。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 支援機関では、病院、クリニック、訪問看護ステーション、学校、行政機関、相談支援事業所などと、団体では青少年育成団体、障がい者支援団体、福祉団体などと連携している。
- 病院から入院後や退院後に、情報をいただく。場合によってはこちらから診療情報が欲しいと伝える場合もある。クリニックは、訪問診療で入っているドクターと直接やりとりできるようになった。何かあると電話がかかってきたり、こちらから電話したりして、情報の共有をかなり密にとれるような関係性である。
- 学校や相談支援事業所は、その都度必要に応じて情報交換している。
- 子どもたちにいろいろな体験を提供するために、キャンプや川遊びをするイベントをしている。我々の団体では実施ができないので、川遊びや海遊びをしている青少年育成団体に力を借りて、一緒に開催している。単発で関わることもあれば、継続的な関係を築いているところもある。
- 障がい児者の支援団体は藤沢市肢体不自由児父母の会等に関わりがあるので、イベントに委員として関わったり、支援をしている NPO 団体と連携したりしている。
- 連携しているクリニック、訪問看護ステーション、学校、行政機関、相談支援事業所から、情報が入ってきたり、共有したりすることが多い。各機関とどのように連携するかは取り決めや制度があるわけではない。1 人の対象児童に複数の機関からサービスが入っているような中で、こちらに入っていない声や、「お母さんがこのようなことで困っていたが聞いているか」という情報がくる。
- 契約の時点で個人情報の取り扱いの同意書を得る。その中で本人の情報も、他機関等と連絡・共有する許可を得ている。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 連携が難しいケースはあまりない。基本的に皆さんが情報を共有しようという意識があるので、連携そのもので困ることはない。ただ、会議を設定する時、子どもが学校に行っている時間に我々は空いているが、学校終了後は我々が空いていない。会議の調整に時間がかかる。オンライン会議等含め、スムーズになればいいと思う。
- 会議の際には、放課後支援の時に 2 人ぐらい職員が抜けることもある。しかし、そこに人員を更に補充することはできない。おそらく、どこもこの点は課題となっている。

②事業所B

ヒアリング対象者 名称（法人格）	放課後等デイサービス事業所
ヒアリング開催日時	2023年10月18日（水）10:00～12:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 放課後等デイサービス（放課後支援事業所）は、就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等や放課後の居場所の提供を行う施設。市役所に、障がい児通所支援受給者証を申請して利用する。受給者証の取得により、大部分は利用料の9割が国や自治体負担、1割が利用者の自己負担となる。ただ、前年度の収入等に応じて全額自己負担の家庭もあり、逆に利用料の負担がない家庭もある。● 放課後等デイサービスの利用までの流れは、事業所の見学をし、「利用者状況表」を記入、利用希望登録をする。毎年1月中旬頃に利用可否が決定後、契約手続きを行う。● 子ども達が安心して過ごせる場所を提供し、遊びの中での楽しい療育を心掛けている。家庭的な雰囲気でものペースに合わせて活動している。活動内容は、作業活動、軽運動や体操、集団での制作活動や散歩、季節感のあるイベント等を実施。長期休暇期間（夏休み等）は積極的に外遊びを実施。利用児童生徒の下校時間に合わせて職員が学校へ迎えに行き、サービス利用終了後に各自の自宅まで送迎する。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 児童の発言・態度や保護者からの相談、送迎時や電話連絡時の保護者との会話から把握することがある。また、児童相談所、市役所、相談支援専門員との連携から把握することがある。● ネグレクトについては、家庭訪問をしないと分からないと思う。当事業所の利用終了後に自宅に送る際に、家がゴミ屋敷というケースがある。廊下に踏み場がないくらいゴミ袋があり、残っている隙間で子どもがゲームをしていたり、乳児がゴミの上をハイハイしたりしていたことがあった。● 父母に知的障がいがあり世帯が生活保護を受けているケースでは、生活保護のワーカーと関係性を持ち、話しやすい関係性を構築する。保護者のことについて、こちらが動けるわけではないので、橋渡し役として良好な関係を築くことでニーズを引き出しやすくしている。● 各事業所に児童発達支援管理責任者という職員を配置している。子どもに関する施設内の個別支援計画を立てており、これに基づいてサービスの提供をする。子どもに虐待の兆候が見られたり、精神疾患がある保護者の様子がいつもと違ったりする場合は、児童発達支援管理責任者から事業所長に情報を共有するようにしている。支援相談員、行政（藤沢市、児童相談所）への報告の際は、必ず事業所長と情報を共有する。

(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について

- 子どもとの関わり方の工夫として、当事業所では子どもたちに職員を「先生」ではなく「〇〇さん」と呼んでもらう。「先生」だと上下関係が生じ、子どもも保護者も本音を言いにくい。子どもとの距離を縮めて、楽しく過ごしやすい場所にするなら、年の離れたお兄さんや、お父さん、お母さんのような関係性を作ることは大事である。
- 保護者との関係づくりの工夫として、子どもの送迎の際に、保護者と今日あったことを直接話すようにしている。連絡ノートを作ると、ノートに書いてあるので読んでくださいますよになってしまう。また、職員がノートを書く時間があるなら、子どもと遊んでほしいという考えもある。保護者と普段から話すことで距離を縮めると、何かあった時に話を引き出しやすい。一方で、保護者との距離感が縮まりすぎてしまうこともある。保護者に精神疾患や知的障がいがあるケースもあり、話を聞き、必要に応じて相談支援専門員や行政と連携している。
- 保護者との関わり方の工夫の一つだが、関わり方が難しい保護者の場合に、信頼関係を築けているスタッフが連絡等の対応を担当するケースもある。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 相談事業所、教育機関、児童相談所、市役所（こども家庭課 学校教育相談センター）、藤沢市事業所連絡会、フリースクール連絡会、他事業所
- 藤沢市が開催したフリースクール等情報交換会に参加した。事業所側が情報を持っていないと、保護者に情報提供が出来ないため、大変ありがたいと思った。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 事業所内で解決できない内容を他の支援機関に報告しても、なかなか目に見えた動きや変化がないことがある。明らかに高リスクな家庭でも、具体的な解決策が見いだせず、何か起きてからでないと動けない現状があり、歯がゆさを感じる。
- 児童発達支援管理責任者から、子どもの学校や自宅等、違う場面での状況を把握したいと相談があった場合にケース会議を開催することがある。相談支援専門員が対応できるのは、子ども本人の問題なので、保護者の問題についてどう連携するかについて課題感がある。家族自身の問題は当事者から訴えがなければ、行政は介入することが出来ない。
- 学校との連携が上手くいかないことがある。家庭がヘルパーを利用できなくなると、きょうだい障がい児と一緒に登校するしかないという場合もあり、ヤングケアラーの問題にもつながる。また、不登校や引きこもりが増えている。学校には行かないが、放課後等デイサービスには来るという利用者もいる。
- 以前、教育機関を含めたケース会議をしたが、半年以上経っても実施予定であった事柄についてのフィードバックはない。学校が忙しいことはわかるが歯がゆい。学校側の対応は、親身になってくれる先生もいるが、動いてくれない先生もいる。支援級の経験のある校長先生は、障がいのある子どもへの理解があり、話しが通じやすく、とても貴重な存在と感じた。

(15) 県立高等学校

ヒアリング対象者 名称 (法人格)	神奈川県立定時制高校
ヒアリング開催日時	2023年11月14日(火) 14:00~15:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<ul style="list-style-type: none">● 県立定時制高校Aは単位制による夜間定時制課程普通科の学校で、4年間での卒業を基本としている。● 単位制の学校だが、学年制の優れた部分を活かし、1、2年次は必修科目を中心にクラス単位で学ぶ時間を多く設けている。3、4年次は必修科目に加え、自分の希望に応じた選択科目を学習していく。● 生徒一人ひとりの学力や適性に応じた「よくわかる授業」を行い、基礎的な学力を身に付けた上でより発展的な内容を学ぶことができるようにしている。進路の実現や3年間での卒業など、生徒の多様な要望に応えるため、選択できる科目を1・2時限目の時間帯に設定している。また高等学校卒業程度認定試験を利用した単位取得や、学校外での教育的活動に対する単位認定の制度もある。● 多くの割合を占めるのは中学校を卒業したばかりの生徒で、その他に、社会人や他の高校を経験した人など、幅広い年齢層の生徒がいる。中には自分の働いたお金で学費を払っている生徒もいる。● また、部活動、体育祭、文化祭、研修旅行などの行事がある。また、定時制専用の教室があり、自分の教室、机があることから落ち着いて学習に取り組むことができる。また、鍵がかけられる個人ロッカーがある。

イ 支援対象者の課題や支援ニーズについて

(1) 支援対象者の世帯が抱える複合的な課題の把握方法やアセスメントについて
<ul style="list-style-type: none">● 入学後に、担任が全員と面談している。面談時間は生徒の状況により異なるが、20分くらいから必要に応じてそれ以上といったところ。また保護者とも必要に応じて話をしている。保護者との面談もなるべく対面で行っている。● アセスメントシートも作成している。● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとは週1回会議を行っており、それをベースに職員間で情報共有している。
(2) 特に厳しい状況にある子どもや家庭にとって重要な関わりや支援について
<ul style="list-style-type: none">● 学校の意義というのは、生徒が一人で学ぶということではなくて、生徒同士が自由にコラボレーションして成長していくということだと思っている。教員側もコラボレーションして高めあっているというアトリエ的な環境で、大人も一人ではできないから人とコラボレーションしてコミュ

ニケーションをとっていくことが大切ということに気づいてもらう。また、学校がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉、家庭、警察、児童相談所などと連携すれば、それまで見えなかったものも出てくる。

- そうしたコラボレーションとコミュニケーションを通して、生徒・保護者の信頼・安心につなげる。支援が必要な子どもや家庭は、小中学校の教員から「よく分からない人」という扱いを受けてきていたり、虐げられてきたという感覚を持っていたりする。そうではないということ、あるいはそうってしまった背景などを、共同作業で粘り強く継続的にアセスメントし、理解し、支援していくことが大切。

ウ 連携している支援機関・団体、連携に関する課題について

(1) 連携している支援機関・団体

- 児童相談所、警察、市
- 司法とは連携はあまりない。

(2) 連携が必要な関係機関や団体等、連携に関する課題

- 連携しやすくなったケースとしては、「パブリック」の定義が変わって、2、3年前までは、学校の中は家庭の中と一緒のような取り扱いだったけれど、学校も公共の場だとなって、いじめや盗撮が学校の中で起きた時に、正面から警察が入ってくるができるようになったのは、連携がしやすくなった例だと思う。
- 就職先が決まらないまま卒業した生徒はハローワークにつないでいる。高校中退については、目的をもって行動している場合それほど心配ということではないが、なんとなく卒業していったときに、何の経験も積んでいなくてコミュニケーションが取れず、アルバイトの面接などでなかなか採用してもらえない、といったことがある。そういったケースのほうが実は大変だと思っている。

(16) 子どもの居場所等の民間の支援団体

ヒアリング対象者	こども・若者の居場所運営団体 (任意団体2団体、NPO法人1団体)
ヒアリング開催日時	2024年1月23日(火) 17:00~19:00

ア 支援活動の概要

(1) 事業や活動の概要
<p>【団体A】</p> <ul style="list-style-type: none">● 不登校の子どもの居場所運営と、保護者や関係者の相談事業をしている。活動は週1回。5月から11月は他の支援団体と一緒に田んぼでの活動を実施。現在は新型コロナウイルス感染拡大で休止中だが講演会やイベントを開催することもある。● 子ども・若者の声を反映する取組として、普段のフリースペースにおける子どもとの会話から、子どもが望んでいることを感じ取っている。イベント時にアンケートを取ることもあるが、子どもは積極的に声をあげないので、直接聞く方が反映しやすい。何かをする時は、大人がある程度の枠組みを決めたうえで、子どもたちの意見を直接聞いて、意見反映している。 <p>【団体B】</p> <ul style="list-style-type: none">● ボードゲームやおもちゃを使い、子育て世代が集まる場所を提供している。療育を行っている学習塾にボードゲームイベントを提供したり、いろいろな団体にゲームを使った居場所を提供したりしている。● 子ども・若者の声を反映する取組として、来ている子どもたちの年齢層等に合わせて提供するゲームやおもちゃを変える等、子どもたちや主催者と相談しながら、その場にあった形で居場所づくりをしている。 <p>【団体C】</p> <ul style="list-style-type: none">● 月1回の居場所1か所と、月2回の子育て広場1か所に加えて、月に1回、午前中は不登校のお子さんがある保護者を対象とした座談会、午後はフリースペースの遊び場、夜は子ども食堂という複数の団体と共催している居場所を運営している。また、今年の1月から湘南台で10~20代の不登校または引きこもりの若者向けのフリースペースを始めた。今年の2~3月頃から新たに江の島で居場所を始める予定である。● 子ども・若者の声を反映する取組として、子どもたちの意見は、普段の会話を通して聞いている。また、保護者を介して、学校でのトラブル・相談を親子から聞くこともある。子どもがお手伝いしたいと言ったらお願いする等、やりたい気持ちを尊重して接している。日頃から子ども一人ひとりに声をかけて、何でも話せる関係を構築し、信頼してもらえる大人になることを意識してい

る。これまでに2回実施した夏まつりでは、1年目は自分の好きな所を、2年目は言われて嬉しい言葉を紙に書いてもらい、紙と引き換えに無料でスーパーボールすくいを提供した。毎年違う角度から、子どもたちが自分っていいなと思えるようなきっかけの声を拾えたらいいと思っている。

- 保護者向けのアンケートも年1回実施し、子どもにも意見を聞いてほしいと伝えているが、子どもの意見は楽しいと言っているという声くらいしかあがってこない。

イ 子ども・若者の居場所について

(1) 子ども・若者の声を反映した居場所づくりについて

(1) 居場所を運営中での子どもからの要望・リクエスト

【団体A】

- 週1の活動なので、もっと開催してほしいという声はよく聞く。イレギュラーなイベントは開催するが、ボランティア運営なので週1での開催が精いっぱいである。

【団体B】

- 子どもからの直接のリクエストは、以前持ってきていたゲームでまた遊びたい、一緒に遊ぼうなど。どちらかというと、保護者からの療育に関連して、子どもの特性を踏まえたゲームの難易度、あるいは考えさせるゲームの要望などのリクエストがある。気楽に遊べるゲームと思考力が育つゲームなど正反対のリクエストが一緒に来ると大変である。

【団体C】

- 家で、オンライン上でやっている対戦ゲームを、リアルでもしたいという声は聞く。

(2) 居場所の運営で工夫・大切にしていること

【団体A】

- うまくいっていない他の居場所の話を知ると、大人の何とかしてあげたいという思いが強く、子どもがその思いを直感的に感じてしまっているようである。川崎市子ども夢パークの西野博之氏が「支援臭」という言葉をよく使っている。支援臭のない大人と子どもが、「人と人」として触れ合うことが、居場所づくりにおいては一番大事と感じる。スタッフもその点を大事にしている。
- 子どもが来やすくするためには、出入りを自由にすることが大切である。居場所をあけている間は出入り自由にして、仮に子どもがすぐに帰ったとしても、来たことが成功という気持ちで帰ってもらう。
- スペースが許せば、少し離れて居られる場所、みんなでわいわいできる場所等、いくつかのスペースがあることは大事。私たちは不登校の子どもたちの居場所を提供しているので、発達障がいがあり、感覚過敏がある子も多い。最初はみんなが話している声が苦手で遠巻きに見ていても、徐々に慣れてきて近づいていくことはよくある。広いスペースを1つ設けることもいいが、区切られたスペースがいくつかあることはとても大事だと思う。

- 高校生の相談を受けると、親の言うことしか知らず、いろいろな選択肢があることがわからないから悩んでいることがある。選択肢があることを伝えると、悩みから出られて学校に行かれるようになるので、情報を伝える場所はとても大切である。
- その子がありのまま居られる場所という点が大事である。学校だと、「できる／できない」という基準で評価するが、居場所はレッテル等が一切ない。発達障がいなどがあり、感情コントロールが難しく爆発する子どももいる、そこも含めて受け止めてくれる人がたくさんいる。失敗してもここでは大丈夫という安心を感じることで、続けて来てくれるようになるのだと思う。
- 不登校の子どもは安全基地である家から外に行くことに一つのハードルがある。小学生くらいだと母親に連れられてくるが、中学生だと思春期もあり一人であるほうがいい子どもでてくる。月1回、リアルでもオンラインでも参加できるマイクラ部を開催している。遠方に住んでいたり、家から出られなかったりする子は、オンラインを入り口にして、実際の居場所に来られるようになるケースも多くある。アプローチが複数あることが大切。遠方でもマイクラ部や、SNSを使って交流することで、顔がわからなくても人となりがわかり、仲良くなる。名古屋から藤沢まで月1回来る家庭もある。

【団体 B】

- 開催の場すべてで、基本は怒らないように、否定もしないように、誘導もしないようにしている。少しのわがままはきいてあげることで、子どもがストレスを発散できたらいいと思う。暴力やいじめは今のところないが、もしあったら叱る。それ以外は、できるだけ自由にできるようにしている。今の学校教育は、先生たちに余裕がなく、挑戦や体験をする機会が提供できていないため、できるだけ子どもたちに挑戦や体験をさせるようにしている。

【団体 C】

- こちらが作った場所に来てもらうというより、来ている人たちと一緒に場所を作ることを大事にしている。先日開催した、第1回目の若者の居場所に集まったメンバーに、次に何がしたいか、この場に何があったらいいか等も聞いた。椅子だけでなく床に座れるといい、何かすることはハードルが高いから一緒にアニメを見るくらいのゆるい会だで行きやすい、お互いの好きなアニメを聞くのも楽しい、Wi-Fiがあるといい、一人になれる席がほしい等の具体的な案が出たので、順番に叶えていきたい。

(3) 子ども・若者が居場所を訪れやすくするためにできるいいこと

【団体 A】

- 予算が許すなら、映画を見たり、PCを使えたり、ゲームができたりする等、色々なコンテンツがあることが大事である。孫泰蔵氏が設立した VIVITA という会社では、色々なコンテンツが用意されていて、無料で自由に創作活動ができる。きっかけがないと、場所があっても、特に若者は来ない。プログラミングや PC スキルを教えてもらえるなら、みんなが来ると思う。
- シルバー人材を活かして将棋が得意な方と将棋を打てたり、手芸ができたりすると足を運ぶイン

センチブになるのでは。

【団体 B】

- 定期的に決まった曜日、時間で開催することが大事である。開催日が多いほうが来やすいと思う。
- 漫画、アニメを見られる、ゲームができる、録音や動画が撮れるスタジオがある、ダンスの練習ができる大きい鏡がある、楽器が弾ける等のコンテンツがあると来てくれるかもしれない。イギリスには、公的施設でダンススタジオや録音ができる場所がある。一緒に活動ができる年長の人がいったりすると、本当に悪い方向（犯罪等）には走っていかないかもしれない。

【団体 C】

- 予約不要であることと、子ども・若者は無料であることが大切である。キャンセルすることが辛くて、予約ができないという声も多い。
- 友達ができたり、趣味について語れたりする居場所だといい。若者は、就労につながるものがあると良いかもしれない。有償ボランティアではないが、バイトができることを求めている人もいる。チラシ折りやポスティングの仕事を用意して、一人で全てを行うことは難しいので、手分けをして作業できるようにするといい。ユースワークふじさわのような形でもいいかもしれない。
- 福祉サービスを知らないことが多いので、情報を知ることができるといい。

藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査
支援者ヒアリング調査報告書

2024年(令和6年)3月

発行: 藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課